

平成26年9月定例会
文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	平成26年9月 9日 (火)
会 議 場 所	市役所 4階 委員会室
開 会 日 時	平成26年9月 9日 (火) 午前 8時56分
散 会 日 時	平成26年9月 9日 (火) 午後 6時01分
委 員 長	中島 清
委員会出席議員	
委 員 長	中島 清
副 委 員 長	坂本 国広
委 員	菅野 博子 加藤 久子 野本 恵司 潮田 幸子 頓所 澄江
欠 席 委 員	なし
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	1人

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 6 2 号	鴻巣市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6 3 号	鴻巣市重度要介護高齢者手当支給条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6 4 号	鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6 5 号	鴻巣市小児慢性疾患児見舞金支給条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6 6 号	鴻巣市難病患者手当支給条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6 7 号	鴻巣市ホームヘルプサービス手数料条例を廃止する条例	原案可決
第 6 8 号	鴻巣市重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6 9 号	鴻巣市立児童センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 0 号	鴻巣市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 1 号	鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 2 号	鴻巣市幼児保育審議会条例を廃止する条例	原案可決
第 7 3 号	鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	原案可決
第 7 4 号	鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	原案可決
第 7 5 号	鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	原案可決
第 7 6 号	鴻巣市保育の必要性の認定基準に関する条例	原案可決
第 7 7 号	鴻巣市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 8 1 号	平成 2 6 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 3 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 8 2 号	平成 2 6 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決

議案番号	議 題 名	審査結果
第 8 4 号	平成 2 6 年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
第 8 5 号	平成 2 5 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認 定
第 8 6 号	平成 2 5 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認 定
第 8 8 号	平成 2 5 年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について	認 定
第 9 1 号	平成 2 5 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認 定
	自殺対策条例制定の調査等について	継続審査

委員会執行部出席者

（福祉部）

福祉部長 望月 栄
福祉部副部長 瀬山 久江
福祉課長 吉田 隆一
障がい福祉課長 杉山 彰男
子育て支援課長 春山 一雄
臨時福祉給付金支給プロジェクト副参事 田口千恵子
こども発達支援課長 高橋 正
保育課長 中村 幸司
保育課副参事 永野 和美

（保健医療部）

保健医療部長 福田 芳智
保健医療部副部長 川端由紀江
健康づくり課長 小沢 信吉
国保年金課長 瀬山 慎二
介護保険課長 高木 啓一

（教育総務部）

教育総務部長 牛田 忠
教育総務副部長 田中 潔
教育総務課長 村田 弘一
生涯学習課長 細野 兼弘
生涯学習課副参事 山崎 武
スポーツ課長 森田 政男
副部長兼中央公民館長 四方 輝雄

（学校教育部）

学校教育部長 小林三智雄
副部長兼学務課長 牧田 卓司
学務課副参事 初貝 博幸
学校支援課長 柳 雅之
学校支援課副参事 福島 栄
教育支援センター所長 松本笑美子
学校給食課長 清水 新一

書 記 篠 原 亮
中 根 規 子

(開議 午前8時56分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

それでは、説明が終わっておりますので、質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか。

(頓所) それでは、105ページの地域福祉計画策定事業についてお伺いします。

13節というのですか、13節の諸委託料で、たしか予算では200万の計上をされていたと思うのですが、78万7,500円になっているのは、委託料がこんなに減っているのは何か理由があるのかお伺いいたします。

(福祉課長) 計画策定に当たりまして、入札によりましてコンサルタント業者の選定を行った結果、安く業務委託することができました。以上でございます。

(頓所) 入札するときの何か予定価格みたいなのはあるのですか。こういう委託料というのに対して。

(福祉課長) 一応入札の際の予定価格等は決まっております。

(頓所) 幾らぐらいだったのでしょうか。

(福祉課長) 予算で200万をつけていたわけですので、予定……

(頓所) 予定価格って、かなり金額が乖離しているので、そこを。

(福祉課長) 今入札のときの資料を持ってきてございませんので、確認をしましてお答えしたいと思います。

(頓所) では、続きまして、109ページの身体障がい者福祉費庶務事業についてお伺いします。

電算処理業務委託料も、これも予算にはなかったと思うのですが、これが入った理由と、それから繰越明許費の648万円の何が繰り越しされたのかお伺いします。

(障がい福祉課長) お答えします。

障がい者福祉費のほうで、繰越明許になりましたのが総合支援法に基づくシステムの改修事業になります。これが648万になるのですが、これ国の補助事業で行っておりまして、国の補助金のほうが確定されずに歳入として入ってこなかったものですから、実際にシステム改修を行い始め

たのが3月から4回にわたって新年度にまたがって実際にシステム改修を行っておりますので、今年度に入って8月に648万のシステム改修を終了しまして、支払いのほうも終わっております。

(頓所) そうしますと、このシステム改修というのは本来だったらいつから稼働するためなの。来年の向けてのことなのですか。時期。

(障がい福祉課長) システム改修については、国で同時に全国のほうに発注して、それで改修を一斉に行っております。今回システム改修についての国の指示がおくれまして、3月から着手ということになりましたので、それを4回に分けて着手するということはもう新年度にまたがるということで、繰越明許の予算としては資料は持っていたのですが、国からの120万円が入ってこなかったために繰り越しとなりました。

(頓所) ということは、システムはもう順調に作動されているという、改修が終わっているということですか。

(障がい福祉課長) はい、現在システムのほうは稼働しております。

(頓所) それでは、13節の電算処理業務委託料については。当初予算にはなかったと思うのですけれども。

(済みませんの声あり)

(委員長) 時間かかるかな。

頓所委員、ほかに質問。

(頓所) では、127ページの特別児童扶養手当支給事業について。12節の郵券料、これは何かのお知らせをしたのか何か。どんなことに使われたのかお伺いします。

(子育て支援課長) 特別児童扶養手当でよろしいですか。の郵券料ということ。

(頓所) はい、そうです。

(子育て支援課長) 特児の郵券料につきましては、県からの進達ということでやっていますので、主に県への事務の送付というのでしょうか、そういった文書の送付料が多いと考えております。

(頓所) はい、わかりました。

そうしましたら、143ページの安心・元気！保育サービス支援事業につい

て。民間保育所に出したもののなのですけれども、障がい児を受け入れた場合という、何人ぐらい受け入れて、予算よりもかなりふえているので、その対象人数がふえたのか、利用された人が多いのかをお伺いします。

（保育課長）安心・元気の障がい児保育の関係の延べ人数でございますが、年間で28人の4万円という形でのっております。

以上です。

（頓所）延べということは、1人の……対象児というのですか、は何人になるのですか。

（保育課長）対象児につきましては、3名、3つの保育所でそれぞれ1名ずつ受け入れをしておるということでございます。

（頓所）それでは、ここの項目にないのですけれども、認定こども園の下に予算では病児保育事業というのがあったと思うのですが、この病児保育事業は決算にないということは、事業としてなかったということなのですか。

（保育課長）25年度につきましては、支出というか、途中で補正をさせていただきまして、病児保育は本来ならば25年度の、26年の1月からという形で予算計上をさせていただきましたが、調整等の関係で26年度4月から実施ということで、25年度の決算には上がってきておりません。以上です。

（頓所）そしたら、おくれた理由というのをもう一度。相手方との調整がいかなかったのか。何で25年度に実施できなかったのか教えてください。

（保育課長）病児保育につきましては、ヘリオス会と調整をさせていただいた中で、25年度中の開所が難しいということで、その一つにつきましては施設の関係と、あと人員の関係で25年度中の実施が難しいということで判断をいたしまして4月からという形に。

（頓所）はい、わかりました。

そうしましたら、247ページの子ども教育ゆめ基金積立金について。これは、毎年毎年金額が決まっているのか。大体50万ずつを何か基金としてやっていくような記憶があったのですが、今回158万5,500円というふう

になっているのですけれども、その基金についてお聞かせください。

（学校支援課長）この子ども教育ゆめ基金に関しましては、毎年基金を個人、または事業所のほうから積みますので、その年によって金額は違ってくるかなというふうに思います。ただ、大体この150万ぐらいの金額が基金として来るといふ形にはなっております。

それから、先ほどの50万という金額なのですけれども、それに関しては海外派遣の事業、毎年ゆめ基金枠ということで2人目の派遣生を派遣するという形で、その額として50万ということで計上してあります。以上です。

（頓所）そうすると、毎年寄附いただく金額とか、それによって違ってくると。市のほうは50万は確実にいうか、毎年積み立てていくという感じなのですか。

（学校支援課長）積み立てていきますのは、この基金が、寄附された額ですね、先ほど言った個人や事業所の方から寄附いただいた額を積み立てていくということで、先ほどの50万は海外派遣に使われると、その額でございます。

（頓所）それでは、251ページの放課後子ども教室推進事業で、これほどのぐらいの。ほぼ市内の小学校では放課後子ども教室が全校になっているのか。大体人数、利用されている児童の数がわかれば教えていただけますか。

（教育支援センター所長）昨年においては、9校の開設をしております。全体の児童の利用人数は817人。実施日数としては318日。回数としては833回。地域のボランティアの方の協力者は202人になっております。以上です。

（頓所）この中には、多分学校応援団とか、次のページの地域人材活用の中での人たちが入っているというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

（教育支援センター所長）学校によって地域の人材についてはまちまちになっておりまして、学校応援団がそのまま入っている学校もあるし、本当に独自に人のつながりで入ってきている学校もありますし、あとP

TAの関係者が入っている学校もあるということで、一律学校応援団がというところではなくて、本当にいろんな地域の人がこの事業に協力しようというところに入ってきていただいているというのが実情でございます。

以上です。

（頓所）そうすると、今9校とおっしゃったのですけれども、今後全校、鴻巣市内の小学校でふやしていく支援とか、これから、放課後子ども事業ってとても大事なものだと思いますので、ふやしていくような市として推進していくとか、何か支援していくとか、そういうようなことは考えられていますか。

（教育支援センター所長）この事業は、文科省のほうから最初から全ての児童を対象にということをやっております、そういうところでは鴻巣市においては小学校、全部の学校の児童を対象ということで一応開設を図ってきたところなんです。今後もまだ開設されていない学校等がありますので、今年度もやはり校長会において開設についての協力を求め、実情をよく調査をしながら、まずどこから、地域の人々の協力も大きいので、そういう多方面から検討して適正な開設を進めていきたいと思っております。

以上です。

（頓所）私も以上です。

（障がい福祉課長）先ほどの頓所議員の質問にお答えします。身体障がい者福祉庶務事業についてでございますが、委託料のほうで繰越明許以外の部分について154万3,185円と。これの委託料につきましては、重度心身障害者手当に係る福祉総合システムの改修業務になります。内容としましては、昨年条例改正を行いまして、重度心身障害者手当と福祉年金が一緒の項目になりましたので、それに伴う電算処理のシステム改修になります。

費用につきましては、市単独事業でございます。

以上でございます。

（菅野）済みません、後ろからやらさせていただきます。明快な答弁をお

願います。

275ページ、社会人権教育事業と人権教育団体等研修会、いわゆる人権というのとほとんど同和だと思えるのですけれども多くは、この下の人権教育団体の中で人権教育研修参加者負担金14万7,000円が入っていますが、これはどの人権の研修会に行ったのか。何人行ったのか。

（生涯学習課長）こちらの研修会につきましては、運動団体等が開催をする研修会及び行政が開催をする研修会のほうに職員を参加させているという支出になります。

（菅野）その運動団体がどこで、何人行ったか聞いています。

（生涯学習課長）人権研修会につきましては、宿泊研修が年間9回ですか。研修先といたしましては、群馬県の……

（菅野）ちょっと時間がないの。行き先を聞いているのではありません。どこが主催する運営団体に行っているかって。解同でしょう。解同のやるところに行っているのでしょうか。それを聞いているのです。どこが主催する運営団体か。行った先はどこでもいいけれども。

（生涯学習課長）部落解放同盟埼玉県連合会、それから部落解放同盟北足立郡協議会、それから部落解放愛する会、それから部落解放正統派埼玉県連合会になります。

（菅野）要するに補助金を出している全部のところへ行っているということですね。いつまで同和施策をやるために9回も出張をするのかと。それから、その先の社会人権教育事業で印刷製本費に25万近く使っていますけれども、これはどこに配布して、どのような成果があると認識しているのかお聞きします。いつまで行くのかと、同和団体の研修に。

（生涯学習課長）人権文集の印刷費のほうですけれども、こちらのほうは学校支援課と生涯学習課のほうでそれぞれ予算を持ち合いまして作成をしております。こちらのほうは、各小中学校児童生徒及び公民館祭等で配布をさせていただいております。部数としては、1万部作成をさせていただきます。

それから、いつまでこの同和対策続けるのかというご質問でございますが、まことに残念なことに、この同和関係に関しての差別につきまして

はいまだに解消されていないというふうに認識をしております。平成24年度に内閣府が実施をいたしました人権擁護に関する世論調査等でも、結婚問題で周囲の反対を受けることですか身元調査をされる等、さまざまな同和問題が起きているというアンケート調査でも回答が多く見られております。特にわからないですとか、特に差別はないというふうに答えた方が3割ほどいらっしゃいますが、裏を返しますと7割の方は何かしらの同和差別があるというふうに感じているというふうに解釈をしております。

(菅野) これは幾ら言ってもあれですけれども、どこが調べた調査でも5本の指に同和差別なんて入っていません。そもそも誰も差別なんかしていません。こういう逆差別があるから、国民の中から反対の声が出るのであって、それを生み出しているのは行政が行うからです。行政がやめてしまえば、同和政策をやめたところは何もなくなったと言っています。そもそも誰も差別なんかしていないのですから。

267ページ、中学校と小学校のこれ合わせて図書費で中学校が349万。ということは、1校当たり12校で割ると43万7,000円。小学校は、257ページが449万で、19校で割ると23万6,000円。去年とも同じような額ですけれども、図書費、これで十分子どもたちの教育を担う本が買えるか、そこをお聞きします。

(教育総務課長) 図書費でございますけれども、図書については図書充足率というものがございまして、これは平成25年度でございますけれども、小学校全体でいきますと標準数が14万5,440冊、それで25年度末でいきますと16万2,434冊ということで、学校全てで充足しているわけではないのですけれども、小学校全体としては充足しているというふうに捉えております。

それから、中学校ですけれども、標準図書数が8万3,680に対しまして7万4,921冊と、中学校に対しては若干の不足ということで、今後充足率を満たすような方向で予算等を確保していきたいというふうに考えております。

(菅野) 同じ267ページで、部活推進事業というのが上から2つ目にあり

ますね。238万計上していますが、去年は297万9,000円計上しております、この一番下の部活推進交付金って120万、これは去年も120万出していますけれども、この点に関してなぜ金額が五十数万減っているのか。それから、行政質問でも言いましたけれども、中学校の教師の忙しいのをちょっとでも援助するために部活をいわゆる市民に頼むのはどうかということもあるわけですが、そこら辺を絡めての答弁をお願いします。

（学校支援課長）部活動外部指導者に関しましては、毎年40人という枠で、各学校の希望に応じてその外部指導者の金額ということで計上しております。

また、先ほどの差額の件なのですけれども、これに関しましては関東、全国大会に出場するチーム、または個人の補助金ということで、その辺が昨年、またおととしと人数が違うものですから、その差額が出ている形になります。

以上です。

（菅野）外部の講師を部活で頼んだ場合、1時間幾らぐらいになっているのか。それから、学校の先生の場合は残業ないということで、残業つかないですよ。でも、部活とかの場合は2,500円か、何がしかついていると思うのですが、そこら辺を労働に見合った賃金になるのか。この点だけお聞きします。

（学校支援課長）外部指導者の謝礼に関しましては、1回1,080円という形で計上しております。金額に関しましては、補助金等々の関係でおととしよりも少なくはなっておりますけれども、現在1回1,080円という形で計上しております。

（何事か声あり）

（学校支援課長）はい。

（菅野）先生の指導者、二千……残業ないのにずっと部活指導しているではない、先生が。

（学校支援課長）済みません。教員に関しましては、土日部活動に3時間以上指導した場合は2,400円ということで。

(菅野)外部指導者1回1,080円ですからね。1時間ではないですからね。2時間やろうが3時間やろうが、大会でどこかへついていこうが1,080円という。これはもう常識を覆す賃金であると思うのですけれども、部長、これをどう思いますか。何とかしなくては申しわけないと思いませんか。

(学校教育部長)外部指導者の謝礼の金額がちょっと少ないのではないかということなのですが、確かに本市を他市、近隣市町と比べますと若干この謝礼のほうに金額が少なくなっております。これは、国のエキスパート事業という事業を利用してやっておるのですけれども、この補助をいただきながらやっているのですが、どうしても学校からもう少しふやしてほしいということで、人数をふやした関係で総額が変わらないというところで単価を少しづつ落としていったというところでありまして、近隣との関係もございまして、この辺についてはこれからちょっと検討していく必要があるかなと。ほとんどの方がボランティアということで、金額に関してはそれほど何かこちらのほうに問い合わせはあるわけではないのですが、もちろん保険も入っていますけれども、余りボランティアの善意だけに頼ることなく、それにふさわしい謝礼を考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

(菅野)先生も3時間以上やった場合2,400円と、これだって安いですよ。労働に見合う報酬とは言えないですよ。いわゆる善意に頼っているものですかね。そういうことが部活の中で公正に子どもたちに対処されていないとか、そういう負の分野も許してしまうということにならないでしょうか。安くてお願いしているのだからということにね。教育局のほうから強力に改善を申し出て、せめて世論の代金に似合う、給与に似合う料金にすべきだと思うのですけれども。いつそういう学校になっていきます。

(学校教育部長)教員の部活動の部活動手当については、勤務時間、教員の特殊業務勤務手当という県の条例でこれは金額が定められておりまして、例えば土日にやった場合あるいは土日に遠征して行く場合等々、

若干金額が変わっておりますが、県の条例でこの金額については定められております。ただ、今国のほうもやはりそういう部活動の負担軽減の一環ということで、その手当についても若干見直しをされるというような情報も入っておりますので、国や県の動向を見きわめながら対応してまいりたいと思います。

また、土日については、基本的には学校、市のほうでどちらか必ず1日は休むというような規定もございまして、教員の勤務負担も考えまして、過度になり過ぎないように指導してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(菅野) ぜひ教員の過重労働のないように、100時間以上で過労死寸前だと既に川口教組の報告も出ておりますので、お願いします。

247ページ、下から4つ目、外国語の指導助手が、民間ALTが去年3,270万が2,500万ということは700万も減って、何か指導する量がふえているのにお金が減っているような気がするのですが、これは何ででしょう。

(学校支援課長) この額に関しましては、プロポーザルを行いまして、RCSコーポレーション、BOEDERLINK、ジョイトーク、ハートコーポレーション、それからこども英会話のミネルヴァという5つの会社のプロポーザルをやりました。その中でジョイトークという会社を選んだわけですけれども、そのジョイトーク金額安いというだけではなく、研修制度がすごく整っているということ、何かまた問題があった場合はすぐ対応をしてくれるという、昨年そういった事案からこのジョイトークを選んで、その金額の差で額が下がったということになります。以上です。

(菅野) これってひどいではないですか。だって、やる仕事は3,200万のときと変わらないわけですよ。それが2,500万でできるということは、どう考えたって人件費減らして。全部人件費なのですから。プロポーザルで安ければいいのではないと思いますよ。入札だって安ければいいのではないではないですか。ちゃんと基準があるではないですか。最低の基準として入札だってやっているのに、これは労働者たたきを行政みずか

らやっいていいのでしょうか。どうですか。

（学校支援課長） 済みません。説明不足でございました。昨年度のクーリングオフ制度という期間が、労働派遣法というものがございまして、1年間、12カ月契約をするというのではなく、9カ月ですか、それを契約をするということで、その分金額が安くなったという形になります。

（菅野）ということは、3カ月分ここに上乘せになるということですか。9カ月だけ利用して、あとはまた別なプロポーザルをやるということですか。

（学校支援課長） 契約期間が9カ月という形になりますので、その3カ月分は、これは労働派遣法というクーリングオフ期間を設けなければいけないということがございましたので、その分差額として減ったという形になったということです。

（菅野） 9カ月分たって278万にしかありませんよ。700万から減って、仮に足しても278万で、2,800万ぐらいにしかありませんよ。3カ月分、この分さらに足すとしても。安上がりで使っているのではないのですか。労働者の権利を守るお金になっているのでしょうか。プロポーザルのやり方が問題ではないですか。どうなのでしょう。これは部長ですね。わかりませんか。部長は直接あれしていないから。

（学校教育部長） クーリングオフ期間ということで、実質9カ月間の勤務ということで12カ月分の差し引きがあるわけですが、プロポーザルするときにはしっかりこちらで仕様書をつくりまして、その指導の成果が落ちないように、また子どもたちへの指導力、指導の部分が質的に落ちないようにということで仕様書をしっかりつくった上でプロポーザルをやっておりますので、特にALTの方がほかの会社、前と比べて質が落ちたとかという話は、報告は受けておりません。

以上です。

（菅野） それなら、なおさらのことちゃんとした賃金を保障すべきだと思えるのですよね。3,270万が余分に出したものとは思えませんので。安ければいいという市の業務委託というのは、本来建設事業にしても何にしまししないことになっているではないですか。そういうのを教育分野で

もやるべきだと思うのです。外国の方もいると思うのです。日本に来て安月給で使われて、まして物価が高くて、それはどうなのかと思うのですが、前回と比べて仕事量が変わらなければ、それと余り変わらない価格が本来の価格として最低水準に入れてプロポーザルするとかという、そういう方式にはならないですか。安ければいいというのですか。もう一回。安月給ですから、生活していけないではない。

（学校教育部長）今ご指摘いただいた点を十分踏まえて今後検討していきたいと思います。

（菅野）では、次は159ページ、生活保護です。

この年は、8月に9割以上の方が10%生活保護が削減されました。さらに、今安倍政権は、医療扶助が非常に多いわけですよ。一番多いのは医療扶助です、4億8,900万で。これから医療扶助をふやしていく、彼らの減らすのを適正化というのです。医療扶助を適正化していくと。自治体による保健指導で医療機関の受診を抑制するのだということを今言っています。昨年さんざん、1割から減らしたわけですけども、この点について影響額がどうであったのか。11億3,942万6,647円が前年度なのに、この年は10億5,000万。ですから、8,000万から減っているのです。生保の人数はふえているわけですから、それが8,000万減っているということはどういう影響があって、どれだけの人が減った状況なのか、まずその点をお聞きします。

（福祉課長）被保護者数につきましては、横ばいの状況でございます。その中で、レセプトの点検等、そういった審査等もする中で、医療扶助費につきましては10.7%の減少となっております。

以上でございます。

（菅野）そうすると、確かに医療扶助が、前年度5億4,700万ですから、4億8,900万になったということは、6,000万ぐらいを医療扶助でカットしたというか、適正にしたと言うのでしょうか、これはだって医療の場合は先に診察券、診察していいですかというのをもらって病院に行くわけですよ。その段階で、いや、そんな大したことないから、行くことないのだよ、そこらの薬でも飲んでなと言って追い返しているの

ではないのでしょうか。どうしてこんなに6,000万も下がったのか。

（福祉課長）医療扶助につきましては、医療券の支給につきましては適切に相談にきちんとケースワーカーが乗ってそういった追い返すようなことはしておりません。

それで、医療扶助費につきましては、この医療費、そのときに高額の治療費がかかるような患者さん等がおりますと数千万単位で変わったりしますので、こちらレセプトの点検等もそうですが、そのほかジェネリック医薬品を勧めたりとか、そういったことによりまして結果として医療費が下がったと考えております。

以上でございます。

（菅野）先ほど言いましたけれども、9%下がった人が何人ぐらいとか、金額とか、そういう指標をまず教えてください。

それから、ジェネリックの薬とすぐ言いますが、私もいろいろ病院行っていますけれども、医者へ行って薬をもらうときに薬の処方箋くれますよね。今大抵もうかるために院外で処方しているわけです。窓口でやっているのならこれジェネリックにしてと言えますけれども、院外で薬局やほかのところへ行くときにジェネリックと言ったってもう決まって出てきてしまうわけで、なかなか言えませんよね。病院によっては、ジェネリックをやっているという病院があります。大変薬代安いです。やっているところは、最初からそういう張り紙があってやってあります。張り紙のないところはやっていない。どうやってジェネリックを市民が利用できるように現場と連携しているのでしょうか。そこもお聞きします。数値わからなければ後で言ってください。ジェネリックだけ言ってください。

（福祉課長）医療券に対しましても、そういったジェネリックの医薬品の普及を、相談の中でもそういったお勧めしている状況でございます。

（菅野）だから、勧められても医者に行っても現場で言えないと言っているのですよ。例えば私なんか北本の病院行くと、その病院はジェネリックの薬を使っていますと書いて、700円とか600円ぐらいです。ちょっとした風邪薬とか2種類ぐらいもらっても。確かに安いですよ。3割

負担ですだからね。でも、いつも行っているいい病院と言われるところなんてそんなこと書いていません。医者にジェネリックで処方してくださいなんてそもそも言えませんよね。お金払うとき一緒になって処方箋も出てきてしまうのですから。そこをどう医者に指導していますか、医師会や薬剤師会などとどういう話になっていますかということなのです。患者からは言えませんよ。そんなこと言えない。では、言えるのだ。

(何事か声あり)

(菅野) タイムと言っていますよ。

(何事か声あり)

(福祉部長) 通常私も病院かかっているときにお医者さんと話す、結局処方箋をお医者さんに書いてもらいますので、お医者さんにジェネリックありますかと聞けばよろしいだけで、窓口に書いてある、書いていないではなくて、生活保護のほうに関してはジェネリックを利用してくださいと、要するに患者さんのほう、生活保護者のほうにやっぱり言って、病院のほうで相談してくださいというふうに言うしかないわけです、現実論として。ですから、その病院によってはジェネリックになるでしょうし、ならないというのはあくまでもお医者さんと生活保護者の方がその受診されたときに話をさせていただくということで、また保健医療部のほうでもジェネリックを推奨しているわけですから、そういったことはいずれにしても推進していくというふうに考えています。

以上です。

(菅野) わかりました。生保には指導しているということですので、生保は気が小さいから言えない……うそでしょう。あなたたちは口が達者ではない。口が達者。

121ページ。いや、今回実に簡単に終わったと思ったら、説明をぶっ飛ばしてやったのですね。今までは大抵上からだだだだっと、早口だけれども、言っていますよ。書き切れないほど早口だけれども。今度早く終わったと思ったら、実によく飛ばしましたね。だから、聞きます。121ページのシルバー人材センターの人数が何人かといつも言うのですけれども、何で。飛ばされたので、教えてください。シルバーってここでしょ

う。ここですよね、シルバー人材センター。

（福祉課長）シルバー人材センターの登録者数でございますが、26年の3月末現在、登録者数が772名。男性558、女性214名でございます。

（菅野）去年819人というのが772人ということは47人減っているのですけれども、これ減った要因をどう捉えていますか。

（福祉課長）こちら22年度からずっと減少傾向にございまして、24年ですと862人、25年819人、26年772人という減少傾向でございますが、こちらにつきましてはその会員数の、シルバーの結果として登録者が減っているという部分でございまして、シルバー人材センター自身のほうは会員の募集に努めているというふうに聞いております。

（菅野）全然市民の立場に立っていないね。これはもう課長ではだめです。部長から答えてください。だって、年寄りにはふえているのですよ。年金減らされてお金がないのですよ。仕事したくたって言われますよ。

「菅野さん、生出塚団地に公園、あんたが草刈らないでシルバーに出してくんな。おらほうは仕事なくて、もう2万7,000円ぐらいしかなんねえんだよ」と。ひと夏。草刈る人が。シルバーに出してくれというわけです。まず、仕事がない。それなのに3,000円も入会金を取る。それから、そのほかに厚生費、みんなの交流する厚生費だ何かと1,000円取るので。結局仕事もないのに4,000円毎年払わなくてはいけない。何でこんなに高いのだというわけです。内部のことだからと言いますけれども、シルバーの代表になる人は今まで市議員だった人が市長の肝いりでなるのかもしれませんが。私はしてほしいけれども、絶対しないよね、もしやめてもね。落ちてもね。だから、そういう入っている人の立場になっていない。仕事がない。それから、もっと最悪なのは、仕事をとりたいために3時間半ぐらいかかる掃除の仕事を2時間でとっているのです。それで、女性が掃除をするのです。3時間半かかりますよと。誰がやってもかかるの。2時間ではできない。2時間分しかくれないのだから。そしたら何て言うかと思ったら、2時間で帰ってしまえばいいと言うのです。そんなことができますか。どこに便所掃除やらないで内側だけちょこちょこっとやって帰れますか。結局3時間半やって2時間し

かもらわない。もうやっつけられないと。それで、人がくるくる、くるくるかわるわけです。そういうことを押しつけながら会費を取っている。川越なんか500円だよと。お楽しみの必要な金は、やるときに経費を取ればいいのだと。500円なら入っていてもいいけれども、4,000円も毎年取られるのではたまらないよというわけです。仕事が減っているというなら、代表の、どういう立場の人、何ていうのだけ。一番先頭に立つ人。

(理事長の声あり)

(菅野) 理事長。理事長は仕事とるために足を棒にして歩いて、市にこの仕事、あの仕事よこせという、そこまでやるかですけれども、それもやっていないようですし、ここら辺は幾ら別な団体といたって、市のお金がこれほど入っているのですから、指導すべきではないでしょうか。できないか、できるか。

(福祉部長) さっき課長が言ったとおり、確かに減少傾向というのはずっと続いているというのは私ども認識してまして、菅野委員さんのおっしゃったとおり、別組織だから指導がという話、確かに……

(菅野) だって、こんなに補助金出しているではないですか。

(福祉部長) 補助金を出すことと会費を取って運営していくことのどこまで市のほうは言えるのかというのは当然ありますので、内部的な組織の改革には任せたいと思うのですけれども、一方でやっぱり市の業務のほうもそうなのですけれども、派遣法の絡みがあって、直接に例えば窓口なんかは今まで公民館なんかをシルバーのほうで来ていただいてやっていたものがなかなかできなくて、市の直営という形で今切りかわってたり。そんな中で、この間も、前定例会だったと思うのですけれども、空き家の監視業務とか、そういった部分での草刈りの委託とか、そういった新しいところも実際にシルバーとどうなのかというほうは今協議をしているようなことを伺っておりますので、市のほうとしてもできる業務はやはりやっていただきたいというふうに思っております。ただ、地域の草刈りを全てシルバーにやるのが果たしていいのかというのも、一方で市民との協働という立場もありますので、そこら辺の考え方は整

理する必要があるだろうなと思います。ただ、一方でシルバーが今までやってきた仕事をずっと同じ業務でやっていますと当然民間のほうもそこには参入してまいりますので、やっぱりシルバーはシルバーとしての生き残りであったり、新しい業務の開拓をすべきだろうという話は、市のほうの職員が行っていますので、そこら辺の話も交換はさせていただいております。

以上です。

（菅野）今のの最良のがあります。坂戸市では、シルバーの方に班長段階まで市の広報物を届けさせているのです。これはシルバーの仕事あります。自分の住んでいるところに配ればいいのですから。今1年間に自治会に出す事務交付金、1世帯当たりたった500円です。均等割2万つきますけれども。たった500円であれほどの配付物を行政が配らせています。事務交付金たった500円ですよ。年12回。2回を1回にしたけれども、それも量がふえたですよ。クリアではない、あの映画館ではないと全戸配布で、もう幾ら入れても500円だからがんがん来て、自治会の役員の人にはもう今、年寄りが多いのに本当に大変です。坂戸市は、随分前から班長段階まで市の広報物を落として、それはシルバーを通して落としているのです。シルバーは自分の自治会に届ければいいのですから、多くのシルバーに仕事は行きますしね。こういうことをセットで検討すべきではないでしょうか。できますか。1回議会で言ったのだけれども。

（福祉部長）自治会のほうの問題は、委員会が違いますので、私のほうはコメントをするつもりありませんけれども、いずれにしてもシルバー側サイドがどの仕事ができるのかということで、役所なんかの受けている業務に関して拡大という意味であれば、シルバーサイドからやはり市のほうへ話しかけるのも一つかと思います。例えば今みたいなことをやらせてもらえないかという形での協議というのはできるかと思っておりますので、新たなそういう仕事を確保していかない限り、やっぱり当然民間が入ってきますので、ずっとシルバーが今までやっていたものは全てシルバーという考え方はなくなりますので、その辺はシルバーとももう一度協議をしていきたいなというふうには思っております。

(菅野) わかりました。シルバーのところへ行っています。
次。

(委員長) ほかに。

(菅野) まだ終わっていない。105ページ。もう少しです。

(委員長) 時間です。

(菅野) あと4つ。

(委員長) 時間です。

(菅野) 時間たって、遅くなっちゃって、10時になっちゃって11時になっちゃってちゃんと論議すべきでしょう、決算委員会なら決算委員会に。最後の決算委員会なのだ。

(委員長) ほかにありますか。

(菅野) 105ページ。社会福祉協議会の……

(委員長) 菅野委員、後で担当の部課のところへ行ってみてください。

(菅野) だめです、それでは。それでは議会ではないではないですか。こんな時間制限した常任委員会なんてないですよ。今まで8時、9時までかかったこともあるけれども、8時、9時なんかかかりますよ。まだ10時前で、私あと何分で終わるのですから。あと4件ですよ。

(委員長) では、簡潔にお願いします。

(菅野) 答弁も簡潔にと言ってください。

社会福祉協議会の正規の職員含めて人数が何人いるかです。これ資料でどこかで出ていましたね。仕事との関係聞きますので。

(福祉課長) 現在正職員28名、準職員92名、合計120名おります。

(菅野) 正職員がたった28名しかいなくなると。以前は本当にいっぱいいたのですよね。50人も60人もいたのです。そんな中で、この下の災害、要するに福祉見守り員にしろ、地域福祉計画にしろ、非常に難しい仕事を今どんどん社協に投げているわけです。本当に見ているのが気の毒です。気の毒で、無理やり生出塚で福祉見守り員つくって名簿持っていきました。もうあのかわいい美人さんが気の毒で、全くもう。ですから、これは社協がなぜこんなに正規の職員が少ないのですか。なぜこん

なに少なくして大変な思いするのかと。市の仕事がどんどん行くのにね。それは、市がちゃんと社協におろす補助金が少ないからではないのですか。ここら辺を見直すことはできませんか、正規の職員をふやすために。死んでしまいますよ。部長ですね。

（福祉部長）社会福祉協議会の業務が非常にふえているというのは、私も福祉部来まして地域福祉計画等を協議していく中では実感をしております。1つには、やはり合併がありまして、当然市のほうの組織もそうだったのですけれども、社協のほうの人数を削減していくというのが1つ大きな課題ではありました。そういった意味では、合併後社協自身がそういった財務体質強化をしていくということで職員を削減してきたのは事実かと思えます。ただ、やはりここに来まして、やっぱり年代構成、社協の職員の年代構成も大分偏りが出てきている、要するに新しい職員が入ってきていないということがありますので、その点は私どものほうも社協のほうへ話を通してございます。少し全体の職員構成を考えた中での採用計画もやるべきなのではないかというのが1つ。それには、当然今社協として、介護保険が契機だったとは思うのですけれども、大分社協のあり方が変わってきていたと思うのです。ですから、そこら辺を含めて社協自身が自分の組織のことをよく十分協議していただいた中で、体質、そういった職員構成のほうも改善していくのかなというふうに考えております。そういった中で、当然補助金も含めて協議はしなくてはならないかなというふうには考えております。

以上です。

（菅野）社協の問題もありますけれども、市がなぜあれほど何もかも社協任せにするのかと。例えば市の中にちゃんと地域包括支援センターを置いて、介護部門については市がかなりの部分責任を負うとか、一定区間も含めて、そういうことがされるのならあれですけれども、福祉であれ何であれ全部社協に行くわけですよ。オレンジのデイサービス施設をやっているだけでも、民間企業と切磋琢磨の競争をしている。お客さんのとり合いですからね。そこを民間ではないところがやるなんて至難のわざだと思うのです。社協にしてもシルバー人材センターにしても、幾

ら経営主体は別でも市の、社協なんかまして市が本来やるべき仕事を社協にどんどん持っていつているわけです。福祉タクシーにしる、何にしるね。あれは何とかならないのですか。市が直営でやる分は直営でやると、社協にはもう最低限のものだけにすると、そういうふうになりませんか。

（福祉部長）当然その部分の事業委託を受けていただいて、その補助金の中で社協が運営をしているという事実がございます。今までその分野で市役所のほうに全然来ないかという、障がいなんかのお客様は6割、半分以上が社協ではなくて、やっぱり市のほうへ来ているわけですよ。ですから、両方はできるような形とっているのが一番お客さんはどっち行ったっていいわけですから、そういった面での大きな障がいがないのであれば、やはり社協と両方でやっていくべきだろうなというふうには思っております。ただ、いずれにしても事業が非常にふえてきてまいりましたので、そういった面での社協との協議は引き続き続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

（菅野）最後です。

33ページの教育総務費で、道徳教育総合支援事業委託金で87万が入っています。これに関してどのような内容の事業なのかお聞きします。

（学校支援課長）この金額に関しましては、昨年中学校のほうでパラリンピックの車椅子バスケットの講師料ということです。8校分の講師料。

（菅野）補正で言ったのと同じことを言っていますね。わかりましたけれども、一応補正ではパラリンピックで非常に効果があったということで賛成を押しはしましたが、県内で手を挙げたのは5校とかということでしたよね。本当の道徳というのは、やはり特別な人を連れてきてやるのではなくて、日常の勉強の中で弱い人が助けられる社会であり、勉強ならわからない子がみんなが教え合いの中で成長していくとか、そういったものであると思うのです。道徳を特別の教科として義務づけて政府は安倍首相が言いなりの下村文科相をもって進めようとしているところに、今の今年の秘密保護法から始まって国家安全保障会議のをして……

(委員長) 菅野委員。

(菅野) もう戦争への道の教育版なわけですから。

(委員長) 聞きたいポイントだけを質問して……

(菅野) これが大事で、避けて通れないのですよ。ですから、そういう深い観点で見て、教師の声をよく聞く道徳教育にしてほしいのです。国が特定の価値観を強制する道徳教科に無批判に迎合するということがないように、そこら辺はどういう形で保障ができるのかお聞きします。

(学校教育部長) 昨日菅野委員さんからの道徳の授業の中で子どもたちが自分の弱さにも向き合いながら自分と向き合う、そういう道徳も必要ではないかということで、大変私も感動いたしました。道徳の授業という時間は補充、深化、統合する時間でありまして、子どもたちは学校生活全体で友達や先生とのかかわりの中でさまざまな生き方を学んでおります。教師が何かを教え込むという授業ではなくて、ともに自分の弱さであるとか、あるいはこういうふう考えたということ子どもと教師がお互いに教室の場で考えを出し合いながら、子ども同士、また教師と子どもとの間で生き方を模索していく時間であると。ただ、そういった毎週1時間ある道徳の時間だけではなくて、時には学校以外、教師以外の方からいろんな考え方や、あるいは生き方を学ぶということも必要でございますので、そういった地域やほかの方から学び、また教室で子どもと教師同士で学ぶと、いろんなかかわりの中で自分の生き方をだんだん根っこをつくっていくというふう考えておりますので、そんな考えでこれからも道徳教育を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

(菅野) わかりました。

では、生保のは後で数字を言ってもらうようにお願いします。後で。

(委員長) では、生保のほうは。わかりますか。出ますか、答え。

(菅野) 減額になった部分の割合とか。8月の。わからなければ後でいいです。

(委員長) では、後で。

(菅野) 後でいいです。

(委員長) 直接。

(菅野) 頓所さんですって。

(委員長) 頓所さんに対する。

(福祉課長) 頓所委員からの地域福祉計画の予定価格でございますが、199万5,000円でございます。

以上でございます。

(委員長) では、菅野さんの質問については後で答えてください。出ますか。

(福祉課長) 生保のほうの8%削減の表につきましては、今ございませんので、後で作成しましてご提供します。

(菅野) ありがとうございます。

終わり。

(加藤) 最初は105ページです。先ほど菅野委員のほうからもありましたけれども、社協の補助金の関係との関連する中で、ここの105ページについてちょっとお聞きします。

下から3行目のところ、3行目というか、丸のところですね、地域支え合いの仕組み推進事業なのですけれども、これ50万というふうに、補助金が50万で決算も50万というふうなことになっていますけれども、この内容。実際にどんなことにこの50万を使ったのかという内容がわかりましたら教えてください。

(福祉課長) 地域支え合いの仕組み推進事業につきましては、これは元気な高齢者やボランティアの方が支援を必要としている高齢者や障がい者の生活支援、部屋の掃除、お食事づくり、買い物代行等を行いまして、その謝礼として地元商店で利用できる商品券を受け取る仕組みでございます。こちらにつきましては、現在利用会員が133名、協力会員が107名、利用件数が昨年度1年間で1,581件。主なものとしましては、買い物代行、部屋の掃除が多くなってございます。50万を市が補助しておりまして、全体の総事業費につきましては約500万、人件費が230万等となっております。

以上でございます。

（加藤）人件費がなんてありましたけれども、ではそのことよりもこの50万に対して、何かちょっと……では、どうぞ。お先に。

（福祉課長）50万については、この事業全体のものに対する補助金ということで出ておりますので、この事業の運営のためにこの50万がこの事業費の中、500万の中の一部を占めているという状況でございます。

（加藤）それは、この支え合い事業の中身は先ほど説明していただきましたけれども、私も会員として登録していますので、その辺は十分わかっているのです。実際に派遣されてというか、協力会員に行くではないですか。それに対して700円、1時間700円ということになっているわけなのですが、それで利用者から協力会員に行くお金というのがマイナスゼロになるわけですよ。そういう中で、この50万円というものはどういうところにこれを使っているのかということを知りたいのです。実際に協力会員が行ってお掃除なりいろいろする、そしてそれに対して700円で、協力会員にも700円が戻ってくる、戻ってくるという、還元されているわけです。ですから、この50万円というのはいくつ、最初のときは、もう3年前になるのかな、最初はパンフレットをつくったりとか、今もいろいろ配って、なくなればパンフレットもつくったりすると思うのですが、50万もどういうふうに使っているのかちょっと私も実際見えていないので、どういうものなのかなというふうにちょっとお聞きしているのですけれども。

（福祉課長）社会福祉協議会でこのコーディネーターをしている職員の人件費に主に使われております。

（加藤）職員の社協の人件費ですか。このために、では人を雇ってやっているということになるのですか。私吹上ですから、吹上の職員を見ても一向に職員はふえている様子ありませんけれどもね。鴻巣の向こうのほうは、箕田のほうはわかりませんが。吹上は吹上で、依頼があれば訪問して、調査をして行くとか行かないとかということを決めて、協力会員に連絡をして行ってもらえるかどうかということをやっているわけですよ。そんなに人件費にこれ使っているのですか。

（福祉課長）この事業で、このコーディネーター、これを社協の職員、

準職員を2名に増員しておりますので、その部分の。それで、総合福祉センターにいる社協の事務局の中にいる準職員、この事業にほぼ1名が専任の状態になっております。

以上でございます。

(加藤) そうですね。ちょっと考えられないのですけれども。では、吹上は吹上でやっているのに、吹上はでは今までどおりの職員体制でやっていて、鴻巣地域はそういうことでやっているという、そういう確認というか、認識なのですか。

これ県のほうからも最初のスタートは来ていましたよね。でも、これカットされたのでしたっけ、今年度からね。そういう中で、先ほどの社協の補助金のほうで関連するのですけれども、やはりこういう支え合い事業、これが県のほうのことで、私は本当だったらこれ商工会が事業としてやれば一番いい内容ではないかなと今でも思っているのですけれども、商工会も受けない、シルバーのほうでも受けてもらえなかったりいろいろあって、社協にこれが早く言えば押しつけられたような、そういう事業だと思うのです。結局これを事業していることによって700円というものの500円の商品券が発行されるわけで、200円というものが1時間の依頼されていくと200円ずつが上がっていくわけですね。その200円をプールしておいて、次また1時間行ったときに、だから3時間やらないとまただめなわけです。それを事務作業として社協の職員が一人一人の協力会員の名簿をつくって、今回誰々に行ってもらったから、では500円の発行をして、その後200円残っている、また1時間行ってもらいとまた500円の発行をして、事務作業がすごく煩雑するようなことになっているわけです。そういう事務作業が本当にふえている。あと、先ほどの支部社協なんかをつくったことによって、やはり今までストレートに町内会とかいろんな、吹上地域は会食とか何かやっていたりとか、助成金が来るわけですよ、1人100円と。1カ月に。そういうお金も社協からストレートに来ていたものを社協が支部社協にそのお金を出して、今度支部社協から各町内会のほうにそれが配られるわけですが、そういう中で結局本当に事務作業をしているのは社協なのですよ。支部社協

の会計さんはいるのですけれども、実質やっているのはそういうところからやって、本当に二重の作業をしていると。そんな大変な作業をしているということで、本当にもっと社協への補助金をふやしてきちんとした職員を入れるように、こちらからいろいろお願いしている部分が本当に多いので、そういうことをぜひ本当考えてほしいと思っているのですけれども、その辺の本当に大変な思いをしているというのをわかっているのかちょっとお聞きしたいと思います。

（福祉課長）この地域支え合いの仕組み事業につきましては、もともと社会福祉協議会で以前から家事援助サービス事業という事業をしておりまして、それを発展させる形でこの事業になったものでございます。ですから、その家事援助サービス事業のころからの準職員が今も担当しているという状況でございます。

以上でございます。

（加藤）以前からやっていますよ。でも、商品券を扱うということは、この事業が始まって改めて変えられたわけですよ。ですから、その辺の本当に社協の大変さを行政としてもちゃんとわかっているのかどうかというようなことを聞きたいのですけれども、ちょっと時間も余りありませんので、次に行きます。

111ページの入浴サービスですけれども、これって高齢者の方はかなり、障害手帳をもらうようになるとデイサービスやら何やらということでデイサービスの中で入浴を受けるということが多いかと思うのですけれども、これの決算での障がい者の入浴サービスをした人数がわかりましたらお聞きします。

（障がい福祉課長）それでは、お答えします。

重度障がい者の巡回入浴サービス事業につきましては、23年度から25年度までの利用者のデータがございましたので、お答えします。23年度につきましては16名で661回、それから24年度につきましては20名で783回、25年度につきましては22名で825回となっております。

（加藤）これ年齢的にはわかりますか。

（障がい福祉課長）申しわけありません。年齢でのデータはとっており

ません。

(加藤) では、次に行きます。

113ページの身体障がい者の自動車改造費と運転免許の取得費の関係ですけれども、これちょっと私も予算を見てこなかったのですが、実際にこの金額というのは何人の方が利用されて、1人当たりの限度額が幾らなのかをちょっとお聞かせください。

(障がい福祉課長) お答えします。

自動車運転免許取得でよろしいのですよね。

(加藤) それと両方です。改造と。

(障がい福祉課長) それでは、自動車運転免許につきましては、平成24年度の実施状況が3件です。一応助成額につきましては、上限が15万円ということになっております。平成25年度の利用者が1名となっております。

それから、自動車……

(加藤) 25年だけでいいですよ。これ25年の決算ですから。

(障がい福祉課長) 25年ですか。

(加藤) はい。

(障がい福祉課長) それから、自動車改造費の支給につきましては、これが上限が10万円となっております。25年度の利用者が1件です。

以上でございます。

(加藤) 25年度、この改造費が限度が10万円。

(障がい福祉課長) 改造費につきましては、限度額……

(加藤) 10万円ですよ。

(障がい福祉課長) はい。

(加藤) 7万2,000円出ているということでもいいのですね。では、とりあえず。大いにこういうことも利用していただけるようなことがあればいいなと思っています。

121ページの敬老祝金の関係なのですけれども、これ説明の中でというか、もうわかっていることですけれども、75歳からというふうなことでこれが出ています。75歳、病んでいる方それぞれかと思うのですけれど

も、普通の本当に75歳でもし亡くなられても、まだ若いよね、75歳というふうな、そういう声が今の環境の中ではすごくあるかなと思うのです。きのうの難病手当ではないですが、難病手当は本当難病だからということで手当を支給しているというふうなことですけれども、敬老祝金というのは、ゼロにしなくてもいいかと思うのですけれども、やっぱり年齢の引き上げというふうなことというのは一向に考えたことがないのか。私の地域でも、ことしの敬老会の対象者が30人ぐらい去年よりはふえているのです。350人ぐらいいるのですけれども、そういうやっぱり毎年毎年1町内会で、うちのほうは1,000世帯ちょっとあるからですけれども、1町内会でも30人とか、そんなふうにふえていくわけですよ。それで、本当に敬老会のお金もどんどんとふえていくと思うのです。難病手当のほうも5,000円をすると大変で1,000円でなんていうふうなことで1年1万2,000円ですけれども、75歳の人1万円上がるわけですよ。そういうことの中で、そういう整合性というか、同じ福祉の中でこういう祝金のことなどはどういうふうに考えているのかお聞かせください。

(何事か声あり)

(委員長) 菅野さん、静かにしてください。

(福祉課長) 確かにこちらにつきましては、年々対象者が……ただ、敬老祝金につきましては24年度が2,817名、100歳以上がプラス11名、25年度につきましては100歳以下が2,727名と、若干24年度よりは減っている状況でございます。ただ、敬老会の対象者につきましては年々増加している。

(福祉部長) 敬老祝金の見直しについて加藤委員さんのほうからご指摘いただいたのですけれども、5歳刻みで出すようになってしばらく確かにたっているわけです。前は1万円全員出していたという時期から。これ以上、では見直しすると10歳刻みなのか、80歳からという、そういう話になってまいりますので、当然委員さんから貴重なご提言ということで検討をさせていただきたいと思えます。

(加藤) 同じページのところの、先ほど菅野委員からもありましたけれども、シルバー人材センター、本当にどンドン最初は会員がふえて、1,000

名を超えれば県の補助金とかいろいろなのも上乘せになってくるとかいったらどんどんやっぱり減っている。というのは、実際本当に仕事を、先ほどの公民館とか、そういうところもシルバーでやってたのを、委託してやっていたものが全部臨時職員ということに何年か前から変わったということとか、とにかく登録しても仕事がないというのが実態というのを聞いています。ですから、2年前ぐらいにもやっぱり女性の方が登録したけれども、旅行だけは行ってきたのよと、でも全然仕事ないから、もうやめたのみたいな話も私も実際聞いていますし、私もこの登録してやっていたときに、子ども・子育て支援の関係でやって吹上地域で始めた事業がほとんどゼロというふうなことの、そういう事業内容になっていたのですよね。今現在はわかりませんが。そういうのやっぱり本当に、理事長も市長推薦でしたか、理事長さんというのはね。そういうことでやっている中で、やっぱりもっと行政がここに力を入れて、これだけのお金を出しながら、やはり地域のそういう高齢の方の生きがいという、今は生きがいじゃなくて、やっぱり60歳過ぎて仕事をしなければということで実際経済的に働いている人もいるわけですがけれども、もともとは生きがいというふうなことで始まった事業ではないかと思うのです。ですがけれども、やはりもうちょっと力を入れてやってほしいというふうに思いますけれども、シルバーはシルバーというふうな先ほどの部長の話もありましたけれども、全体見たときにはやはりかけ離せない内容ではないかと思うのですけれども、その辺どのように考えるかお聞かせください。

（福祉部長）確かに年金が65歳まで引き上げられるような中で、なかなか今60歳に定年しても非常に元気で働く世代ということで、逆に言えば70ぐらいまで働いてもいいのではないかみたいな話も今出ているわけですがけれども、市のほうではいずれにしても市が発注というか、シルバーのほうへ委託できるような事業というのはある程度限られていますので、そこら辺の中で見直しができて、先ほどの話ではないのですけれども、新たな事業をもし回せるのであれば積極的に考えたいとは思っています。一方で、やっぱり受けてもらう側のシルバーのほうの組織的な問題も多

分あるとは思いますが、そこら辺の意見交換をシルバーとやっぱりやらせていただいて、できる業務があればふやしていきたいなというふう
に思っております。

以上でございます。

（加藤）では、次へ行きます。

141ページの下のほうですけれども、こんにちは赤ちゃん事業の中で、きのうでしたっけ、説明ありましたよね。新生児訪問が何件で、八百何件
でしたっけ、それに訪問の対象者があって、それに行っていない漏れた
人たちのあれで赤ちゃん事業をやっているというふうなことですけれど
も、210万というふうな決算ですけれども、これ実際何人の方でそういう
訪問事業をやっているのでしょうか。

（子育て支援課長）こんにちは赤ちゃん事業の訪問員さんにつきまして
は、現在3名で対応しております。

以上です。

（加藤）これは、やはり保育士さんとか何か、そういった資格がある方
がやっというんですか。

（子育て支援課長）この事業の基準の中では、保育士あるいは保健師、
そういった有資格者が望ましいということにはなっておりますけれど
も、子育て経験のある母親であれば最低基準を満たしているというこ
とでございます。

以上です。

（加藤）実際その資格を持っているというだけよりは、それ実際に体験
しているんな面で役に立つとは思いますが、今までにいろんな
トラブルとか何か、そういったことは今までには過去にありませんか。
なければいいですよ。

（子育て支援課長）訪問をいたしまして、やはりきのうも申し上げまし
たけれども、子育てでなかなかご主人の帰りが遅かったり、あるいはご
両親が遠方に住んでおられたりということで、なかなか孤立しがちな母
親というのがふえております。そうした中で、子育てで誰か頼れる人が
いるかどうか、そういったことの確認をしたり、あるいはサロンに通っ

てかいるかどうかとか、近所でのおつき合い、子どもを交えてのおつき合いがあるかどうか、そういったことで子育てで悩んでいることについて相談する相手がいるかということで、そういった確認や相談を受けているわけですが、そういった面ではそういった市からの情報提供というのがありますので、市のほうではこういった近くでサロンをやっていますから、ご利用くださいとか、そういうアナウンスをして喜ばれたということはございます。

（加藤）では、次へ行きます。

177ページのこのとり交付金事業なのですけれども、これも平成21年でしたっけ、あれで減額されたのですよね。10万円が9万円ということで助成金が減らされていると思うのですけれども、これの実際の25年度のこの利用者、そして利用した結果によって赤ちゃんが授かったという、そういう実態がありましたら教えてください。

（健康づくり課長）25年度におきますこのとり交付金事業の実件数といたしましては、66件でございました。そのうちめでたく出産に結びついた件数が16件となっております。

以上でございます。

（加藤）数年前にこういうことの事業を始めて、それだけのことで、それだけそういう利用者がいてこういう実績があるということは本当にいいことだというふうに思いますよね。

では、その下のところの夜間診療の関係ですけれども、これはたしか北里と上尾中央ですか、していることなのかなと思うのですけれども、違うのかな、ちょっと私の認識が違っていたら教えてください。診療した人数がどのぐらいいるのか。

（健康づくり課長）夜間診療所の運営事業につきましては、平日の夜間に急患の診療ということで、鴻巣保健センター内において鴻巣市医師会からの派遣医師2名によりまして実施しております。昨年度につきましては、診療日数といたしまして244日、受診に来た方が780名ということになっております。

以上でございます。

(加藤) 私のあれとちょっと違ってみたい。勘違い。済みません。251ページに行きます。放課後子ども教室なのですけれども、先ほど利用登録者、実際のあれと数字が出ましたけれども、ここでちょっと1つお聞きしたいのですけれども、この放課後子ども教室、私は自分ではわかっているつもりなのです、内容的にも。ただ、こんな話があるので、そういうことが可能なかどうか。なかなかいろんな地域の方が特技があってやっしてくださっているわけなのですけれども、子どもが選ぶわけですよね、何をするかというのをね。やっぱり地域の方がそういう登録してやっつけて、専門というか、いいんですけれども、ここの人のところはすごくやっぱり申し込みが少ない。こっちはたくさんいるのだけれどもとか、そういうことがある中で、その登録しているお子さんの親御さんなりがその子どもと同じ、きょうは何をやると、それをではお母さんもどうぞ一緒にというふうなことでそれがやれるものなのかどうなのかなとちょっと思いましたので、その辺どうなのかをお聞かせください。

(教育支援センター所長) お母さんも一緒にというところでは、実は昨年度親子で一緒に放課後子ども教室がどういうことをやっているかということをお母さんに知らせたい、知っていただきたいという、ある放課後子ども教室では親子で参加をできる事業ということで開催しました。ちょっと実験的だったのですけれども、お母さんと一緒にそういうのをやったら結構好評で、ボランティアさんの中で毎年ちょっとその中である意味目的としてはお母さんに協力をしてもらいたいという、その部分も多くあったのですけれども、私も非常にやる、本当に子ども教室の実態というものを親も預けるだけではなくて一緒にやって協力をしていただければというところでは非常に好評を得ました。

以上です。

(加藤) では、問題はないということの認識でよろしいのですね。

(はいの声あり)

(加藤) 子ども以外の。放課後子どもということなので、そういうことってどうなのかなとちょっと懸念したものですから、お聞きしたのですけれども。では、そういうことは問題ないということで認識してよろし

いですか。

（教育支援センター所長）基本的には、子どもの居場所づくりということでやっておりますので、親子でやるというのを常時やるというわけではなくて、こういうことをやりたい、お知らせという意味で1回、2回開催する程度では問題はないと思われれます。

以上です。

（加藤）そういうやっぱり本格的というか、常にお母さんもやりたいからということではないということですね、では。でもね。時にはそういうことあっても何ら差し支えないという理解をしておきます。では、これはいいです。

277ページの間よりちょっと上のところ、青少年健全育成の関係の子ども大学こうのす実行委員の補助金ということでありまして、これが新規事業だったのでしたっけ、25年度が。これどういった内容で25年度実施されたのかお聞かせください。

（生涯学習課長）子ども大学につきましては、25年度の新規事業でございます。内容的には、主に25年度につきましては4回予定をいたしまして、大東文化大学のほうにお願いをして、レオナルド・ダ・ヴィンチってどんな人、それから関東自動車大学校で電気自動車はどうして動くの、それから元鴻巣東小の校長先生のほうにお願いをいたしまして鴻巣の昔、ものづくり大学からピサの斜塔はなぜ傾くのか、あるいは大東文化大学でマットで遊ぼうという、これは実技になります、このような形の内容で実施をいたしました。

以上です。

（加藤）何名が参加だったのでしょうか。何名の児童が。

（生涯学習課長）募集人数60名に対しまして、40名の参加がございました。

（加藤）次に行きます。

最後です。301ページのところのスポーツ関係のいろいろありますけれども、この中でスポーツ施設、指定管理というふうなことでやっていきますよね。それで、吹上にありますゲートボール場、あそこはどこの指定管

理になっているのでしたでしょうか。

(スポーツ課長) スポーツ課のほうの指定管理者のほうで管理していません。

(加藤) スポーツ課の指定管理者というのは。業者のほうではなくて、スポーツ課でやっているということですか。

(スポーツ課長) 済みません。コスモスアリーナとか総合運動、堤外の運動場とかを管理しているスポーツ課で委託している指定管理者と一括でやっています。

(加藤) では、あそこをやっている指定管理者、そこも含まれているのですね。ゲートボール場もね。先日ちょっと老人会、町内会か、の人たちが、すぐあそこの近隣の町内会ですけれども、あそこを使ってゲートボールではなくてグラウンドゴルフをやろうということで鍵を借りに行こうとしたら、アリーナまで行ってくれと。あんな土手上がってあっちの遠くのほうまで行かないで、支所に合い鍵があれば幾らでもできるのではないかみたいな、そんな話を聞いたので、指定管理ということで管理してもらっていたら、ちょっと今の段階のここでは支所でそれを受け渡しとかというのは私自身は無理かなというふうに思ったのですけれどもね。だから、ゲートボール場がどこのなんて、だからまして指定管理をする内容的なものでどういうふうなことが今後できるかということがあるかなと私自身がただ思ったのですけれども。では、とりあえずあそこの指定管理者が管理しているということなわけですね。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時32分)



(開議 午前10時50分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(野本) 109ページのところから伺っていきたいと思います。

国民健康保険事業特別会計への繰出金について、先ほどの説明はちょっと簡単な説明だったので、この額についてもう少し詳細な説明をお願い

したいと思います。

（国保年金課長）説明の中では、予算ベースで被保険者1人当たり1万2,774円、保険者数ですと3万2,764円、これの法定外4億1,852万7,336円を予算化したしまして、これ決算ベースになりますと多少変わりました、今回議運からの請求資料がありますけれども、被保険者1人当たりの繰り入れが決算では1万2,833円ということで、被保険者数も確定いたしましたして3万2,613円ということで、保険者数が多少確定数字では下がっておりますけれども、予算化したものを全て繰り入れをいたしました。ということで、本来であれば1万2,774円が平成24年度の決算額ですので、決算額よりも多少多く決算では入れさせていただいたということです。

それと、平成24年度までは前々年度の決算が確定した時点で、当初予算ですから、当初予算の調整時期はその年度の決算がまだ出ておりませんので、前年の決算ということで、当初予算では結果的に前々年度の決算額で被保険者1人当たりの県下40市の平均を入れるというルールでまいりましたけれども、25年度はそれを25年度の3月補正で前年度直近の決算額を用いまして、その2月ごろの予算編成になりますので、そのときに被保険者数3万2,764円に対しまして平成24年度の決算額1万2,774円を用いまして予算がえいたしまして繰り出しをしたということの内容でございます。

以上です。

（野本）そうすると、24年度までとは今後はやり方を変えてということによろしいわけですか。

（国保年金課長）25年度より補正で直近の決算額の県下40市の平均額を入れるということで多少ルールが変わりまして、ただし当初予算で法定繰り入れを全くしておりませんので、また今年度も3月補正あたりで決算額1人当たり繰入額が1万2,833円ですので、また2月の被保険者数にかけましてその繰り入れを要求していきたいということです。ただし、財政当局の判断がありますけれども、私どもとしては去年のルールでまた補正の予算要求をしていきたいというふうに考えております。

(野本) わかりました。

法定外繰り入れの、法定内と法定外が合わさって8億8,700万円ということですね。法定内と法定外の総額は、さっき予算ベースが言われたのですけれども、決算ベースの数字というのは幾らなのでしょう。

(国保年金課長) 法定内と法定外があるということで申し上げておりますけれども、法定内というのは、これは義務づけられているといえますか、保険基盤安定のための保険税軽減分ですとか保険者支援分ということで1億8,294万866円、約1億8,200万ぐらいの法定内の繰り入れをさせていただいております。それと、職員給与費等で2億520万4,000円、職員の人件費ということで事務費相当分を法定内でいただいております。それと、出産育児一時金等ということで3,500万、これが法定内ということで、国保の運営に当たりまして必要な経費を法定内ということで一般会計から繰り入れをしているところでございます。残りの4億1,852万7,336円につきましては、いわゆる赤字補填的なもので、本市といたしましては昨年度から前年の決算が出た段階で法定外ということで繰り入れをいただいております。それともう一つ、法定内の中で財政安定化支援事業ということで、これ交付税算入される分ということで、これは県からの通知をもちまして法定内ということで入れさせていただいておりますので、これを全部足しますと一般会計の繰り入れが8億8,757万9,701円ということになっております。

以上です。

(野本) それでは次に、121ページのところで伺いたいと思います。

敬老会開催事業がことし、25年度も行われました。こちらのほうは、25年度はどのようなだったかという全体的な把握についてはされているのでしょうか。人数ですとか、開催の会場数とか。

(福祉課長) 25年度につきましては、開催されたものが鴻巣地区で28会場、対象者約6,000人、吹上地区25会場、対象者約2,750人、川里地区4会場、対象約950人で、ちょうど9月の敬老の日の前後に台風が参りまして、中止したところが鴻巣地区4会場、吹上地区4会場、台風により中をしております。

以上でございます。

（野本）これからその対象者数というのはふえていくと思われまじけれども、今後の展望といたしますか、その辺はこれまでの経緯等踏まえてどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

（福祉課長）確かに対象者は年々ふえている状況でございます。地域で実行委員会方式でやっているところ、それから自治会でやっておられるところ等ございますが、私も何カ所か地域開催のその敬老会実行委員会のほうにお邪魔したりしているところがございますが、その中ではやはりその敬老会を実行するための地域の50代、60代の方たちが大変熱心に議論されて、この敬老会をすばらしいものにしようということで、その地域の活性化自体がその敬老会を開くということで、50代、60代の方、元気な高齢者の方がそれを実施している状況を見まして、1つのコミュニティができるような形で地域で今後も開催していけるというふうに考えております。

（野本）もちろんよくうまくいっているところもあると思うのですけれども、地域による温度差ですとか違いというのはどのように受けとめられましたでしょうか。

（福祉課長）確かに地域によりまして全ての地域で100%うまくいっているという状況ではございませんが、個々それに対しては市の職員のほうもそういった実行委員会にはお邪魔をして、その中でいろんなお力になれるような形で運営をしていかれるように地元の方からのそういった相談であるとか、その開催に当たってのものについて支援をしている状況でございます。

（野本）市の職員がかかわっていただいているという部分では、ほかでやっているいい事例ですとか成功事例をうまく情報交換、情報交流をしていただければ、今後もこの方向性でやっていくという部分では地域のためになるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

次に、127ページについて伺いたいと思います。こどもの医療費支給事業については、先ほどの説明ですと前年度よりも減額されている、減額といたしますか、少なくなったというふうに認識したのですけれども、その

辺をもうちょっと詳しく伺いたいと思います。

（子育て支援課長）こどもの医療費支給事業につきましては、25年度の対象者登録数、こちらが1万5,384人でございます。前年度の対象者から比較しますと、280人の減少ということになっております。また、医療給付費につきましては、25年度が3億2,744万1,734円です。24年度が3億4,292万4,404円でございます。金額にいたしまして、前年比で1,548万2,670円の減少ということになっております。こちらの減少の理由ですが、全体的に子どもの数が280人減っているということと、またインフルエンザの流行がさほど、24年度に比較して少なかったのではなかろうかということで解釈しております。

以上です。

（野本）その一番下の段の放課後デイサービスセンターにつきましては、これは施設の改修に主にかかっているわけですが、これで改修ができて今スタートをしているわけですが、改修後ふぐあいとかは特にないでしょうか。大体その改修できちんと完成したというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

（子育て支援課長）25年度に主に建物の屋根、外壁、内装、そちらのほうを改装いたしまして、あと外構ということでフェンスですか、周り今まで低いフェンスだったものですから、それを危険防止のために少し高くしたフェンスを設置したり、あと中で大型バスが特別支援学校、行田特別支援学校と騎西の特別支援学校のバスが直接中に乗り入れられるように中の舗装面を広くしたり、門扉を改修したり、そういった工事を25年度に実施しております。また、26年度になりまして、今年度なのですが、芝生ですか、前庭を子どもたちが天気のいい日には外で遊べるようにということもありまして、また隣接したつつみ学園の子どもたちもその庭を利用して芝生の上で遊べるように今現在芝生の工事がもうじき完了する予定になっております。今のところ、ふぐあいについては指定管理者のほうからは聞いておりません。

以上です。

（野本）その次のページの129ページで伺いたいと思います。

要保護児童対策事業ですが、相談員2名分の職員報酬が出されております。25年度において、この事業はどうだったのか伺いたいと思います。

(子育て支援課長) 要保護児童対策事業につきましては、25年度の実績で相談件数の合計が275件という実績でございます。275件のうち109件が虐待の相談です。それ以外の部分については養護相談あるいは保健相談、あるいは障がい児を抱えた方の相談、あるいは育児の相談ということで、主に育児相談に係る部分、こちらが先ほどご説明しました家庭児童相談員さんが受け持つ部分でございます。

以上です。

(野本) 109件虐待に関係する相談があったというのは、結構あるのだなというのが率直な感じることなのですが、これは要はその件数は109であるとして、人数的にはどのくらいなのかというのはわかりますでしょうか。

(子育て支援課長) 109件のうち、中には同じ方が複数入る場合もあります。ただ、そういった方はやっぱりまれということで、ほぼ109に近い実数があるのではないかなというふうには考えておりますが、先ほど109件が数が多いというようなこともありましたけれども、今テレビ、ニュース等で虐待に関するニュースが結構多く流れておりますので、単なる泣き声通報、そういったものであっても、この泣き声通報でも虐待相談の件数に含まれますので、そういったことからこの件数がどうしてもふえてくるということでございます。

以上です。

(野本) この相談の中で、やはりちょっとこれはおかしいのではないかなというようなことがあった場合への対応としては25年度は何かあったのかどうか、対応が適切にできる体制が整っているのかどうか伺いたいと思います。

(子育て支援課長) 109件の虐待相談の内訳としまして、身体の虐待というのが52件、心理的な言葉の暴力ですとか無視、過干渉あるいは子どもの前で夫婦げんかを見せる、そういったものでも虐待として捉えて、それが30件、それとネグレクト、育児放棄あるいは不潔なまま下着などを

交換しないでそのまま放置するあるいは食事を提供しない、そういったものが23件、また児童にわいせつな行為をするといった性的虐待、こちらが4件ということでございます。25年度に特色というか、特色のあったといいますと、1度シェーキングベビーということで、揺さぶられっ子症候群というのですか、今判決というか、裁判中だと思えますけれども、そういった事件が1件ございました。

以上です。

(野本) これらに対して対応をどのようにしているのか、その部分を伺いたいと思います。

(子育て支援課長) 虐待に対する相談につきましても、現在の要保護児童対策協議会ということで協議会のほうを設置しております。全員協議会というのがこれ年に1回、総会みたいなものなのですけれども、そういった代表者会議が1回、それと毎月実務者会議というのを各担当の職員で開催しております。そこで各情報交換、情報の共有ですか、そういったことをして、今後難しい案件あるいは今現状で前回報告した案件がどう進んでいるかということについての報告をして、それに対して児相から適正な指導をいただいたりとか、そういったことでの情報共有とネットワークをつくっての協力体制で見守りを実施しております。

以上です。

(野本) ある意味子どもを守るセーフティーネットというようなことだと思いますが、急を要するようなことですか、そういうような対応もできるようになっているということでしょうか。

(子育て支援課長) 緊急な場合については、市の職員が勤務していない時間等については市の宿直が受けて、緊急連絡網で担当のところに入ってきます。また、鴻巣市では、児童相談所から結構距離がありますので、市の相談あるいは市への直接の通告というのが多いのですけれども、上尾なんかですと地元で児童相談所がありますので、直接児童相談所に相談あるいは駆け込むということもあります。鴻巣でもそういった鴻巣市に直接連絡がある場合あるいは児童相談所に連絡する場合と二通りは考えられますけれども、鴻巣市は比較的市に相談する案件が多いのかなとい

うふうに考えております。

以上です。

（野本）そうすると、関連して、教育支援センターなんかには相談があるとするところかなというふうに想像するのですが、あるいは学校でいえばいきいき先生でしょうか。どうなのでしょう、学校関係での相談というのがあるのかどうか、教育支援センター、伺いたいと思います。

（教育支援センター所長）センターのほうでも子育て支援課と連携しております、実際うちのほうは不登校とか、そういう部分では役割として担っておりますけれども、やはりその中でスクールカウンセラーとかもおります、虐待相談も学校のほうからかなりの件数の相談を受けておるという状況では、そのことを踏まえて子育て、また保健のほうと連携しまして、ケース・バイ・ケースですけれども、そのケースによってはケース会議をしたり、あと一緒に動いたりということで、実際にそういう連携をとっております。

以上です。

（野本）関連していると思うのですが、251ページがさわやか相談員活用事業ということで、中学校8校に、8名の先生を派遣していると、相談員を派遣しているわけですが、情報交換をしているというふうには伺っておりますが、学校ごとに相談のボリュームの違いというのはあるものなのでしょうか。

（学校教育部副部長兼学務課長）さわやか相談員の状況ということですが、子どもたちがさわやか相談員に相談をする内容というのは本当に多岐にわたっております。友人関係ですとかが一番多かったりするわけですが、学校によつての相談件数の差というものは特に大きなものはないというふうに捉えております。

以上でございます。

（野本）そうすると、逆に言えば比較的落ちついているということのかなというふうに感じたりもするのですが、感想としてはどういう印象なのでしょうか。25年度を見まして。

(学校教育部副部長兼学務課長) 件数としてはかなり多いのかなというふうには思いますが、学校との差というものは特にないというふうに先ほど申しあげました。いずれにしましても、子どもたちが教師ではなくさわやか相談員にのみ相談ができるという部分では、各中学校教育相談的な部分での充実では非常に大きな成果を上げているものと捉えております。大きな問題はないのではないのでしょうか。

以上です。

(野本) 以前他市で相談員をしている方に伺ったら、ものすごく忙しくて、大きな都市だったので、すごく大変な重労働だと伺ったのですけれども、鴻巣市の場合はどんな感じなののでしょうか。

(学校教育部副部長兼学務課長) 確かに休み時間、授業と授業の間の休み時間、昼休み、今は学校によっては放課後にも子どもたちが相談に来るケースはあると思いますが、もちろんさわやか相談員1人で対応している話ではないので、学校の管理職、場合によっては担任、学年主任等とも相談できる体制とっておりますし、また市内のほうでは研修会というふうなことでさわやか相談員同士での研修会も設定しておりますので、そういったところで情報交換等もしながら、円滑に対応を図れているのではないかなというふうに捉えております。

以上です。

(野本) 済みません、先ほどの休憩時間にメモを部屋に忘れてきてしまったので。

それでは、167ページ……いや、何ページを質問するというメモを。

(何事か声あり)

(野本) いや、大丈夫です。もうここに書いてあるので。内容は書いてあるので。

167ページの自殺対策事業について、平成25年度の成果をどのように捉えているか伺いたいと思います。

(健康づくり課長) 自殺対策事業につきましては、平成22年度から庁舎内、健康づくり課を中心に自殺予防に対する推進に取り組んでいるところでございます。25年度におきましては、関連事業といたしまして、臨

床心理士によります心の相談事業を年6回から12回に拡充をいたしました。また、ふだんから悩み事を相談できるような体制ということで、ゲートキーパーの養成の研修会の実施等も行った上で、また例年健康まつり等でのメンタルヘルスコーナーの設置並びに鬱病のチェック等、啓発にも力を入れたところでございます。毎年3月には、各駅頭におきまして自殺予防に対するキャンペーンを市議会議員の皆様と一緒に啓発活動を継続的にしているといった中で、現状健康づくり課として取り組める事業的には十分にやっているという認識のもと、今年度この委員会の提案ということで、自殺対策にかかわる条例化につきまして今後とも協働して取り組んでいきたい、そのように考えております。

以上でございます。

(野本) 事業の項目としては大変充実してきたなというふうに感じますが、ただ例えば相談回数が、では12回になって、これをそのまま継続していくことで予防していけるだろうというふうに思いますが、ゲートキーパーの養成についてはもうひたすらやっていかないと養成し切れないのではないかと思います、その点どうなのでしょう。どのくらい、進捗率と言ったらいいかどうかわかりませんが、まだまだこれからなのかどうか、その辺を感覚、25年度のを踏まえて伺いたいと思います。

(健康づくり課長) ゲートキーパーの養成研修につきましては、昨年度民生委員さんや介護支援専門員、また市の職員につきまして合計で118名養成を行ったところでございます。やはりこういった公的機関に所属しております職員たちがまずこういったゲートキーパーとして養成された上で各種の相談事に応じるということの中、そういった考えの中では、まだまだ今後もゲートキーパー的な養成をしていかなければいけないという現状の認識でございます。

以上でございます。

(野本) では最後に、その上の健康づくり推進事業については、平成25年度は新規という説明をいただきました。この初年度の成果はどのようになっているのかを伺いたいと思います。

(健康づくり課長) 健康体力づくり推進事業、平成25年度の新規事業といたしましてスタートしました。保健センター内におきましてすこやか運動応援室を設置いたしまして、市民が通年で健康管理や健康づくりに自主的に取り組めるようにサポートするというところで1年間行ってきたわけでございます。それまで国保事業や教育委員会、スポーツ課等の事業におきましてやっていた健康教室、また特にラジオ体操の見直しという形で、ラジオ体操を普及させようということで、地域や職域におきましてこちらから職員を派遣してラジオ体操の普及に努めてまいったところでございます。そういった中で、数多くの自治会等につきましては延べ39回、ラジオ体操講習会につきましては、昨年10月にNHKのラジオ体操の指導者をお呼びいたしまして、市全体として288名の方が総合体育館にお集まりいただいて正式なラジオ体操の講習を受けたところでございます。昨年度からの事業ということでございます。健康体力づくりを今後も推進していくということで、今年度も引き続き同事業を継続しておりますが、今後とも健康づくり課のメインの事業として進めてまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

(野本) 終わります。

(坂本) 4つの部の部長さんに伺いたいのですが、平成25年度の決算認定ということで、25年度に行われた新規の事業、それからプラス特筆すべき事業がありましたら、それについてご説明していただき、またそれを振り返り評価をしていただけたらと思います。

また、それが25年度にどうつながっているかと、つながっているものがあれば、またそれについて説明していただけたらと思います。よろしくお願いします。

(委員長) 26年に。

(坂本) 26年に。26年度にどうつながっているか。お願いします。

(福祉部長) まず、福祉部といたしまして、25の事業の中で特筆すべき事業ということですがけれども、福祉部としてはこれまで課題、要望が高かった2つの事業が25にできたというふうに認識しております。1つは、

障がい児の放課後の居場所づくりということで放課後デイサービスセンター、長年の課題でありましたけれども、やっと整備が終わりまして、ことしからスタートできた。もう一つは、予算執行はありませんでしたけれども、現実的には25の中で病児保育の設定ができた。今現在病気になる時に利用できるということで、若干ちょっと遠いねとかいろんな話は聞いておりますけれども、大きな一歩だったのではないかとこのように考えております。特にこの2つの事業以外で25の特色といいますと、各部署、各課で今後5年間の計画、方針を定めてきております。福祉課でいえば地域福祉計画という、障がい福祉課によれば、これは今も去年からことしにかけて今つくってしておりますけれども、障がい者計画、障がい福祉計画、そして今もう一つ子育てのほうで保育課も含めて子育て支援計画と、立て続けにこの5年の計画をつくっております。また、26年度では、3年、介護保険と一緒にすけれども、高齢者福祉計画。基本的には、この5年間の方針がこの25、26で示されているのかな。この計画に基づいて今後26以降事業を実施していくわけですがけれども、福祉部としてやはり一番の大きな事業となりますのが子育て計画かなというふうに考えております。といいますのも、やはり保育所の、きょうの委員会でもご議論ありましたけれども、待機者、保留児童、ここら辺どういうふうに対応していくのか。ただ単に保育所をつくっていけば済む問題なのか、もしくは幼稚園の人口減少に伴う認定こども園への移行をどうするのかと、大きな課題がやはり出てくるのかなというふうに考えております。もう一つは、小1ギャップということで、学童への整備と。これは放課後子ども総合プランも出されまして、今後学校側サイドと協調しながら、どうやったら整備、または推進ができるのかというのを議論していかなくてはならないというふうに考えております。いずれにしましても、26年度以降に関しましては、今まで福祉といいますと高齢者、障がい者というようなイメージが非常に強かったところですがけれども、介護保険、障害者総合支援法、こういった整備された中で、残るはやはり子育ての分野だろうというふうに認識しております。いずれにしましても、いろんな課と協議しながら、市民のために事業を進めていきたい

と思っております。

以上です。

（教育総務部長）教育総務部では、25年度の大きな目玉といたしますと何といたしましても小中学校の耐震化が完了したということと、それから25年度の債務負担行為によりまして、25、26にかけまして小中学校のエアコンの設置、それから図書館の指定管理ということになるかと思っておりますけれども、課ごとに特筆すべき事業について申し上げたいと思っております。教育総務課におきましては、先ほど申し上げました小中学校の校舎、体育館等の耐震化、それからエアコンの設置と。エアコンの設置につきましては、7月11日リーススタートということで開始されたわけですがけれども、教室数を申し上げますと359教室、エアコンの設置台数が390台、現時点での10年間リース料の合計でございますけれども、約8億8,000万円でございます。今後におきましては、耐震化終了後におきましても、老朽化しておりますので、大規模改修あるいはその他の改修ということに今後なっていくかなというふうに考えております。

次に、生涯学習施設の建設プロジェクトにおきましては、25年度におきましては川里生涯学習センターの完成ということで、26年1月の供用開始をしたということ。それから、吹上複合施設の建設事業におきましては、本年10月末の建物の完成ということと、年内の12月24日の供用開始に向けて現在進めているところでございます。今後におきましては、公民館の解体並びに解体後の駐車場整備ということで、27年7月には駐車場の供用を開始したいというふうに今予定しているところでございます。もう一点は、吹上北側生涯学習施設でございますけれども、平成24年、25年に用地の取得が完了いたしまして、現在基本設計、その後実施設計というふうに進んでいく予定でございます。

次に、スポーツ課でございますけれども、25年度は大きな改修等ございませんでしたけれども、何といたっても2月の大雪の除雪ということで、パンジーマラソンだったり、びっくりひな祭りの駐車場ということで、スポーツ課だけではなくて教育委員会全体でも大変苦勞したところでございまして、本議会で補正をお願いして、砂利の駐車場の除雪と、また

大雨のときでも利用者の不便がないようにということで舗装工事をお願いしているところがございます。

また、昨年度は、スポーツ施設の予約システムでございますけれども、登録者の再入力という作業を行いました。これは、登録団体の中でいろいろ代表者だったり、名称を少しずつ変えて複数登録されているような状況が見受けられて、平等ではないというような市民の声もありました。いろんな方からのご指摘もありまして、利用者の方のご協力をいただいて、1団体1つの入力ということでご協力いただいて、現在そのシステムは稼働しているところがございます。そういうことから、市民の方の優先予約につきましても平等性が図られたのではないかなというふうに考えております。今年度におきましては、26年度は総合体育館の耐震化工事、それから吹上総合運動場のソフトボール場、野球場も含めましてなのでございますけれども、西風の強いところで土が飛ばされるということで、土壌改良をソフトボール場で今年度やる計画でございます。

次に、生涯学習課でございますけれども、生涯学習課は大変幅広い事業をやっています、担当課長は大変ではないかなというふうに考えているところがございますが、25年度は新規としては、先ほど質疑の中にもございましたけれども、子ども大学を新規に事業を取り組みまして、県の助成金を受けてやりました。対象を小学校の高学年ということで、今までやっていたチャレンジスクールというのも既存の事業でやっておりましたのですけれども、そのすみ分けといたしまして、チャレンジスクールは低学年、子ども大学は高学年ということで分けをして実施したところがございます。

それから、25年度で市民文化祭の開催事業の中で、家族ふれあい映画劇場でございますけれども、今まで文化センターのホールでお借りしてやっていたのですけれども、駅前の映画館のほうでやりました。幾つかの、2日間やったのですけれども、時間帯を区切ってやることによって、利用者の声では自分たちの都合のいい時間に行けると。文化センターのときは1回大勢、1,000人ぐらいを対象にやっていたのですけれども、時間を区切って利用者の、希望者の都合のいい時間に行けるということで、

1,078人の参加をいただきました。今後におきましても、好評なことから、同じ会場でやっていきたいということを考えております。

それから、図書館につきましては、指定管理に本年4月から移行したわけですが、順調に移行をしたものと考えております。特に事業の中で学校図書館支援事業ということで、現在小谷小と赤見台中のほう2校に支援員を派遣して実施しております、これも児童生徒並びに先生方からの好評をいただいております。今後におきましては、支援校をふやしていきたいということで計画をしているところでございます。

また、今年度新たにスタートする事業といたしましては、26年度セカンドブック事業ということで、小学校1年生約1,000名を対象に秋の読書週間に希望する図書を1冊ずつプレゼントするという事業でございます。鴻巣市としては初めての事業で、いろいろな方のご意見を伺いながら計画を立てました。また、実施してみて、次年度におきましては改善をしている事項があれば改善をしたいということでございます。

最後に、公民館なのですが、公民館は多くの市民の方に利用していただいている、生涯学習の拠点として利用いただいております。25年度は約32万5,000人の利用をいただいているところでございます。25年度の公民館、全体的にもう老朽化している施設が多いのですけれども、25年度につきましては箕田公民館の駐車場整備工事、それからトイレの改修、あたご公民館の受電設備の更新工事、それから駐車場の改良工事などを行いました。今後におきましては、中央公民館並びにあたご公民館の改修計画を検討していかなくてはならないのではないかなというふうに考えているところでございます。

教育総務部からは以上でございます。

(学校教育部長) それでは、学校教育部のほうを申し上げます。

25年度に行われました新規事業、また特筆すべき事業の内容、またその成果や課題、そして26年度にどうつながっているかということでございますので、本学校教育部からは3点申し上げたいと思います。

まず、1つ目は、学校支援課の事業でございますが、川里中学校区の小中一貫教育がございます。これは、県の指定を受けまして3年間取り組

みまして、昨年度がその区切りの年だったわけですが、市内外、また県内広くその成果が広められました。川里中学校区の児童生徒がともに学習あるいは行事も一緒にやる中で、非常に中学校への入学への不安が少なくなったと。また、中1ギャップと言われております不登校がふえると言われていたわけですが、この川里中学校区の中では不登校も減っているという実績も出ております。何はともあれ、小学校の子どもたちが中学校へ行くのを楽しみにしているということで、大変成果が上がっております。ただ、県のほうの教員が1人加配になっていたわけですが、そういったものの配置が今年度はなくなってしまったということで、その成果を何とか今年度に継続したいということで、川里中学校区で新たに英語教育拠点事業ということで、これまでの小中一貫教育の成果の上に立って小学校の英語教育の研究をしていこうと。これにつきましては、2020年度に完全実施になる予定でございますが、学習指導要領がそろそろ次の改訂の動きになっております。そうなりますと小学校への英語が教科化されるというような動きの中で、その先行という形で川里中学校区が、県内で2地域なのですが、選ばれて、今研究を進めているところでございます。これにつきましては、本委員会でも答弁させていただいている内容でございます。

2点目が支援センターの事業でございますが、未就学児の巡回相談というのを昨年度新規に行いました。これは、就学に関して市内、また近隣の幼稚園、また保育所、保育園を臨床発達心理士、それから県立の特別支援学校のコーディネーター、そして本市の支援センターにおります相談員がセットになりまして各幼稚園等を巡回して、いろんな相談を行っております。昨年度の実績で申しますと、巡回相談が延べ37回、また相談人数が233名という実績がございましたが、今年度も引き続きそれを行っておりますけれども、7月の末の時点で既に昨年度並みの36回の相談回数を数えて、非常にニーズが高いというふうなことで、昨年度行った巡回相談が大変効果があったのではないかとというふうに考えております。引き続きこれを行いまして、巡回相談を行いまして、入学時の不安を少しでも解消していくために努めてまいりたいというふうに考えてお

ります。

3点目は、学校給食課のほうの事業でございますが、ご承知のとおり吹上地域の3小学校の自校給食ということで、吹上小学校が来年度になりますが、今年度4月1日より、4月より自校給食が開始されました。自校給食になったということで、本当に温かいものは温かくという、おいしい給食を食べて、子どもたちにも大変好評でございます。また、それ以外にも今課題となっております食育あるいは食物アレルギーに関してもより対応が図られやすくなったというようなことが成果として考えられております。来年度に吹上小学校が自校になりますと、19小学校全て自校給食になるということでございます。

学校教育部からは以上でございます。

(保健医療部長) 最後に、保健医療部の取り組み、それから課題、今後の方向性について申し上げます。

保健医療部では、現在第2次鴻巣市健康増進計画、いきいき健康プラン21に基づいて施策の展開を図っております。この中では、基本目標として健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底ということ、それから社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上を掲げております。これらに基づきまして、引き続き取り組みを行ってまいりました。今年度、25年度の取り組みにつきましては、まず健康づくり課におきましてはすこやか運動応援室、この取り組みについては従来個々の個人を対象にした取り組みが多かったわけですけれども、より地域を対象にした取り組みということで行っております。地域から健康づくりを推進していこうという取り組みです。また、集団あるいは個人ということでは、予防接種の取り組みがございます。これは、国の提言等もありましたけれども、定期接種の充実、さらには市の独自の取り組みとして行政措置予防接種の拡充ということで、ロタ、それから高齢者肺炎球菌等の充実を図ってまいりました。

それから、介護保険課のほうですけれども、こちらでは地域支援事業の中で取り組んでおります予防事業、より多くの方を対象にした1次予防、こういったところの充実を図っております。健康スタジオあるいはお達

者元気教室、脳いきいき教室等の充実を図りました。また、認知症サポーターの養成ということも行っておりまして、より広範囲なポピュレーションアプローチといたしますか、こういった部分での充実を図ってございます。

それから、国保年金課のほうでございませけれども、引き続き特定健診、これの充実です。なかなかこの40%という受診率の壁が超えられないわけですが、これを超えようと頑張っているところです。今後の方向性としては、補正予算にもございましたけれども、データヘルスの推進、糖尿病性の腎症の新たな施策出ておりますけれども、こういったものが事業となってくると思います。

課題ですけれども、国全体の課題、人口減少という大きな課題があります。そうした中で、国においては地方創生というお話も出てまいりまして、その取り組みがこれから始まろうとしております。保健医療部の取り組みといたしましては、まず基本的には健康増進計画に基づいて自助の取り組みというのはまず重要なのだと思っております。ただ、先ほど申し上げましたように、特定健診にしてもがん検診にしても受診率がなかなか伸びない、こういった中ではやはり限界も見えてきております。こういったところを見据えながらの今後の取り組みとなってくると思っております。そうした中では、共助の取り組みといたしますか、例えば自殺対策においてはゲートキーパーを引き続き養成していく、それから補正予算にもございましたけれども、健康長寿サポーター、これは全ての方に健康について関心を持っていただきたいという、そういう事業なわけですが、そういった啓発を引き続き行っていくという、健康長寿サポーターは県の事業なので、今回が25年度、26年度は最後になりますけれども、引き続き啓発を図っていくと。それから、認知症サポーター、これも引き続き養成していくということで、どちらかといえばコミュニティーといたしますか、地域に新たなそういう中心的中隊といたしますか、そういったものを設けていくような取り組みを行ってまいりたいと思っております。

それから最後に、公助の取り組みといたしますか、そういったソフトの取

り組みを支えるところでは、国民健康保険制度とか高齢者医療制度、こういった社会保険をきちっと維持していく、こういった部分が非常に重要かと思えます。また、介護保険制度についても、現在次期の計画を策定中ですが、しっかりした計画をつくっていく、こういったところが重要になろうかと思えます。今後、市長の新たなスローガンにもありましたけれども、鴻巣けんこう宣言ということで、より地域を重視した取り組みと申しますか、そういった取り組みになってこようかと思っております。この中では、福祉施策等の連携というのももちろん出てきましょうし、2つの意味で市長は健康ということをおっしゃってありますが、人の健康、まちの健康と言っていますけれども、そういった都市基盤整備づくりの中にもそういった人の健康づくりを補完していくような、そういった取り組みを心がけて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

(坂本) 終わります。

(委員長) ほかに質疑ございませんか。

(なし)

(委員長) それでは、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(菅野) 最初に、今予算の問題点は生活保護の1.5%カットです。厚労省は、8月から生活保護費のうち食費や光熱水費に充てる生活扶助の基準額を引き下げるといいます。本年度予算で1.5%、総額150億円の削減となり、生活保護を受給している158万世帯の96%の支給が減り、一番深刻なのは子育て家庭で、人数の多い世帯で影響が大きく、4人世帯で月額7,000円減るケースも起きているというこうした生活保護カットが市民生活に大なたを振るったのがまず一番の問題点です。

そして、2つ目は同和問題です。同和運動団体に対しましては、59件、398万8,300円という補助金が出されているわけです。これは、1人当たり運動団体によって16万から1万の差があるという、こんな補助金の出

し方は市にはほかにはありません。市民の理解が得られるとは思わない
こうした補助行政が行われている中、本市の人権教育の名でこうした運
動団体の研修に9回市の職員が出張し、14万7,000円が使われています。
また、格差の中心を同和とするような立派なパンフレットですけれども、
24万7,380円が使われています。政府は、格差は解消したとして国の制度
をなくしました。本市においても過大な税の減免をなくし、また教育行
政を行う市が不当な逆差別となっているという、事業そのものが不当な
逆差別となっているというのが市民の声です。同和に関する全ての施策
をやめるべきです。何点か指摘して反対します。

外国のALT、これは大変非常に安い価格でプロポーザルでALT事業
が行われておりますけれども、人件費を安くすればよいというものでは
ありませんので、考え直すべきです。

また、シルバー人材センターにつきましては、年寄りの貧困化が進み、
ふえているにもかかわらずシルバーの加入者は減っているというのは、
やはり運営の中に大変問題があることもありますので、市が大きなお金
を出す補助金でもありますので、それなりの運営に関する助成に見合う
運営が行われるよう、ある意味で何らかの方法で声を届けるべきではな
いかと思います。

以上、何点か指摘し、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに、反対、または賛成の討論ありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第85号 平成25年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員
会に付託された部分について原案のとおり認定することに賛成の委員の
挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第85号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時52分)

◇

(開議 午後零時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第82号 平成26年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(潮田) そんなにたくさんはないのですけれども、7ページの歳入のところの保険支払準備基金繰入金、歳出のところ9ページ……ごめんなさい。この保険支払準備基金繰入金というのは、これは現在残高というのは幾らになるのでしょうか。

(国保年金課長) 25年度末で13億7,783万7,723円。これは、決算書の財産に関する調書のところにもある数字ですけれども、13億7,700万ほど25年度末に残高としてありまして、当初予算に7億以上の繰り入れをして取り崩す予定だったのですが、今回繰越金等が発生しておりますので、9月、今回の補正後が10億4,014万1,723円の残高となる予定でございます。

以上です。

(潮田) これは、前年度繰越金の半分、先ほど歳出のほうで9ページの、ちょっと書き取れなかったのですけれども、保険支払準備基金積立金事業のところの説明で、前年度の何が半額というのですか。

(国保年金課長) 地方財政法第7条によりますと、繰越金が出た場合、準繰越金が出た場合は、その2分の1を下らない額を基金に積み立てるとというのが地方財政法では財政健全ということ……

(何事か声あり)

(国保年金課長) はい。基金条例でも根拠として、法律的には地方財政

法に基づきまして、毎年繰越金が出た段階で2分の1を積み立てるという状況でございます。

(潮田) 次が歳出のほうで、9ページの、今保健衛生普及事業のところの説明がありましたけれども、ジェネリックの利用のこと、差額のお知らせを送るために郵券料が発生という話がありましたけれども、この郵券料16万4,000円、これは対象は全部で、全国健康保険の方にとということになりますか。何回送るとかというのが。

(国保年金課長) 今月9月、この後9月と、それと1月に年2回、ジェネリックを使いますと、いわゆる後発ではなくて特許をとった先発の医薬品との差額についてこのくらいの差額になりますよというお知らせを出すことによりまして、成分は同じなのですけれども、価格が安いので、患者負担も減りまして、私ども保険者の負担も減るということになっていきますけれども、ぜひこの差額通知を今年度は出したいというところでございます。

(潮田) これについては、ずっとやっぱり広島の呉市とかがやってすごく効果があったということで議会でも取り上げさせてもらった件でもありますので、大変にうれしいのですけれども、この1,000人というのは先ほど言っていたこの下の負担金のところの生活習慣病重症化予防対策事業負担金のこの内容とリンクしているものですか。そうではなく、それとは全然関係なく1,000人というのが抽出になるのでしょうか。

(国保年金課長) これはまた別のものでございます。重症化予防については、糖尿病が重症してきますと、いわゆる人工透析の多くの方が糖尿病から重症化して透析に移る方が多いということで、これはこれで分析をします。今のジェネリック差額通知につきましては、国保連のほうでやはりもととなるデータ既に持っていますので、そのはがきの作成までを国保連のほうで行いまして、それが市のほうに納品してきまして、その中から、中にはそんなに多くはないのですけれども、亡くなった方もいらっしゃるというわけで引き抜き等をいたしまして、そういう方に残りの分をお出しするというところで、その医薬品4種類が効果のある方に対象にお出ししますので、ピンポイントでお出しするというところでご

ざいます。

(潮田) そうすると、その抽出までの作業というのは国保連がやるのであって、その分の予算立てというのは今年度の、これ今補正ではなくて本予算のほうで既に入っているということになるのですか。

(国保年金課長) この費用については、今回郵券料のみですけれども、作業的には現行の予算の中である程度賄えるということで、郵券料だけをちょっと今回補正させていただきました。

(潮田) 最後に、9ページのところの諸支出金、償還金の国、県支出金等返還金のところで8,506万5,000円となっている、この8,000万という結構な金額の違いがあると思うのですけれども、確定したことによるものなので、事業が違ったとか、そういうものではないと思うのですけれども、何が原因でこの8,000万とかという差が出てくるのかなと。お願いします。

(国保年金課長) これは実は細かく分かれていまして、療養費給付費負担金返還金、これは療養費に対しまして国は32%の負担をするということですが、例年国は多く概算交付をしてくるので、それに対して6,559万3,997円、約6,550万ぐらいの余りがあったと。超過があったと。それを年度がかわってから9月に補正をいただきましてお返しするというのが1つ。それと、特定健診、特定健康診査等負担金返還金とか、これは国と県がありまして、おのおの3分の1、対象となる費用の3分の1を国と県がやはり負担金として市のほうに歳入されるわけですが、やはり超過となりまして、国、県ともども455万2,000円、これを国や県にお返しするというところなんです。それと、退職者医療療養給付費等交付金返還金、これは繰り越しのほうで説明させていただきましたけれども、繰越金の中にもこの分とその他準繰越金があるわけですが、その繰り越した分をやはりお返しするというので、この中に1,070万14円ということで、これも退職者医療療養給付費等交付金の返還するものでございます。それと、細かいところでもう一つありまして、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金というのも25年度多くいただいておりましたので、これが20万6,000円。これ70歳から74歳までが原則1割負担だっ

たのです。通常国保というのは3割負担なのですけれども、70歳から74歳の後期高齢者の前の方なのですけれども、70歳から74歳の方は制度がいろいろ変わってきているのです。今年度からは2割負担の方も新たに発生していきまして、既に70歳を迎えている方については引き続き1割負担なのですけれども、その辺の制度がはっきりしていなかったところもありまして、その辺のいわゆる医療証書というのですか、それを新たに直前になってつくってというところで、これも補助金が出ておりまして、その辺の精算をしたところ超過が20万6,000円ということで、これもお返しするというので、都合5種類の返還金が合わせて8,560万円になっているというところございます。

（潮田）私からは以上です。

（菅野）保険給付費支払基金の残高ですけれども、13億7,783万7,523円と。これって県全体で80億4,332万ですから、17%が鴻巣なのです。13億なんていうのは鴻巣以外ありませんよね。その次多いのが7億で久喜市。ここだって多いけれども、ゼロというところもあるのですよね。美里町なんかはゼロだし、ときがわもゼロ、それから滑川なんていうのはよくいろんな福祉をやっていますけれども、1万6,000円しか残高はないのですよね。宮代なんか218円しかありません。伊奈町は3,218円。北本は2億2,630万。上尾は96万です。桶川は3,098万。何でこれ13億もしなくてはいけないのでしょうかね。

（国保年金課長）県内40市の中では、今菅野委員さんが言われたように蕨市がゼロです。さいたま市が、さいたま市は政令市ですので、51億3,500万ということで、額的には飛び抜けているのですけれども、本市が13億7,700万ということで、さいたま市以外ではやはり多い金額となっております。これ先ほど決算の中で申し上げたのですけれども、平成20年度から前々年度の40市の平均、被保険者1人当たりの平均額を一般会計から国保に赤字補填的に入れてきたのですけれども、当時はかなり基金が枯渇に近い状況だったのですけれども、それが年々年々積み上がってきたというところで、本来であればこれは基金というのが一般会計が非常に苦しいときに一般会計から繰り入れができない非常事態が生じてしまっ

たことを予想して、ある程度基金を持っていて、突発的なインフルエンザですとか、急激に医療費が発生して歳入も賄っていけないというときに赤字決算になる可能性が出てきますので、その場合に基金を取り崩して補正予算等を組みまして、赤字にならないということで、本来基金は必要なのですけれども、13億7,000万というのはやはりちょっとほかの市と比べても多いかなという状況であります。

（菅野）前はゼロのときもあったですよ、鴻巣も。それで、足りなくなったとき一般会計から入れていたわけです。ここに特別にお金をよこさないで。第一基金が別だと言いますけれども、そもそも何に使ってもいいというのが財調でしょう。財調をこれに使うなんて決まっていなわけですから。家庭のへそくりと同じで、何に使ってもいいわけ。これが三十数億も、財調が三十数億もありますよね、ことし。もっとあるか。とにかく何でこんなに基金をため込むかということなのです。異常としか思えないですよ。基金の額が。財調が34億8,258万ですね。これは、これだって平成21年は27億で、22年は50億……とにかく今回決算34億ですよ。どうしてもというときは、財調にこんなに積み立てているのですから、入れられると思うのです。今までも国保の運営委員会で、例えばインフルエンザが1個入っただけでも1億円もかかるのですよなんて言うのですけれども、足りなければここから入れろよ、財調から一般会計に入れて戻したっていいと思うのですよね、こっちに。これは何とかありませんか。一方でお金がないと言ってため込みながら、市民には増税や福祉切り捨てをしているわけですから、これはもう認められないと思うのですけれども。ほかの自治体と比べてももうとんでもないですよ。春日部だって25万だし、草加だって10万、越谷は3万6,000、吉川だって1,300万と、そんなものですよ。なぜ13億もか。異常だと思うのですけれども。

（国保年金課長）厚労省からの通知が過去にありまして、どの程度の基金がということで計算式がありまして、3カ年の医療費の平均の5%という計算式で計算しますと、本市では約5億数千万という数字なので、13億7,000万というのはそれからするとちょっと大きい数字になってい

る、これが現実ですけれども、厚労省の言い方はその5%以上の基金を持っていてくださいという通知ですので、やはり一般会計のほうがある程度余裕があれば、それこそ菅野議員さん言われたように財調を取り崩して一般会計から繰り出して急場をしのぐということも可能でしょうけれども、自治体によってはもう財調もない、一般会計もぎりぎりだと、そのときに、では国保が赤字になりそうなときにどうするのだということがありますので、やはり基金というのがある程度必要だというのが考えなのですけれども、確かに13億という数字はその5億数千万からするとちょっと多いかなという気はしておるのが現実です。

（菅野）それから、次は9ページの保健衛生普及の、これ何ですか。生活習慣病重症化予防対策事業負担金の中で、27年度63市町村の中から18市町村をモデルとしてやるということで、これは手を挙げて鴻巣市が当たったということですか、18市町村に。

（国保年金課長）実はこれ3月の主管課長会議で何か話があったようなのですけれども、そのときに10団体をモデルとして指定したいという話があったようです。その後、私もこの4月に国保年金課のほうに来たのですけれども、担当のほうから相談がありまして、これをやっていきたいと、手を挙げたいというところで、ただこれは地元医師会に協力を得なくてははいけませんので、部長にも夜、医師会の定例会に出まして、医師会のほうにお話をさせていただいて賛成をいただきまして、それをもとに県のほうに手を挙げさせていただきました。10団体なのですけれども、63自治体の中で18市1町、小鹿野町ですね、ほかは市なのですけれども、積極的に手挙げてきまして、当初10団体だったのですけれども、県は全てを一応採択するというような意向で来ておりますので。ただし、全額県の調整交付金で賄うという予定だったのですけれども、この辺がまだはっきりしませんので、前言われていたのは全額見ますというお話だったのですけれども、この辺のまだ確定がなっておりませんけれども、県の調整交付金で賄うということはずっと言っておりましたので、私もこれを機に重症化予防に対する事業を立ち上げまして、新規事業として立ち上げまして今年度、来年度やっていくというところでございま

す。ほかの市町村なのですけれども、今県が残りの自治体には個別に回っていて、来年度までにぜひやってほしいということで、今個別それと8月には未実施団体に説明会を開いて、来年度ぜひ実施してほしいということでやっているようです。私どもは、もう先進的にやっていけるということで考えております。

（菅野）確かに糖尿病患者が途中でやめてしまって、何年かたって倒れて、もうあとは人工透析だというのを往々にして聞きますけれども、鴻巣は医師会で国保の中で特定健診のとき指導とかありますよね。それはやらないと。診察はするけれども、その後の習慣病を治すための指導ですか、生活形態の指導とか、そういうのはやらないというふうに言いましたよね。それでも、ではその前言を翻して、今回は面接3回、電話4回と、ちょっとしたものですよね。あと人数がどれぐらいいるかですけれども、ここら辺は人数によってやるということになったのでしょうか。

（国保年金課長）医師会の定例会で説明させていただいたときに、二、三人の先生がご質問されていたわけです。これかかりつけ医との関係がありまして、かかりつけ医がその辺の指導、こういう指導をしてほしいとか市と協議をしていくわけですが、中にはかかりつけ医がどうしても反対する場合がもしかしたらあるかもしれません。だから、非常にかかりつけ医としては、国保連からの保健師やそれに同等の方から直接自分の患者に指導が入っているわけです。それをやはりよしとしない先生も中にはいらっしゃるのではないかとということで、近隣でもどうしても医師会がだめだということで手挙げられなかったところがあるというふうには聞いています。

それと、人数的には年間数十人、恐らく人工透析にもうすぐいきそうなあるいは近々このままいったらいつてしまうような方が恐らく、100人とは言わないですけれども、50人とか、そういう数十人単位でいらっしゃると思いますので、その中からかかりつけ医と相談しながら、では指導する候補者を決定して、そこでいきますので、初めは例えば100人どうしてもこの方は危ないという方は出ても、かかりつけ医の中で、ではこの方を指導していきましようということですが、それが何十人という形で、

100人がマックスとすればそれが数十人減るという可能性ありますけれども、これは非常に効果のあることだというふうに私ども考えておりますので、通常人工透析の前の方が何か50万ぐらいの医療費が人工透析になると約500万ぐらいになってしまうということで、非常に医療費が高くなるということでこれ言われていますので、ぜひともこれはやっていきたいというふうに考えております。

（菅野）五、六十人ということですがけれども、そうするとこれに対応する医者というのは、自分は10人やるよと言えば人数が少なくなるわけですがけれども、どれぐらいいれば電話4回、面接3回はやり切れるのでしょうかね。

（国保年金課長）これかかりつけ医とか、鴻巣の先生が直接指導するようなわけではなくて、国保連のほうから指導が入っていきますので、その辺の体制は国保連はとっていると思いますので、この辺はしっかりやっていきたいなというふうに思っております。

（菅野）かかりつけ医は関係ないのだ。

（国保年金課長）かかりつけ医としては、その辺の市とかかりつけ医の中でどんな指導をするのかとか、まず指導するかしないかとか、その辺の協議がかかりつけ医として立場として入ってまいりまして、かかりつけ医としてはその辺の相談乗るわけですから、それなりの謝礼も当然支払わなくてはなりませんので、かかりつけ医も当然ただではそんな乗りませんので、その辺の費用も含まれておりますので、そこに国保連からの専門的な医療ということで、糖尿病専門医なんかも抱えているでしょうから、その辺から指導が入っていくということでございます。

（菅野）これをやることで国保の鴻巣の市役所の現場がもっと忙しくなるというのはいないですか。だって、今までだって忙しくて、忙しくて、臨時の元気元気だか何かのお金使って前の課長が大喜びして、これで少しは楽になると言っていたではないですか。もっと忙しくなることになりませんか、現場は。

（国保年金課長）これについては、国保連が指導等入りまして、私どもの国保年金課の保健師が直接指導ということでありませぬので、これに

についてはそれほど負担になるというふうには考えておりません。ただ、このように事業が少しずつふえていくと、先ほどのジェネリックの通知も、効果があると思いますけれども、それが納品して、それをチェックして出すということは作業的にふえてきますので、少しずつ負担はふえていくのは確かだと思います。

（菅野）では、その人員は、この間補正か何かでやった臨時の何か事業が継続するのですか。補正で何か入ったではないですか。臨時の職員。

（国保年金課長）窓口業務だと思うのですけれども、その辺は昨年度緊急雇用で始めまして、今年度引き続き窓口業務を展開しておりまして、これは非常に好評で続いておるのですけれども、職員もそうなるかと減ってくるのです。ですから、ピーク時の合併直後よりも4名、5名と減っておりまして、今回の窓口業務でも実質1から2名減っておりますので、窓口業務が入ると正職員が減るとというのがどうしても。人事サイドとの駆け引きになってきますけれども。できれば窓口業務プラスでいきたいと思っておりますけれども、やはり限られた職員数でやっておりますので、委託がふえると若干職員が調整されるということになっております。

（菅野）終わり。

（頓所）9ページの、同じく保健衛生普及事業の生活習慣病重症化予防対策事業負担金についてですが、これ国保連のレセプトから選ぶという、その対象者も国保連からこの人とこの人という形で来るのでしょうか。

（国保年金課長）レセプトと、あと特定健診のデータをもとにある程度リストアップされて、まずこの人ということになりますけれども、それからその中から指導する人が決められていきますので、基本的にはある程度レセプトや特定健診のデータを分析するとこの方ということになっていくということではある程度と言われておりますので、ある程度の重症化に移行しそうな方、そういう方を抽出していきたいという事業でございます。

（頓所）その抽出するのは鴻巣市なのですか。

（国保年金課長）作業的にはまず国保連がやりまして、それで候補者がありますので、その中から今度かかりつけ医と市のほうで指導する方を決めていきます。

（頓所）大体何人ぐらいを想定。何人とは枠が決まっているのでしょうか。ともなければ、その対象となる人が10人でも20人でもいればかかわっていくという、この事業の対象者として考えられるのか。

（国保年金課長）実は6月の一般質問でもいただいたときに概略どのくらいということ国保連にちょっと依頼したところ、やはり七、八十人ぐらいはいそうだとということで、まだそれは正式なものではないので、今回この予算が議決後、10月に入るとその作業が始まりますので、正式にはそこから作業が入ってきまして、どのくらいの人数ということ。当然糖尿病でも非常に軽い、1というのですか、ランクがありまして、全ての方ではなくて、1期から4期までの方、5期はいわゆる透析の治療期というのですか、5期、ですからこの辺の2期、3期、4期の方から、特に最終的にはやはり3期、4期の方で指導するということになると思いますので……

（何事か声あり）

（国保年金課長）2期から。2期から4期ですよね。2期から4期。

（頓所）その2期から4期の方が今、予想ですけれども、70人から80人いて、その中からまた対象者を選んでいくと。人数的にはまだ、これから10月からやっていくので、その70人から80人のうちの誰と、何人というのを確定、今のところできないということですか。

（国保年金課長）先ほど申し上げたように、糖尿病通院者の2期から4期のうち生活指導が必要な方を抽出するという作業がまずあるわけです。まず、抽出作業が行われて、その後指導が入るわけですが、そのときに決定者、まず候補者が上がってきて、その中から決定になると思いますので、そういう流れ。それは、市とかかりつけ医でやるということになります。

（頓所）それでは、このモデル事業はどのくらい期間というか、26年度、27年度とか、どのくらいの期間でモデル事業としてやっていけるのかお伺いします。

（国保年金課長）今年度手を挙げた19自治体は、2カ年にまたがってまず行います。先ほどもご説明させていただきましたけれども、まだ受診

勸奨までが、基本的にはそこまでを今年度事業として抽出して受診勸奨まで行いたいと。来年度、先ほど受診勸奨というのは糖尿病の治療をまだやっていない方あるいは中断した方、これの受診勸奨ですので、実際の保健指導は来年度市内のかかりつけ医と相談、協議の上、糖尿病性腎症重症化予防プログラム参加候補者を決定しまして、そこで来年また国保連にお願いして、国保連はプログラム参加者と言っているのですけれども、に保健事業、面接3回、電話4回等を実施していくというのが今年度、来年度の事業で、今年度は未受診者と中断者の勸奨とあります。来年度保健指導を行うということでございます。

(頓所) 以上です。いいです。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 今決算で13億7,000万という保険給付支払基金の残高があるわけですけれども、今補正で1億3,955万2,000円の積立金が計上されています。過剰な積立金はやはり財政を硬直させると思いますので、反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第82号 平成26年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 平成26年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(潮田) 7ページの地域支援事業交付金、これ歳入のほうでなっていますけれども、これ事業としては補正前でも5,500万。具体的には、これ地域支援事業というのはどういったものに歳出のほうでは使われていくものなのでしょうか。

(介護保険課長) 地域支援事業といいますものは、介護保険サービスの3つの柱のうちの1つなのでございますけれども、通常の1次予防事業ですとか、あと2次予防事業あるいは包括的支援事業、そのようなものを総括、総称して地域支援事業という形で実施しております、市町村のある程度裁量が入られる事業になっております。

以上でございます。

(潮田) ということは、こういう名称で、でも決算書のほうでも地域支援事業という表現でなっていたかと思うのですけれども、そうするといわゆる介護保険で使えるいろんなサービスを総称した形ということになるのでしょうか。

(介護保険課長) 介護保険事業の中での地域支援事業ということでございますので、ある程度任意事業とかいろいろ市でやれるものもありますが、基本的には全国共通のものでございます。

(潮田) では、介護しているんなのがありますので、具体的に言うとうどんといった事業のことを指すのか、お願いします。

(介護保険課長) 先にお配りした決算の概要がちょっとあるのですけれども、その中で地域支援事業というのが3項でございます。歳出決算の概要です。この中で、介護予防事業といたしまして、先ほど委員おっしゃられました2次予防事業、それと1次予防事業、これにつきましては右側の説明欄の2次予防事業対象者把握事業から2次予防事業評価事業、これが2次予防事業でございます。1次予防事業につきましては、その下の介護予防普及啓発事業から1次予防事業評価事業、この3つの事業になってございます。

それと、2項といたしまして、包括的支援事業、任意事業というのがございまして、それぞれ5目ありまして、まず介護予防ケアマネジメント事業につきましましては、2次予防対象者にケアプランを作成したりとか、参加者の勸奨啓発を行うようなものでございます。

それと、総合相談事業、これにつきましましては、包括支援センターのほうで総合的な相談事業を行っております委託料でございます。

それから、権利擁護事業につきましても包括支援センターへ委託を行いまして、後見人制度の活用など、あとあるいは虐待の防止など、権利予防業務を委託してございます。

それから、4項、4目ですか、包括的継続的ケアマネジメント支援事業費、これにつきましましては、地域支援センターへこれも委託しております、ケアマネジャーへのケアプランの作成の支援ですとか困難ケースの支援など、ケアマネジャーへの支援を行っているものでございます。

最後のほうの任意事業でございますけれども、これにつきましましては介護給付費適正化事業、それと家族介護支援事業の2つの事業を市の任意事業として行っているものでございます。

以上でございます。

(潮田) よくわかりました。いわゆるサービス給付以外のものの介護をやっている事業全部という感じということですよ。わかりました。

8ページのところで、先ほどの国保のほうと同じなのですけれども、介護保険給付費準備基金積立金がこれ25年度決算の最終が1億9,942万5,000円。これは、先ほど国保のほうでは県内の中でかなり多いほうだったわけですが、介護のほうはこの数値というのは県内全体の水準からするとどんなものなのでしょうか。

(介護保険課長) この基金の性質が、介護保険というのは3年間で運営されるものですから、その中で給付費の過不足を補っていくものでございますので、基金がどのぐらい、県内で何番目ぐらいにあるとかということの統計はちょっと今手元にございませんので、わからないのですが、3年間で運営していく中で給付費が不足、例えば3年間最初の年は給付費は3年目に比べれば低い、安いですので、保険料は皆同じでいただき

ますので、その分は保険料は余計いただく形になりますので、それを基金に積み立てておいて、最終年度には保険料よりも給付費のほうが伸びますので、その不足分をこの基金から取り崩して補うというような性質のものになってございます。

以上でございます。

(潮田) そうすると、9月末現在では、この基金の残高というのはこの25年末のと単純に足すだけでよろしいのですか。

(介護保険課長) 25年度末が先ほど委員さんのおっしゃったお話で1億9,942万5,246円ということだと思いますが、それに対しまして25年度の今回の積立金と、あと若干の預金の利子も今後あると思いますので、それを当初予算ベースで44万3,000円今組んでおるのですが、それとあと当初予算で繰り入れをしている部分がございますので、それが約8,000万ございます。それを加味いたしますと、26年度末の残高見込みといたしまして2億3,950万程度になろうかなと思っております。ただ、これも実際にまた3月に給付費の追加補正等を行う可能性もございますので、それに合わせましてまたここから取り崩しをしていくという形になりますので、この額よりは実際の決算は少なくなるかなと見込んでおります。

以上でございます。

(潮田) 以上で。

(菅野) 決算のそもそも1億9,942万5,246円だって多いと思うのですけれどもね。その上にこれ1億1,900万足すわけではないのですか。決算、今7月残高がこの監査から示された収納計算結果に対する報告で7月末が1億9,942万で、3月は決算そのままの残高があるわけですけれども、そこに1億1,900万が足されるのですよね。

(足されます、はいの声あり)

(菅野) 足されるのですよね。それで、最終的に2億3,950万ぐらいになるだろうという見込み。

(はいの声あり)

(菅野) いやいや、何でこんなに、3年間どうたらこうたらと言っていましたけれども、税は毎年払っているのですから、今介護保険払って3

年後には亡くなる方もいるわけで、今払っている人に還元してもらおうのが税の民主的原則とそもそも言われているのですよね。こんなにため込むというのは財政がある意味豊かか、あと限りなく福祉を削って後世のために、後世のためにと安全網を張っているかだと思えるのですけれども、どちらなのでしょうね、これは。安全網を張っている。

（介護保険課長）委員さんのおっしゃるとおり、本来であれば3年間で積立金を、全てなくなってイーブンになる、ゼロになるというのが本来の介護保険制度のあり方なのかなとは思いますが、実際にただ給付をしていく中で、最終的に3カ年の最終の年度で給付費がなくなってしまうということがあってしまいますといけませんので、ある程度余裕を持たせていただいた中で基金を使いながら運営をしているということでご理解いただければと思うのですが。

（菅野）そんな基金の使い方が、では合併特例債で次から次へ建物をつくって、それだってお金がないから、政府は臨時財政対策債で対応しているわけでしょう。地方交付税で本来来るべきものが来ないで。でも、それは地方交付税の先食いではないですか。いずれ返すなんて、返せるかどうかわからないのに。そうやっていわゆる大型開発なるものをどんどん放漫財政をやって、それこそ世界中から日本の1,000兆円の借金財政に対して警鐘を乱打されているわけですよね、ですから。やはり財政は小さく、それから使用についてはそのとき、そのとき単年度決算でやれるような方式で、後世の人にいわゆる負の遺産を引き継がないというのが本来ではないかと思うのですよね。これは市政に限らず、自分の家庭もそうですし、自治会だって何だってそうですよね。お金が入るのだからというけれども。それをもうあらゆる分野でやって、では合併特例債どんどんやって、全部使うからと、では借金のためにと合併特例債の基金に22億ぐらいを積んでいるではないですか。その利子の1,000万ちょっとぐらいいつも利子つくのは、今度こうのとりに積み立てるというわけでしょう。それも積み立てる。何もかも積み立てるという中が、介護保険なんてまして本当に今必要な人のお金ではないですか、使う人にとっては。ですから、何回も言うけれども、財調に34億も積み込みながら、

それでさらに介護保険ではない、合併特例債事業の大型開発の借金に22億も積むだの、そういうことばかりが続いているわけで、これはもう弱者に対して施策が行き渡らないという見本ではないのでしょうか。これはどうなのでしょうね。そう言って間違いですか。今生きている弱者に政治が行き渡っていないのではないかな。

（介護保険課長）確かに基金が多く残るというところは、そういう部分もあるかと思いますが、今2億3,900の見込みということでお話ししましたけれども、これからまた実際に3月の補正を経まして、恐らく25年度の部分も3月に2億円以上の補正をしているかと思いますが、そこで基金のほうは給付費のトータルで9,000万ぐらい歳入、繰り入れしたかと思えます。今回につきましても、そこまではいかないかもしれませんが、その辺に近いような取り崩しになるかと思えますので。さらにまた、それで例えば1億取り崩して1億3,000万残ったといたしましても、次の第6期の計画の中に第6期の保険料を下げるような形で残りの部分を繰り入れしていくという形をとらせていただきますので、最終的には保険料を安くしていけるような方向で考えておりますので、そういう形でご了解いただければと思います。

（菅野）では、6期のときには介護保険料は安くなるのですか。介護保険料って安くなったことはありませんよね。

（はいの声あり）

（菅野）いっぱい上がるのが少し幅が下がる程度のことを安くすると言っているのですか。

（介護保険課長）第5期のときは、準備基金の繰入金1億円を繰り入れしまして、あとそのほかに財政調整交付金ですか、県の基金がありまして、それを3,800万ほど繰り入れいたしまして、両方で財政調整交付金の3,800万円ぐらいで、たしか月額38円ぐらいのマイナスになっていたと思います。それなので、両方入れますと100円近いような、月額ですけれども、マイナス要因にはなっていたかと思えます。今回につきましても1億程度を入れさせていただければ、100円まではいかないですが、安くなるようなものにはなるかなと考えてございます。

以上です。

（菅野）たった100円安くなって、当初二千幾らだったのがあつという間に四千幾らとかに一気にふえたではないですか。ふえるときはどんどんふえてね。介護保険というのは、利用している人は1割にも満たないですよ、実際に介護保険を利用している人は。民間の保険は利用、払えば、例えばけがしたときなんかはそこから治療費とか出るではないですか。だけれども、介護保険はそういうふうにご利用もできないし、9割の人は利用せずして払っているのに、保険料が何がしか安くなるよと言われてもどうにも。私ら一番最高払っているでしょう。がちり取られていますよ。最高だから、幾らだっけ。9万近くですっけ。

（8万幾らですかねの声あり）

（菅野）9万近く取られているのですから。45だよ。45歳から。40から取るけれども、65になったら取られるのです。64まではよかったですけれども、65になった途端もう9万から取られているのです、年間。9万で何も、64以下の人はいいのですよ、まだ。第1号被保険者。1号か。2号ね。65以上になると1号だから。9万も取られてかなわない。10円や100円安くなってもかなわない。その年、その年がきっちりなるべく上げないよという形でやっていただくのでなければ、先に亡くなる方はたまりませんよね。健康で亡くなる方はたまらないということですよ。介護の理念に反しているのではないのですかね。いつか100円安くなるからといって。いずれにしろ、何らかの形でため込んでいって、3年に1回調整するのだからというのが。それが全家庭にまたがっているわけです。公共事業であれ何であれ、国保であれ何であれね。幾ら大借金だって、安倍首相がこれは大借金だから財政を健全化しましょうなんて一言も言わない。軍事費はどんどん出すは、一方で福祉は削って財政健全化なんて言ってますます弱者を苦しめているわけで、そこら辺はどうなのでしょうね、公正な負担という意味で。

（介護保険課長）確かに介護保険の保険料のことにつきましては、サービスも使わないのに何で払わなければいけないのだというようなお話もたびたび窓口のほうでもいただくのですけれども、その中で例えば私ど

もまだ2号被保険者で天引きされてしまっておるわけなのですけれども、負担の公平というところから、皆保険制度というのはもともとその保険料を半分、公費を半分という形をお願いしているものですので、その中で保険料につきましても段階を7段階、9区分という形で総所得の低い方については減免させていただいておりますので、また新しい第6期におきましては、低所得の方につきましてはまた別枠で国から公費が出るというようなお話もありますので、菅野さんのようにちょっと所得のある方には余りおいしくはないのですが、低所得の方には保険料を下げるような、実際に下がるかどうか第6期の中でやってみないとわかりませんが、下げるような方向を国としても考えておりますので、その辺は費用の公平な負担ということもあわせてお願いしていくということになるかと思えます。

(委員長) 終わりですか。

(菅野) はい、終わり。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論。

(菅野) 今補正で、1億1,968万3,000円が基金として積み立てられます。決算当初1億9,942万5,246円あったものです。そもそも介護保険は、この保険が入れば介護はもう安泰だと、老後は安泰だということで政府は言いましたけれども、国民は保険の内容もよくわからないまま導入され、保険料がどんどん取られていったわけですね。そんな中で、では介護保険が充実してきたかと思えば、そうではないですね。だんだん改定のたびに切り捨ててきた。最初は1号被保険者が多過ぎると、何とかこれを減らそうとって考えたことが、ちょっとした差で、ほとんど変わらないのに要支援を、1を1と2に変えた。そういうことから始まって……これはもっと後だ。最初にやったのは、要介護1の人から電動車椅子や電動ベッドのようなものを外したですね。そんなの必要ないと、

外そうと、そういうことから始まって、要支援をつくったのもその後。次から次へ介護保険の見直しのたびに改悪をしてきて、とうとう今になっては要支援を外してしまって自治体の業務にするというところまで来てしまいましたよね。そうすると、困るのは、要支援2の人は要介護1とほとんど変わらないのに要支援にされてしまったのです。そういう人が今度外されて。そうすると、自治体によって財政力に差がありますから、本当に安心した老後になるのかと。ならないですよ。しまいに自治会が見れたの、ボランティアにやらせるだの、NPOにやらせるまで言い出して、消費税を増税したりするたびに税と社会保障の一体改革だと言いながら、まさに一体改悪が進められている状況です。今回の補正にしてもその一翼を担うものとしか思えませんので、反対をします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第84号 平成26年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 平成25年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(菅野) 議会請求資料のナンバー8、9、10ですね、国保に関しては、国保税の税額が載っています。被保険者、夫45歳、妻42歳で専業主婦、子ども、高校生1人、中学生1人、介護分、支援分を含み軽減される世帯は軽減後の額で、鴻巣の場合には要するに専業主婦の夫婦と子ども2人の4人家族ということですね。鴻巣は28万5,600円、桶川26万1,500円、

上尾26万200円、行田は25万790円、北本21万6,600円、差がちょっと下がったとはいえ2万5,000円、3万5,000円という感じで、北本には7万近く北本より高いわけです。これは何とかならないでしょうか。医療費を減らさないとならないですか。毎回言うのですけれども。

(国保年金課長) 今回、議運のほうからの議会請求資料を請求していただきまして、出させていただきました。平成20年度に税率改正がありまして、そのとき総体的に他市と比べてちょっと税率が高くなったのかなという印象がありました。その後、24年、25年度と4方式から2方式に変更したときに、資産割と平等割を2分の1、そして25年度廃止になりましたので、多くの方が、全員の方ではないですけれども、多くの方が税額が減ったというのが実態となっていると思います。ここ3年間ですと、同じ表の資料も手元にあるのですけれども、実は平成23年では、資料では11位で、鴻巣市31万500円、昨年、24年度分が14位で31万1,500円、そして今年度、25年度分が28万5,600円ということで、印象としてはこのモデルでやるとベストテンに、ベストというのですか、モデルでは高い11番ぐらいのがじわりじわりと下がっていると。これは20年度以来、税率改正、2方式に変えた以外はほとんどやっておりませんでしたので、ほかの自治体がやはり多少国保税の税率上げていますので、総体的に下がりがつつあるのかなということで、今は40市でいえば中の上というのですか、少し真ん中ぐらいに近づいてきているという印象でございます。今後この2方式を維持していく予定でございますけれども、ほかの市がだんだんと2方式に切りかわっているところの中で、少し税率がほかの市が高い団体も出てきておりますけれども、先ほどちょっと基金の話も出ましたけれども、今の税率を何とか維持はしていきたいと考えておりますけれども、今後の広域化の関係もありますけれども、この辺の状況見ながら、この2方式によって約2億ちょっとの減収という状況になっていますので、本来この基金を使いながらシミュレーションをして、2方式に切りかえていくというのが当初の考えだったようですので、この辺様子を見ながらいきたいなというふうに考えております。

ただし、実は資料もいろいろありまして、実は1人当たりの被保険者の

調定額という数字がありまして、これが実は市の名前を申し上げますと八潮市が調定額 1 人当たりですと約 10 万 4,000 円という額でございます。大体市の平均が 9 万 1,400 円、大体 1 人当たりの調定額は 9 万 1,000 円ぐらい。鴻巣市が 8 万 3,600 円ぐらいですので、調定額、実際の収入するときの調定額では 1 人当たりは低いというのが統計が出ております。桶川市が本市より若干高くて 8 万 3,815 円、行田市が本市よりやや少なくて 8 万 3,073 円、上尾市が 8 万 2,844 円、北本市が 7 万 8,000 円ということで、調定額で見ますと近隣も含めて本市は市の平均よりも低い状況ですので、余り今の税率を単純に引き下げていきますと収入欠陥になっていく可能性がありますので、この辺、自治体によって税率だとかいろいろ違いますので、1 人当たりだと八潮市がここ何年も 1 人当たりの調定額が高いというのが推移しておりますので、この辺もいろんな状況を見ながら今後また取り組んでまいりたいというふうに考えております。

（菅野）法定外の繰り入れのこと今言いました。法定外の繰り入れのことと言いませんね。

（国保年金課長）はい。

（菅野）法定外の繰り入れをすることがやはり安くなると思うのです。税金をとにかく大型開発にばかり使わないで、こういう国保税の引き下げにするには、今、前は 1 万円とかってすごく低かったのをさんざん追及して、ようやく県平均並みにするよと。県平均が下がればちゃんと下げるのです。でも、やはり国保税安いと言われれば、戸田なんかは 1 人当たり繰り入れが 4 万 1,985 円です。競艇があってもうかっているかもしれませんが、でも蕨なんかはそんなことないのに 3 万 5,718 円、1 世帯当たり 5 万 6,732 円ですよ。鴻巣は、1 人当たりが 1 万 2,833 円。前は 1 万 4,000 円ぐらいになっていたときもあるのです。平均が 1 万 4,000 円だったからと。平均が下がったからってこれも下げてしまって、世帯当たり 2 万 2,775 円ですよ。全県の平均が 1 人当たり繰り入れ額が 1 万 4,082 円で、1 世帯が 2 万 4,405 円と資料に載っていますよね。ですから、一番は早期発見、早期治療で医療費を少ないことなのでしょうけれども、一番はそこで、やはり次になすべきことは法定外の繰り入れを入れて、

ほかに比べて高い安いの問題ではなくて、とにかく払えないです。もう年金暮らしでもう高い国保税で、人のうちのこととも言えないですけども、うちの夫なんか余り高くて、何で高いのだと市役所に行って聞いたけれども、聞いたって説明されるだけで、別に安くなるわけではない。結局尻尾巻いて帰ってきましたけれども、とにかく高いのです。法定外の繰り入れをこんな1万2,000円とかではなくて、もう少し上げることはできないのか。上尾市で1万9,661円、桶川で1万4,201円、北本は4,970円と。北本は、もともと何でか安いのです。病気になる人が重症者が余りいない何らかのことをやっているのですかね。1人当たり繰入額8,695円で鴻巣より保険料は安いわけですから、これはどうやったら安くなるのか、さらにこれ以上税率はそのままにしても安くするとすれば法定外の繰り入れをふやせるのか、これはどうですか。

(国保年金課長)この議会請求資料では平均が1万4,082円ということですがけれども、これは結果的に1万4,000円ですがけれども、鴻巣は1万2,000円と、この年では何か平均以下に見えてしまいますけれども、ルールが前は、24年度以前は前々年度の決算の1人当たり平均を当初予算に反映させると。25年度からは前年度の決算の1人当たり平均額を入れるようになりましたので、直近の決算の平均を入れているので、これ25年度ではおのおのの市がおのおのの市の考えで法定外繰り入れ入れていましたので、ルールは直近で前年度で必ず平均は入れていますので、これは25年度に見ますと何か平均より入れてないように見えますけれども、ルールとして前年度の平均を翌年度の予算に繰り入れていますので、このルールで今後もいきたいということで私どもも考えておりまして、今後も予算要求していきたいという考えですので、決して平均以下で入れているわけではありませんので、その辺はお願いしたいと思います。

それと、保険税につきましては今のところ2方式と4方式がばらばらの状況でありまして、今年度で11市が2方式、3町が2方式になっていて、計14自治体が2方式になっておりますので、4方式と2方式だと単純に比較はできないところであります。ただし、2方式の中では、本市は比較的税率は低いほうの位置にいるのかなという印象があります。

先ほど申し上げましたように、このモデルでは16位ということで、中のやや上ぐらいになっておりますけれども、先ほど言いましたように調定額1人当たりでは平均以下になっておりますので、低所得者の方に関しては軽減、2割、5割、7割軽減の関係で軽減がきいておりますけれども、軽減から外れた方については多少負担感があるかなという感じはしております。

以上です。

（菅野）ルールで前年度の何をあれするのですっけ。法定外。

（国保年金課長）前年度の40市の1人当たりの繰入額の平均ですから、このことしの、25年の1万2,833円が今度今年度の基礎となって繰り入れをしたいと。当初予算は、先ほどちょっと前にご説明しましたけれども、法定外が今のところ入っておりませんので、補正でこの1万2,833円の最新の被保険者数を掛けました約4億6,000万程度ですか、4億6,000万、7,000万程度を繰り入れする補正の予算要求したいというふうに考えております。

以上です。

（菅野）ですから、そのルールを変えなさいということです。3万5,000円、4万と入れているわけで、上尾などは1世帯当たりが1人当たり1万9,000円とか入れているではないですか。国保税は、上尾のほうが安いですよ。安いということは、やはり繰入額が多いということと比例すると思うので、前年度のルールというの、ルールを直してほしいです。行政が勝手に決めたルールなわけで、市民が望むルールではないですよ。2方式になったって安くないと言われていています。では、2方式がどんどんふえて全県が2方式になったら安くなるのですか。

（国保年金課長）まず、法定外繰り入れなのですからけれども、実は介護特会ですとか、後期高齢者医療特別会計は法定外の繰り入れという考えがありませんので、あくまでも公費負担と保険料で賄っているのが介護保険と後期なのですけれども、恐らく国民健康保険特別会計も当初は保険料と公費負担だけで賄っていたのではないかと思いますけれども、やはりだんだんと加入する方が、昔は農業者とか漁業者ですとか、ある意味

所得がある程度当時はあったのでしようけれども、だんだん下がってきてしまったと。今はどちらかというとう失業した方ですとか、会社を何らかの形でやめた方ですとか、所得の低い方がだんだん多く入ってきたという中で、保険料がなかなか集まらない状況で、やはり一般会計が赤字を補填しなくてはいけないというのがずっと続いている状況だと思いますので、理想は法定外を入れないのがやはり本来の姿だと思います。やはり特別会計といえども独立採算制が本来の姿なのですけれども、どうしてもやむを得ず繰り入れをしているのが状況ですので、やはり市の考え方によってこの繰り入れはまちまちだと思いますので、一概にほかの市が高いからということでもそこを目指すということではなくて、今の考えは平均をとにかくお出ししようと、一般会計から出すというのがこちらの考え、市の考えということになっております。

（菅野）高額医療費を前は30万と言っていたのを、10万から80万円というふうに変えていますよね。こういうのはどう影響しているのでしょうか。保険料が下がりますか。上がりますよね。

（国保年金課長）これ再保険化ということで、いわゆる広域的な考えで、皆さんで各自治体が保険者がお金を出し合って高額医療が高いところを助けようというのがもとの考えなのですけれども、どちらかというとう本市は助けられているほうの部類に入っているということだと思います。

（菅野）何がどうであれ、国保税額をキャラバンでもらった資料では、大抵執行部が言うのは1人世帯か2人世帯が多いと、1人世帯が一番多いのです。1人世帯が一番多いので、今の家族というよりも1人世帯で総所得100万の人は鴻巣は11万2,900円、北本は8万9,000円で、ここで2万3,900円高いのです。上尾が10万4,200円、桶川10万5,400円、伊奈12万と。北本はえらい安いのですけれども、どちらにしても近隣で鴻巣より多い、高いところはないのです、1人世帯で。一番世帯数が多いという1人世帯ですよ。では、夫婦だけの2人世帯が次に多いと思うのですけれども、これも鴻巣は所得に占める割合そのものが高いですから、11.1%で13万6,700円、上尾は所得に占める割合が9.9、北本9.3です。北本は8万8,700円。4万8,000円も鴻巣は高いのです。ですから、何を

どういじくっても国保税が高いものは高いのです。所得200万で22万2,100円を払うということは所得に関して11%が国保税だということですよ、22万2,100円で200万ですと。払い切れない人が結局は払わないままずっと払わない状態で、若いから、病気しないといっても、病気したとき、さあ、どうするかになっていきますよね。私の知っている人でも臨時の職員していますから、国保税どうしているのと言ったら、いや、もう払えないから、払っていませんと。では、無保険です。こういう人たちが、ではもし交通事故に遭ったとか、病気になったというときはどういうふうにしているのでしょうか。救済する方法はどういうことであるのでしょうか。国保税を使うというと、何年分も払わなくては認めませんでしよう。1年分払って使うようにはなりませんよね。何年払ったら使えるようになるのですっけ。10年。ずっと払っていなくて、国保に入りたいといったってすぐは入れませんよね、未納の人は。何年分払うといったっけ。

（国保年金課長）今の方、会社をやめてしばらく国保も入らない状況だと。そうすると、とりあえずさかのぼって保険税をいただくということで、通常5年ですか、5年分です（下線P.91「3年」に発言訂正）とか、その離職後無保険のところを遡及していただかないといけないということで、それが長くなると保険税も多くなってしまいますけれども、保険税滞納されるといろんなサービスも制限される可能性もありますので、保険税はなるべく納めていただく、一遍にどうしても納められない場合は相談ということもあると思いますけれども、いずれにしても無保険のときに、逆に言うとお医者さんにかかったから、全額10割払わなくてはいけないけれども、国保に入ったことによって3割負担で7割給付を受けられるということで、結構皆さんそういう方も改めて国保に入られるという方もいらっしゃると思うので、これは非常にどちらが、本来は国民皆保険ですから、何らかの保険に入らなくてはいけませんので、そういう方も被用者保険、会社の保険、あるいは我々も共済ですけれども、共済保険、協会けんぽ、いろんな保険がありますけれども、その入っていない方は国民健康保険に入らなくてはいけません、どうしても医者にかかったと

きに高額な負担になりますので、そういう方はぜひ国保税払っていただいても国保に入ってくださいというのが制度でございます。

それと、ちょっと北本市が保険税安いということがさっき言われていましたけれども、実は最近北本市は1人当たりの医療費が県内40市でここ一、二年1番目に高いとか、25年度も2番目に高いのです。何で医療費が高いのに、保険税をよく抑えているなど。繰り入れも余り先ほどしてないと。実は聞いてみたのです。そしたら、前は3億、4億繰り入れをしていたのだけれども、財政当局に切られてしまったのだと。今1億2,000万ぐらいの繰り入れしかしていないのだと。だから、いずれ、私の予想ですけれども、基金がなくなれば、また一般会計からまた改めて繰り入れをするという、そういう財政状況ではないかと思うのですけれども、実は自治体がいろんな国保の給付サービスが多少違うのです。中には宿泊すると3,000円の補助していますけれども、そういうものがない、やらない自治体もあるわけです。恐らく北本市もそういうところを抑えつつ、医療費は高いですけれども、そういうところを抑えて、なおかつ繰り入れは財政とのやりとりでしょうから、入れないように最近していますけれども、実は二、三年前まではしていたのだと。これは、当然基金がなくなってしまうえば赤字ですから、そのとき改めて一般会計から補填するというふうに、自治体によって本当にやり方がまちまちですので、単純に比較するというのは非常に難しいなというのが私の印象でございます。

(菅野) では、ちょっともう一回確認しますけれども、国保税を払っていない方が病院にかかりたい場合は、前の払っていたときから、それは何年払っていないのかありますけれども、どういう基準で5年分ぐらい払うと、その5年払う(下線P.91「3年」に発言訂正)としたら幾らをどうやって算出するのでしょうか。5年分というのは。

(国保年金課長) 当然所得に応じて計算されますので、所得証明をいただきまして、ただ所得が低い場合は軽減だとか入ってきますので、最大7割軽減もありますので、所得のある方であれば、会社やめてそんなに所得があるとは思えないのですけれども、やめた方については所得がな

だと思いますので、きちんと申告、申告をされていないと、こちらに窓口に来ていただいたときに申告をしてくださいと、収入がなくでもとりあえず収入がないという申告をしてくださいということで、それで申告をいただいて、軽減を入れて、かなり7割軽減ですとか、軽減が入りますので、それほどの金額にはならないと思いますけれども、いずれにしても所得は判定して、こちらは国保税を賦課しますので、そういうことになっております。

（菅野）では、それはまず行政に相談しなさいということで、そういう相談ってこのご時世来ません。

（国保年金課長）当然窓口にお見えになっておりまして、先ほど窓口業務が入っているということで、そういう会社が入っていますけれども、そういう場面ですと、ある程度市の職員が出ていきまして、相談に応じまして、場合によっては申告書その場で、例えば収入がない場合はその場で申告書をつくってもらいまして、それを市民税課に届けて、それで所得の判定をして、賦課にいくということで、そういう方は必ず窓口に見えていると思うのです。

以上です。

（菅野）差し押さえに関して、この資料で1ページに222件。先ごろの差し押さえは、これ簡単なところからとっているのだね。預金が116件で、保険が41件、不動産なんかなかなかおりないから、18件。貯金と預金とどう違う。貯金が7件、預金が146件。それで、給与が5件、自動車1件、その他債権。一番とりやすい預金と貯金と保険で194件。194件というのは、222の90%、9割が預金、貯金、保険ですって。これは国保税の差し押さえもこれと歩を一にしていると思うのですが、どういう差し押さえの仕方をしているのか。

（国保年金課長）実際その徴収関係は収税課で行っていただいているのですけれども、先ほどそちらの資料が出ている資料だと思うのです。貯金は昔から郵便局のことを貯金、預金は銀行等が預金なのですけれども、全体の滞納の資料がありまして、実は国保だけの滞納の差し押さえの件数が……済みません、ちょっと今手元に、国保の滞納の件数はちょ

っとはっきりわかっておりませんが、不納欠損の状況だと押さえ
ておりますけれども、ちょっと滞納のほうが、処分のほうが収税のほう
になっておりますので、ちょっとこの場で今それはお出しできませんけ
れども、基本的には連携しております、国保の給付を受ける方につい
ては限度額認定ですとか、ある意味サービスが滞納があると受けられな
くなるのです。それで、窓口に来た方については一緒に収税課まで行っ
て、納税相談を受けていただいて、全額納められれば問題ないのですけ
れども、納められない方も誓約書ですとか、分納ですとか、それによっ
て誓約書をいただいて、それで私どもも給付を考慮するということので
、滞納だから、すぐ差し押さえということではなくて、納税相談を
させていただいて、実は差し押さえというと、はっきり言えば悪質な部
分が多い。督促状、催告状、あるいは差し押さえ予告、差し押さえと順
番になっていくわけですけれども、何ら反応がない方ですとか、逆に悪
質なことということで、という方につきましては最終的には差し押さえ、
それが預貯金だったり、他の資産だったりするわけですので、私どもの考
えとしては相当収税課は臨宅徴収に行きまして、会って直接やりとりを
して、納税相談に結びつけていると思うのですけれども、中には拒否で
すとか、一切応じないという方については再三の催告書あるいは差し押
さえ予告等を出して、それでもという場合に差し押さえしていると思
いますので、それが各税金や国保税もあると思いますけれども、本当に最
後の最後に差し押さえしている状況というふうに考えております。

（菅野）なぜ預金や貯金や保険かというのは、昔は不動産とか多かった
わけですけれども、結局は生活保護の人なら生保のお金が入ったとき、
子どもいる人なら子ども手当が入ったとき、あとサラリーマン、ひどい
場合は給与の差し押さえもありますよね。給与が入ったら第一義的にも
う引かれていると。それと、延滞税が14.8から9.何%に下がりましたけ
れども、でも今どき9.何%、貯金するものにしたらただ同然なのに、結
局本体よりも延滞金が入ってふえているわけです、滞納額の中に。で
すから、当局のほうは本体分をまず減らしていけばまずまずはという言
い方をしますけれども、滞納分がすごいです。長年ちょっとの額を滞納

ただけでも山のようにふえてしまうのです。9.何%だってふえると思います。14.8を9%にしたのでしたっけ。そうですから、この実態が本当に生活に必要なお金まで引き落としたりしているのではないかなど、今それがもう各地で言われているのですが、どうなのでしょうね。

(国保年金課長) 窓口でもいろいろトラブルといいますか、非常に職員に対してかなりの声を荒げる方もいらっしゃるわけですね。というのは、窓口で高額療養の要するにある程度の限度額を超えると高額療養費が出るのですけれども、ある人が来て、もう90ぐらいの方が世帯主で、自分がそのせがれで六十幾つだとか、そういう方が払っていないのは親だから、自分が高額療養の支給を受けたいと。それは受けられるのですけれども、ぜひ納税してくださいということで、たまには税のほうに行ってもらったり、来てもらったりするのですけれども、もうどうしようも話がならないわけです。最悪それこそ差し押さえも考えられるところなのですけれども、いろいろこちらとしても何とか説得していくわけですが、すぐ差し押さえしているわけではありませんので、ただ中には制度を悪用ではないですけれども、そういう方も中にはいらっしゃるかと思います。ほとんどの方は善意の方で、ほとんどの市民の方は国保の被保険者の方善意の方だと思いますけれども、中にはちょっと意図的にいる方もいらっしゃるのです、ただそうかといってすぐ差し押さえ、預貯金の差し押さえということでもなく、様子を見ながら、国保でいえば市民税課と調整しながらやっていますので、最後の最後がそういうことになっていると思いますので、十分ご本人とは相談をしながら、なるべく分割でもいいですから、納付していただくというのが一番かなというふうに考えます。

(菅野) 短期保険証は4カ月で、中学生か何かは6カ月ということですよ。短期保険証の4カ月というのは、これは一般的なのですか。4カ月ってすぐ来ますよね。年3回。あれは6カ月とかにはならないのでしょうか。全体が。

(国保年金課長) 今回も議会の請求資料のナンバー10に短期被保険者証発行の状況ということで、継続の方が269、新規は31、300件ほどの短期

出させていただいて、これは短期被保険者証というのには、私も考えたのですけれども、その方が滞納されている方とこちらと面談する場がこの短期被保険者証発行の意義ということで、だからといってすぐ短期発行すれば納税、滞納がクリアするわけではないのですけれども、その機会を得るのがこの短期被保険者証の発行だというふうに考えているのです。これよりも実は厳しいのが資格証というのがありまして、これは本市ではやっていない。ただ、ほかの自治体では実際やっているわけです。これは、本当に納税されない方に資格証というのを出して、これまず10割払っていただくのです。後からということなのですけれども、そういうことを本来国、県はやってほしいと言っているのですけれども、本市においては資格証までやっていないと。ただ、短期被保険者証についてはある程度ほかの自治体と同様のぐらいなスパンでお出ししているということで、これは即効果があるかということ、ないようなのです。担当に聞いても、これを出したところ、すぐ滞納している方が納めているかということ、そうではないと。ただ、その都度お会いしてお話しする機会があるということが短期被保険者証かなというふうに思います。実は資格証というものを出したほうが財政調整交付金、調整交付金というのがポイントが上がることは知っているのですけれども、だからこれを出せと国は言っているわけです。ただ、どこの自治体もなかなかそこまで踏み込んでいないというところがございます。

（頓所）決算のほうの329ページの重複することがあるのですけれども、不納欠損額が8,011万9,731円、この不納欠損の対象者が439人でしたでしょうか。やはり払えない状況で払わない人が多いと思うのですけれども、例えば国保税の段階を低所得者の人に対してもう少し金額を低くするとか、払えるような状況というのはつくれないものでしょうか。

（国保年金課長）実は今年度から2割、5割、7割の軽減というのが2割、5割の軽減が少し幅が拡大されたのです。それで何とか救済しようというのが1つありまして、今広域の中でもこういう低所得者に対して軽減の強化しようという動きもあります。ただし、実はいまだに県内でも2割、5割、7割ではなくて、6割軽減とかでまだ抑えている自治体

もありますので、これは実情そういうところもあるのです。これは選択制になっていますので、これはその自治体の事情があるということで、7割軽減が自治体によっては6割軽減のところもあるわけです。なので、私はやはり低所得者に軽減は強化すべきではないかなというふうに思っておりますけれども、低所得者、あるいは低中所得者ぐらいまで本来は軽減があったほうがいいのかと思いますけれども、これはある意味国の全体的な制度設計でありますので、その辺は要望していきたいなというふうに考えております。

それと、不納欠損については、資料お手元にあるとおり439件減ってまして、25年度は1,401件、額にして8,011万9,731円、件数と額が減っているわけなのですけれども、実はこの不納欠損の、これお手元にあるのですか。

(25年の声あり)

(国保年金課長) 議会請求ですね。

(何事か声あり)

(国保年金課長) それで。分類別にしますと、なぜ不納欠損になるかという、普通は5年で時効なのですけれども、財産が全くない方、当然差し押さえもできません。あと、生活困窮の方、これも差し押さえができない。あと、所在が不明な方、要するに転出してしまって、その後こちらでたどり着けないと、財産も不明だという、なども含めてもうやむを得ない場合、5年で時効なのですけれども、なるべくこの不納欠損は当然少ない方がいいのですけれども、やはり法的に5年というのが決まっていますので、ある意味整理をつけるためには不納欠損は必要だということなのですけれども、件数も額も今回減っておりますが、これはどういう傾向にあるかもちょっとわかりませんが、収税のほうで努力をしつつも財産がないとかでどうしても差し押さえできないということで、やむを得ないかなというふうに感じております。

(頓所) わかりました。払いたくても払えない状況の人にとっては、やはりいつ病気になるかわからないし、不安だと思うのです。だから、ぜひ2割、5割、7割とか、軽減措置をやっていただけるような方向で考

えていただければと思います。

それから、収入未済額というのは、本来入る、25年に入るべき収入が入らなかったというふうに解釈していいですか。

(国保年金課長) 当然調定、調定というのが本来マックスですよ。100という保険税のまずこれだけ入りますよというのが調定額で、実際入ってきたのが収入済額ですので、その残りが収入未済ということで、これが25年度の収入未済が繰り越すわけですけれども、これが次年度以降は今度滞納という部分で、次年度、前年度分が今度滞納になっていくわけですので、これがどんどん、どんどん膨れてきてしまっているということが現実です。

(頓所) そうすると、この収入未済額というのは前年度と合わせた2年分ということですか。

(国保年金課長) 当然時効がありますので、5年です。ですから、過去4年度分と現年度分の合わせて5年分。そうすると、また1年ごと時効になっていきますので、古いものから納税ができない部分、これが不納欠損ということで3月31日をもって古いのが落ちるわけです。

(頓所) あとは、取り立てと言ったら言葉変ですけれども、菅野委員のほうで聞きましたので、以上です。

(野本) 先ほどからお聞きしている部分で、繰り入れのところですがけれども、先ほどの議運資料のナンバー8のところ、鴻巣市の28万5,600円という額が出ていますけれども、これ夫45歳、妻42歳、専業主婦で子ども、高校生1人、中学生1人というのは、これは実際の鴻巣市の国保加入者の標準的なスタイルというふうにちょっと思いにくいのですけれども、どうなのでしょう、このサンプルというのは。

(国保年金課長) 現実的には今子どもが出生率が1.2とか1.3ぐらいですから、これは子ども2人というケースなので、若い世代で当然会社にお勤めとかは国保に入っていないですので、自営業の方ですとか、農業の方、失業した方ですので、この4人モデルがいいのか、3人モデルがいいのか、あるいは1人世帯、実は先ほど菅野委員さんが言われたキャラバンというのがありまして、そこの資料には1人世帯、2人世帯、3人

世帯、4人世帯、全部のが出ているのです。これ議会請求の部分は前年どおりでしたので、これをおつくりをしたのですけれども、これはやはり構成によってまた違うのです。だから、実際過去の税率改正があったときに4方式から2方式のときにできた資料は3人世帯でどうもやっていたようですので、一般的には3人世帯ぐらいが標準かなと思います。4人世帯ぐらいが本来理想なのかもしれませんが、現実的には子どもさん1人の家族の3人世帯、あるいは本当に1人世帯の方もありますので、この4人世帯が本当に標準かなというと、どうかなというのがあります。

(野本) 今おっしゃったとおりで、実際に国保に加入しているこの世代の人って、私はほとんどいないのではないだろうかという疑問があるのです。事業者だったら会社経営をしていれば社会保険になりますし、お勤めしている方はそれぞれの社会保険だったり、ほかの保険だったりして、国保でこの資料を見ても私はちょっとぴんとこない、逆に1人とか2人とかということ比べていかないとちょっと、そしたら繰入額が適正なのかということがちょっと言えないのではないだろうかというふうには思うのです。実際にこの年代でほかの保険に入っている方はもうちょっと払っているのかなというふうに思うのですが、ほかの保険のことは私は自分のことぐらいしかわからないので、職員の方々がどのくらい払っているとか、そういうこととぐらいしか多分比べられないのかなと思いますけれども、そういう、要は全市民がこの保険であれば、もう全面的に繰り入れどうしようとかという話ができると思うのですけれども、そうではないという中で、やはり精査をするという部分、これ保険の額をどういうふうにするとか、その辺の保険税をどうしていくべきなのかとかということを考えるにはもう少しこう、では、それについてはどのように決めていくのかということをやっと伺っておきたいと思います。

(国保年金課長) 非常に難しいあれなのですけれども、一般的には、一般的な傾向ですけれども、国保税と協会けんぽと被用者保険、いわゆる会社の健康保険あるいは共済組合、何がやっぱり傾向的に一番高いとい

うのはやっぱり国保税が高いのかなということ言われています。その次が協会けんぽ、そして被用者保険あるいは共済組合と思うのですけれども、全国的には首都圏とかは地方から比べると保険税は全国平均よりも下だと思ふのです。3大都市圏はやはり所得の比較的多い、地方へ行くとも所得がかなり低いということで、保険税も集まらない。一般的にはそういう傾向があると思ふのですけれども、その中で、では保険税が本当にどこが適正かというところ、本当は医療費をある程度賄うような保険税が必要ですので、そこをシビアにやっつけてしまうと、本市も本来もう少し保険税を上げなくては行けないのではないかという課題が出てきてしまうのです。本来国はそこをはっきり言わないですけれども、国は広域化に当たって構造的な財政赤字のことを何とか解決してやりますよとか、県も各市町村の埼玉県の法定外の繰り入れ、繰り出しは約300億ぐらいありますから、300億円を県が全部引き受けてくれるのかと、その覚悟はないと言っていますので、国も出さない、県も出さないといったら、やはり市がやらなくては行けないのです。そうすると、医療費をシビアに保険税に反映させてしまうと、繰り入れをしない限り保険税は上がってしまうと思ふのです。だから、この辺の自治体の考え方で繰り入れの額が違ったり、保険税の額が違ったりするのですけれども、本来は医療費に見合う本来保険税という適正化をしなくては行けないのだと思ふのですけれども、そこは非常に難しい問題だと思ふので、今のところ本市は2方式になったばかりですので、もう少し様子を見たいなというふうに思っています。

(野本) そういう意味では、結局前年どうだったかとか、他市はどうだったかということ何か議論しようもないような話なのではないかなというふうに思ふわけです。それよりも本来はどのくらいかかる部分をどういうふうに努力をしてこういうふうにするのかということを考えていかなければならないのではないかなというふうに思ふので、この資料はこの資料として見るとしても、県内の40市というふうに見ても県南と県北では全然状況が、構成メンバーが違うはずですし、これ比べようのないのかなというふうに、これを見ても感じるわけです。ですから、逆に

もう少し今後の国保の、これは議員が請求したから、これをつくっていただいたのだからけれども、国保として提出すべき元データといいますか、もととなる部分をもう一度ちょっと、どうあるべきかという部分も含めて、どこまでできるかということだと思っておりますけれども、その部分を出していただくなり、お持ちいただくなりということもあっていいのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

(国保年金課長) やはり委員会には、本会議と違って、資料をある程度お出ししたいなということと、ちょっと今手元に、医療費マップというのが今できていまして、実はお配りしようかと思っていたのですが、ちょっと手元にまだ置いたままなのではございますけれども、これを見ますと色づけて医療費がどういう状況って県内わかるのです。そうすると、実はゼロ歳から74歳、鴻巣市は県平均よりやっぱり高い状況にあると。この赤い色は実は高いところなのではございますけれども、ほとんど町が多いのです。

(何事か声あり)

(国保年金課長) 後でご説明します。

(何事か声あり)

(国保年金課長) いや、あります。今お手元にお配りしたのが実は……よろしいですか。これ何を言っているかということ、これは医療費がやっぱり鴻巣市はやや、オレンジ色ですから、高いエリアにあるのです。ところが、65歳から74歳は黄色なので、平均とほぼ同じなのではございますけれども、実際は安いほうに入っているのです。マイナスの2万円以上プラス2万円未満で平均以下なのです。だから、何が言いたいというのは、どちらかということ65歳から74歳の方は余り医者もかからずお元気の方が多いのではないかと。それと、この後、後期高齢医療制度の説明しますけれども、やはり医療費が低いほうなのです。ということは、65歳の方は比較的団塊の世代の方を含めて結構丈夫な方が多くて、そんなに医者も行かれない。ただし、どこか原因があるかもしれませんけれども、全体では医療費が高くなってしまっていると。ただ、非常に分析するのは難しいので、私どもの分析した結果をなるべくこの委員会でも出させていただきたいということです。ちょっととりとめない話になりまして申しわけ

ありません。

（野本）いずれにしても、バランスをとるところをどこに視点を置くかという話になるので、それはやはりいろんな立場の人がいる中で、ここだよねというところでやっていくしかないと思うのです。ですから、軽減措置もつくってきているという部分で、さらに医療費を抑える努力をするという、これからその部分はきつともっともっと強化されていくというふうに思いますので、予防の部分を他の部署と本当に力を入れていただかなければ、幾らでもかけていいという話にはならないので、これは担当課が苦勞するという意味ではなくて、みんなで共有できるようにぜひともお願いしたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

（国保年金課長）非常に今後保険、国の考えは大体わかっています、保険税は適正に賦課しなさいということですから、もうちょっと上げてくれと、医療費は削減してくださいというのがもう見え見えの状況ですので、保険税はなかなかその自治体にとっては上げづらいところがありますので、医療費を何とか下げていきたい。それは、ただ見ていてもできませんので、予防事業に力を入れていきたいと。そういうことで、重症化予防ですとか、今後データヘルス、データを分析しまして、そのこの市はどのような病気の特徴があるのだと。何か随分特色が出るらしいです。ここの地域は塩分とり過ぎだから、高血圧が多いよとか、そういうものを今後やっぱり分析をして、そこに集中的に取り組んでいくことによって医療費が下がるのではないかと、ないかとはまだ確信はありませんけれども、そういうことで今流れがなっていますので、何とか医療費を削減できるような予防、そして同じ部内でも健康づくり課がありますので、各種教室なども含めて、とにかく健康維持といいますか、健康寿命ですか、平均寿命が男性も80過ぎてきましたけれども、まだ健康寿命と10歳ぐらい離れていますので、この本来は平均寿命と健康寿命が近いほうがいいわけですので、そういうふうになるように予防事業に力を入れていきたいと、そういうふうに思っています。

（加藤）短期被保険者証のことなのですが、これ25年の10月1日というふうな日付で出してありますけれども、過去におきましてこの数字的な

ものは、短期証を出したことによってどのくらいの動きが実際あるのでしょうか。

（国保年金課長）過去の資料が平成21年ぐらいからありまして、4カ月単位で出しているわけですがけれども、少ないときで92世帯ぐらい、多いときで223、今回300ですから……失礼しました。交付対象ですね、今回300ですので、前回は285、大体300前後、少ないときで247、大体250から300前後ぐらいの状況でございます。

（加藤）その中で1回はさかのぼってとか何かで入ったけれども、また再度納税しないでまた同じようになると、そういうケースなんかもやっぱりいらっしゃるのですか。

（国保年金課長）滞納のそんなに、額なのですけれども、少ない方にはお出ししていません。滞納額がある程度の金額になりますと短期証発行していますので、当然一度解決しても、またそれがまた累積してきますと、また短期証の発行の対象になりますので、再度またなる方はいらっしゃるということでございます。

（加藤）そういう人の人数というのがどんどん実質的には人数ふえていますよね、過去から見ますと。そういう同じ方の繰り返しなのか、本当に、ここ新規ということもありますけれども、その新規の人がこれやはりふえているという状況なのですか。同じ人の繰り返しがあったりとかというのはどうなのですか。

（国保年金課長）過去の状況を見ますと、新規が30世帯ぐらい、20件ぐらいもありますけれども、二、三十件が新規で発行されているようですので、先ほどちょっと、済みません、多いときで363とかもありますので、一時最高で360ですので、今300件ぐらいですので、そんなにはふえていないと。少し下がってきているのかなという印象はありますけれども、この短期被保険者証については滞納を即解決する方法ではないので、その方、世帯とお会いしてお話をする機会をつくるというのがこの意図のようでありますので、これは引き続きやっていきたいと思っております。何も困らせてあげようとか、そういうものではなくて、中にはやはりどうしても納められない方がいるのは現実だと思いますので、その辺は納

税相談よく受けて、本当に場合によっては分割ではないと納められない方も現実にはいらっしゃいますので、その辺は十分把握をしていきたいなというふうに思っています。

(委員長) ほかに。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 大変困難な状況が議論されましたが、そもそも国保法第2条に国の社会保障制度としてこの制度をつくるという国の責任で本来やるべきものを地方自治体と地域住民に押しつけているのがこの国保税の今日の苦難の根底にあるわけです。それで、例えば健康にするためにということではバランスアップ教室とか、うんどう教室とかをやったり、あとはうんどう遊園というのもお金かけてつくったりしていますよね。でも、思うのですけれども、筑波大学と連携した大洋村というところなどは一人一人が、筑波大学と連携しているのもあって、健康管理を筑波大学で押さえて、それを一人一人が自分のうちで健康管理のための運動やそういう行為を受けられるというふうになっておりまして、こういうのをやっても元気な人しか行かないと思うのです。うんどう遊園や。元気な人が行っても元気なわけで、元気ではない人はうちにいるわけで、やはりそういうところまで施策がいかなないとなかなか医療費の削減にはならないのではないかなと実感をします。ただ、本市が3カ所にウォーキングコースをふやしましたよね。あれは、とてもいいことだと思います。陸上競技場の朝の4時半、5時からもういっぱい歩いていますし、上谷のほうは余り行きませんが、鴻巣公園のところも大変多くの方が歩いているのです。そういう周辺整備をするということも大変、歩くことは、足は第2の心臓だというわけで、歩くと心臓に血が回って健康になるわけで、そういう周辺への行政サービスも、運動のための行政サービスもしながら、早期発見、早期治療でよりよい国保税になることを願いながら、いずれにしても高い国保税で払いたくても払えない状況です。国の

補助制度をきっちり国が責任を果たすことを求めるべきだという点を指摘して反対をします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第86号 平成25年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第86号は原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時28分)



(開議 午後3時38分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの国保年金課長からの答弁の中で訂正の申し出がありましたので、許可いたします。

(国保年金課長) 先ほど菅野委員さんのご質問の中で無保険者で何年もあいた方で国保に入りたい方で何年さかのぼるかというご質問いただいたのですが、私先ほど5年と申し上げたのですが、3年です。これは分かれています、増額更正の場合は3年、減額更正の場合5年ということで、増額更正のほうに入りますので、3年さかのぼって国保税を払っていただくということで、この増額と減額で時効といえますか、期間が違いますので、3年さかのぼるということで訂正を願いたいと思います。よろしく申し上げます。

(何事か声あり)

(国保年金課長) もう5年前に仕事やめたけれども、自分は医者かからないだろうということで国保に入っていない方がやっぱり入りたかったときに、3年さかのぼって増額ということで、3年さかのぼって国

保税払っていただいて、国保に入ってくださいと。そうすると、サービスを受けられるということですので、5年前ですけれども、5年にさかのぼらないで、3年さかのぼるということでございます。

（委員長） ご了承願います。なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

次に、議案第88号 平成25年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長） 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

（頓所） それでは、歳入のほうの県拠出金の中の県補助金に埼玉県高齢者と地域のつながり再生事業費補助金という、詳しい内容をちょっと教えていただけますか。単年度事業かどうか。

（介護保険課長） こちらにつきましては、県の補助金になりますけれども、10分の10の補助でいただいております、その対象の事業費につきましては地域支援事業の……済みません。趣旨普及費のほうでご近所見守り隊というのがあります、認知症サポーター養成講座を受けていただいた方に近所の見守りを引き受けていただくような形でお願いしておりますものがあるのですが、それにつきましてはカードですとか、あとカード入れというのですか、その辺の消耗品ですとか、登録証とカードケースとか、あとチラシであったり、パンフレット等を作成いたしまして、トータルで82万9,000円のほぼ同額を支出しております。それに対しまして82万9,000円の歳入をいただいたということになります。

（頓所） 何人ぐらいの登録ですか。

（介護保険課長） 済みません、ちょっと資料を今……

（頓所） では、後でいいです。

それでは、ご近所見守り隊と、それから社協でやっている福祉見守り員ってあると思うのですが、そのかわりというか、連携というか、何か。

（介護保険課長） 基本的にはかぶるところはあるのかなとは思っているのですけれども、これから地域包括ケアといいますか、広く自分の生活

圏の中で自立した生活を行っていただくために、まずは見守っていただく方をふやしていくというか、数多く、同じようなことでかぶるかもしれないのですけれども、まずそういう多くの方を養成させていただいて、その中で最終的には社協の見守り員さん等とあわせた中でいろいろな顔合わせ等も必要になってくるかもしれませんが、調整を行いながら最終的には統合するのか、どういう形になるかわかりませんが、整理をしていければなど考えております。今のところは、まずその見守り員さんをふやすというか、ご近所見守り隊をふやすというか、その辺のところを中心に重点を置いているという形になります。

（頓所）あとは、歳出のほうで地域支援事業費の中の2の包括的支援事業任意事業費で課長が何か地域包括支援センター4カ所と言ったような気がするのですけれども、5カ所ですよね。

以上です。

（菅野）この表の被保険者数が第1号被保険者2万8,813人、次、認定状況が1号、2号で3,804名というのが出ていますが、この中で実際に介護保険を使っている方の人数はわかりますか。

（介護保険課長）今、被保険者数が、第1号被保険者数が2万8,813人で、認定者数が3,804人かな。サービスの受給者につきましては、1号被保険者でサービスを使っている方が3,011人になります。率にしますと、被保険者に対するサービス受給者の割合につきましては10.5%という形になるかと思えます。

（菅野）介護認定された人の部分の中で、限度額に対してどれぐらいの割合で利用しているか、介護保険を、限度額に対して、その部分がわかりますか。

（介護保険課長）ちょっと個々の数字ではございませんで、全体の給付費に対しまして限度額がどのぐらいであったかということで、個々の限度額に対しまして人数を掛けて最終的に全体の支給限度額を出した金額に対してどのぐらい給付があったかという数字になってしまうのですけれども、そういう数字でもよろしいですか。

（菅野）わからないのですけれども、要支援1がわかるかどうかあれ

ですけれども、要介護1は501人のうち、一人一人はわかりませんが、全体でどれぐらいを限度額のうち、五、六十%だと思うのですけれども、そういう言い方でいいのです。

(介護保険課長) 第1号被保険者で申し上げますと、施設サービスはちょっと限度額ございませんので、居宅サービスのほうで申し上げさせていただきます。居宅サービスの総支給限度額でございますけれども、それに対しましての居宅の給付費でございますが、その率が52.1%でございます。これは全体の割合で、それぞれ要支援1で60.8%、要支援2で44.6%、要介護1で50.1%、要介護2で54%、要介護3で54.5%、要介護4で51.7%、要介護5で50.3%でございます。これにつきましては、26年3月、25年度末の月報の数字をもとに出してございます。

以上でございます。

(菅野) 利用額の利用できる分の全体で52%ぐらいしか利用していないというのが実態です。それで、一番の問題はこの介護保険の労働者と、それから労働者がちゃんと収入に見合った労働、生活に見合った保障がされていて、それから介護を受けたい人が本当にこの数値で受けられているかということなのですけれども、そこら辺は介護労働者の実態と収入の問題、それから利用の問題がどうなっているかつかめているでしょうか。

(介護保険課長) 介護関係の事業所の労働者の関係なのですけれども、基本的に今慢性的な不足ということがよく言われておりますけれども、その中で介護報酬の絡みが安くて改善の費用を盛ったりとか、いろいろ5期のほうでもやっていたと思うのですけれども、今回も相変わらず人については不足でございまして、費用につきましても今回また6期で介護報酬の見直し等ございますけれども、それほど改定されるかどうかは今のところわかりませんが、介護保険の仕組み上、こちらの介護報酬、給付費が上がると保険料もはね返ってきてしまうというところがございます、痛しかゆしのところがあるのですが、一応そういう状況で今の介護報酬、労働者に対しての介護報酬につきましては今回の6期でも幾らか見直ししていただけるのではないかなと考えております。

それから、受きたい人が受けているのかというところなのですけれども、先ほどの受給している方の比率につきましても、これ粗っぽい全体の合計の割合ですので、余りちょっと、使っている方は限度額まで使っていると思いますし、使っていない方については確かに少ない方も実際いるかなと思います。その辺は、実際に必要な方に対して必要なだけサービスを使っていたかというようなスタンスがございまして、介護度の重い軽い、あるいはご家族の介護の仕方ということもありますので、その辺はちょっと、なるべく使っていただきたいという部分もありますけれども、そうすると給付がふえてしまいますので、保険料にはね返るところが、そこはありますので、必要な方に必要なだけのサービスは使っていただきたいということによろしいでしょうか。

（菅野）介護労働者は本当に給料が安くて、最初から言われて、ちっとも改善しないですよ。この制度そのものがかった経費を利用者に負担させるという社会保障の理念を踏みにじったものですがけれども、結局十五、六万しか給料がないのでは、年ごろの男性にしろ、女性にしろ、結婚しても暮らしていけませんよね。結局やめざるを得ないと。それから、訪問介護の場合は移動時間が見られないわけですよ。移動時間が労働時間に入らないということで、1日何回も来いと言って30分で何回も行くなんてぐるぐる回っていると、時間は食ってもお金にならないと。それから、1単位を45分にしたこと、これまた終わらないです。自動洗濯機45分で終わりませんから。そうすると、先にもう電話しておいて、自動洗濯機をかけておいてと言っても、かけれる人ならいいですがけれども、かけれない人の場合は結局洗濯物干さないで帰るわけにいかないから、サービス残業みたいな感じでやらざるを得ないと。本当に欠陥がもろに弱者に、労働者も受けるほうも弱者にしわ寄せされている状態ですよ。それと、今老人の奪い合いですよ。とにかく人数をふやさないと採算が合わないので、デイサービスのバスがもう何社も同じところへ入って、幼稚園どころではない、入り乱れている状況です。隣の人と3軒いけば3軒ともばらばらのところに行っているわけで、これまたここでの問題はまた地域包括支援センターを持っているところが結局優先的

に自分の事業所にまず第一に配分をする、できない部分はほかの事業所に持ってくるけれども、ですからうちのところでいうと川里苑なものですから、翔裕園関係のところに持っていくと。今そよ風は変わったので、あれですけれども……

(議事進行の声あり)

(菅野) いや、そこに限らずですよ。もう各地に言われていることで……

(頓所) 翔裕園は地域包括ありません。

(菅野) ではなくて、川里苑があるじゃないですか。

(頓所) 今、翔裕園……

(菅野) だから、川里苑は翔裕園と同じグループだから……

(頓所) 違います。

(菅野) 変わったっけ。

(頓所) 全然、最初から違う。全く法人が違う。

(菅野) では、そよ風は何。

(頓所) そよ風は株式会社。

(菅野) そよ風は、だって今ユニマットに変わったけれども。

(頓所) 違う。そよ風も入っていないです。

(菅野) そよ風は知っている。ユニマットだから、うちのばあちゃんが行っているところだから、知っているけれども。

(委員長) 菅野委員に申し上げます。

調査して、しっかりとした根拠のもとに発言してください。

(菅野) いや、調査じゃないです。それは各地で言われていることで、要するに地域包括支援センターを持っているところが自分の事業所にまず優先して行くと。だから、川里苑、ほかはいいですよ、うちのほうなら川里苑が持っているわけで、地域包括支援センターは、そうすると川里苑にどうも優先で行っているのではないかと、そういうこともあちらこちらで言われている。現に上尾の場合は、医療生協でもデイサービス持っているのですが、言われていますが、上中の病院に入院した人はもう退院したらほとんど上中のそういうところにもうどんどん紹介されて

行ってしまうというのです。だから、利用者の奪い合いの中で経営を安定させるために熾烈な利用者の奪い合いが起きているという、もう本当に聞けば聞くほど経済と経営がそれも安定させながらやっていくという状況になっていないということを本当に実感するのです。

（委員長）菅野委員に申し上げます。

整理して発言してください。

（菅野）ですから、そこら辺をどう、もうどうしようもないことなのかと、1単位45分にしたのもどうしようもないことなのかと、働く人のサービスを無料サービスするのか、それともその分時間延長できる利用者がもうなかなかいない状況は時間延長して負担をふやしなさいという指導するのか、ではまずこの点については、そういう困難についてはどういうふうに捉えているかということです。行政として。現場では。

（介護保険課長）先ほどの高齢者の囲い込みという話ですけれども、それについては介護の適正化の中で極端な囲い込みをやっているところにつきましては減算等ありますので、その辺はしっかり見ていきたいなどは考えております。

それとあと……

（菅野）45分問題。

（介護保険課長）45分問題についてですけれども、ちょっと私の立場で何とも言いにくいところがあるのですけれども、45分、60分が45分になってしまったということだと思えるのですけれども、その介護を受ける側からすると時間が短縮になって、今までやっていただけたことができなくなっただけというようにあるかと思えますけれども、全体的な判断の中で国がそういう形で示したということですので、それに従っていききたいなどは思っております。

以上でございます。

（菅野）労働現場に負担を強い、利用者にもこれも負担を強いている状況にどんどん変わっていつているのです。それで高齢者がふえていくわけですから、それをもっと過酷にすると政府はそのたびに言っているわけで、これは行政として何とかできる部分はないでしょうか。市が地域包

括支援センターを持ちながら困難な部分には何らかの行政の制度として対応するとか、そういうことができないでしょうか。もうどう考えても限界ではないかなというふうな中で利用している人がいると思うのです。労働者にしろ、利用者にしろ。ここを行政として何とかできないのでしょうか。そこに行政の意味があるわけですよ。国がだめだから。だからといってしょうがないでは。

（介護保険課長） 確かにおっしゃることはよくわかりますけれども、基本的にはその介護報酬については国が決めているものでございまして、全国一律で、単位費用とは違いますけれども、やっているものでございます。それなので、特に鴻巣市だけ単費を入れて、一般会計から単費を入れてというようなことは今のところちょっと考えてはいないとは思いますが、実際にほかの近隣についてもそのような考えは今のところないようですので、あくまでも国の介護報酬に倣った形で介護保険を運営していきたいと考えております。

以上でございます。

（菅野） この滞納状況というのを議会資料でとりましたけれども、当初は本当に15年度は1人しかいなかったわけです。数段とふえたのが平成21年以降です。21年は11人、14万6,200円が、25年には422人と、40倍になっているわけです。これ2年で不納欠損になるから、いつまでも続くわけではないとは思いますが、年金からこれ引けない人がいるから、不納になるのでしょうか、年金からどんどん引かれてしまうと不納も何もないわけですから、どうしても払えないという部分が残っているのだと思うのですけれども、この点を考えると払えない、確かに生活保護の人からまで2万何千円取るのですから、生活保護の人から取る税金ってないですよ。これは、生活保護の人からも最低の2万幾らでしたっけ、最低の第1、2万6,000円、これがまた上がったですよ。上がっていつているわけで、2万何千円のを取るわけですから、どんどんふえていくですね、不納欠損が。

（介護保険課長） 生活保護の関係でございましてけれども、まず保険料につきましては生活保護のほうで保険料分ということで扶助費のほうで出

ておりますので… …

（菅野）生活保護は大丈夫。

（介護保険課長）はい。あと、滞納の状況でございますけれども、25年度が422人ということで今一番多くなっておりますが、これは昨年度の賦課の部分でございますので、まだ滞納している方が多くいるということでございます。実際に2年たちますと欠損という形にさせていただいているのですが、臨宅徴収等する中で、この滞納される方は普通徴収の方、特別徴収の方は全部天引きでございますので、滞納はございません。これについては全部普通徴収の方なのでございますけれども、臨宅をする中で誓約をいただいたり、分納いただいたりということで、お約束をいただいているものについては欠損いたしませんで、少しでも納めていただくような形で滞納分として残してございます。その分につきましても、なるべく滞納分の徴収率を上げるようにということで、これにつきましては税ではないので、介護保険課で職員が回っているのですが、年4回臨宅徴収やりまして、徴収率についても年々上がってきているかとは思いますが、今後滞納の方を減らしていくように臨宅のほうをやっていきたいと考えております。

以上でございます

（菅野）それから、要支援が22%、これは認定状況の数値ですけれども、22%というのは、どちらにしろ2割ぐらいが要支援だと思っておりますが、これ市の独自事業に3年かけてしていくというわけですけれども、鴻巣の場合はそれを対応できるのでしょうか。

（介護保険課長）地域支援事業の要支援1、2の方の訪問介護とデイサービスが地域支援事業に移るというお話かと思っております。それも遅くとも29年の4月までに実施するというので、今準備をさせていただいて、いろいろな受け皿を探しているところでございますけれども、基本的には2年の猶予がございますので、要支援1、2の方につきましては今までどおりのサービスは当面は受けられることになっております。ただ、その中で新しい地域支援事業の中に総合事業の中に入ったときに、今受けていられるような要支援2の方が受けられているような専門的なサー

ビスだけではなくて、それ以外の例えば簡単な声かけですとか、あとごみ出しですとか、そういう生活支援の部分についてもいろいろな受け皿といますか、主体を探しておりまして、そういう中で必要に応じて今までの専門的なもの以外のサービスの需要についても応えていきながら、最終的に全体的な給付費についても少し落としていければなというふうな考えで国のほうもやっているのかなと思いますので、そういう形で市のほうとしましても同じような形で受け皿を探しまして、今まで使っていた方が不便にならないように水準は維持していけるような形で今後も進めてまいりたいと考えております。

以上です。

（菅野）その受け皿を探せないから、みんな苦労しているのであって、地域福祉計画などでは自治会長や民生委員を集めて何回もしつこくやれと、ごみ出しや買い物や洗濯ぐらいはできるだろうという、これの地ならしのようなことをやっていますけれども、自治会ではできないと。だって、その介護保険でやる部分については、単なるこの事業だけではなくて、年寄りの顔色を見たり、機能がどうだろうかとか、そういうことを全体的にプロが見ているわけです。それを隣のおばさんが言ったから、ばらばらで出入りして、仮にうまくいっても、最終的にはその人の体の状況に合った介護保険制度というふうにはならないだろうと。今の人が継続した場合ですよ、そういうことを言っていますし、地域でやるといっても、日本人の場合は義理人情というのあるではないですか。ただほど高いものはないという感じで、近所だから、ごみ出ししてくれるではない、買い物に行ってくれるではないといっても、頼むほうは頼めない。義理になってしまうと。ですから、結局は地域で取り残されてしまうのではないかと。だから、大都市では人数が多くて対応できない、要介護認定者の要支援の人数が多くて対応できない、過疎のところでは事業所なんか全然ないと。事業所もないのにできるかと、今そういうことを言って、全国でできるなんて言っているのは十数%あるかないかですよ。鴻巣は十数%の中に、では入っているのでしょうか。できるという見通しの中に。

(介護保険課長) 議会答弁のほうで申させていただいているのですけれども、基本的には要支援1、2の水準を維持できるようにやっていきたいということで答弁させていただいているのですが、まずどういう受け皿というか、団体を想定していますかというのと、まず今までと同じような要支援1、要支援2の方に対してサービスを提供している事業所についてもそのまま移行するという、そのまま同じような単価でやっていただくパターンと、それと実際にあと施設ですとか人員の基準を緩和した、もうちょっと基準を緩めた、緩い基準でできるサービス、事業所、それとあと住民を主体にした事業所と、そういうような大体3つぐらいの想定をしております、その中でうまく、最初の1つについては今までの事業所をそのままみなしという形で移行していきますので、それプラス基準を緩めた業者さん、基準を緩めたデイサービスとかホームヘルプにどのぐらい今の現状の事業者さんが参入してくるかというところもあるのですけれども、その辺についてはある程度事業者説明会なんかでも業者さんに話をしながら、どういう状況なのか確認して、6期の中でも意向調査等やりまして、どのような主体があるのかというのを確認しながらやっていきたいと考えております。ただ、住民主体の部分については大変ちょっと今難しい状況でありまして、ボランティアさんどうかという話も出ておりますけれども、その辺が自治会さんという話もありましたけれども、どういう主体がいるのか、あるのかというところも今後ちょっと調査していかななくてはならないので、その辺が今一番の課題と言えは課題になっております。ただ、全体的な今までの専門的なサービスと基準を緩和したサービスの2つについては余り心配はしておりません。

以上です。

(菅野) もっと大変なのは、この制度が導入された後は、いわゆる今は申し込めば必ず要介護認定が行われますよね。あなたは何ですよと行われますけれども、それをそうではなくて、いわゆる水際作戦ですよ、生活保護と同じで水際作戦で、チェックだけ、聞きますよと、黙っていればですよ、向こうが言えば別、チェックだけして、ではこういう制度が

あるから、あなたが努力しなさいというふうになりかねないと、国会でもそういうことが言われているわけです。だから、わかっている利用者はちゃんと要介護認定をしてくださいと言えばやるでしょうけれども、わからない人は言ったらチェックだけで済まされてしまうと。介護保険からも除外されてしまう、そもそも。要介護認定しなければ介護保険は利用できないわけですから。そういうことがもう既に言われていて、介護保険がなし崩しになっていくだろうと、そういうことが懸念されているのですけれども、そうした事態についても行政としてはやはり対応して、ちゃんと見通しを持って対応しなくてはいけないと思うのですが、その点はどういう対応がされるでしょうね。

（介護保険課長）恐らく相談に見えたときに介護保険の認定をする、一応申請をしていただくのか、あるいはチェックを行って、2次予防ですとか1次予防の新しい生活支援サービスにつなげていくのかというのは、そのときの窓口での受け付けをした中でいろいろご家族とも話をしながら、最終的にはご希望によって窓口をご案内していく形になるかと思えますけれども、ただどのようなサービスを使うご意向があるかとか、その辺もいろいろかかわってきますので、一概に介護保険の申請をだめだよというようなことにはならないように気をつけていきたいとは考えております。

（菅野）あと、所得を年金が280万だ、国会でこれは何らかの論議がされましたけれども、利用料を所得に応じる中で一定額以上の人を2割にしていくと、利用料を、そんなに払える、これがまた公正ではないのです。例えば280万にしても1人が280万と、2人で140万ずつの場合は対象にならない、1人で280万は対象になるとか、そこらもあるのです。非常に公正明快ではないのですけれども、所得によって利用料が上げられるとなると、利用できない部分で困難な部分は行政にかぶさってくるのではないかなと思うのです。自分で自分の身が処せない場合はもうどうにもならないと言って、行政に頼む以外ない、それからお金がなければ生活保護を受けざるを得ないとか、そういう部分も制度の改悪のたびにいつも浮上するものであると思いますので、負担と年金との関係で、年金だっ

て毎年減らされていっているわけですから……

（委員長）菅野委員に申し上げます。

（菅野）どう対応できるか……

（委員長）菅野委員、歳入と歳出に関する部分をまとめた的確な質問を行ってください。

（菅野）歳入歳出といったって、介護保険全体のことをお話しするのです。歳入と歳出だけって……

（委員長）執行部のほうでもどうしても答えられない、執行部だけでは答えられない部分もありますから、そこら辺も考慮して質問してください。

（菅野）答えられないって、政府はちゃんとやると言っているのですから、そこにどうするかということは答えるのが本来の行政の義務ではないですか。言っているのだから、既に。280万以上を2割にすると。1人140万ずつ大丈夫なのに、1人が280万もらってればそれと加算、そんなので言っているわけで、そういう場合はどういうふうに対応せざるを得ないのかで、まだ決めていないというのならしょうがないですよ。それはもう答えようです。

（介護保険課長）1割から2割になるという、所得によってということだと思いますけれども、基本的には所得、このような形で高齢者がどんどんふえていきまして、介護サービスも給付費もどんどんふえていきますので、負担のできる方については負担をして、どうかお願いしたいというようなスタンスが国のスタンスになってきているかと思っておりますので、低所得者の方については引き続き同じ1割負担でございますので、所得の高い方については保険料プラスまた使うときには2割ということで大変なご苦勞をかけてしまうのですけれども、一応そのような形で今後第6期のほうは進めていく形になろうかと思っております。

（菅野）食事代のほかに部屋代も取るようになりましたよね。それは保険外で取るわけですから、ますます負担がきつくなっていく中で、生活困難者については生保への誘導を市のほうできっちりこれは無理だというようなら考えることができるのでしょうかね、福祉との関係の中で。

これにかかわらず、ふだんの生活の中でも必要としている人はどうかというように、税金を取りに行った人が横断的な取り扱いをなさないと、生保へつなぐこととかは言っていますけれども、介護分野での困難について介護の実態のわかる介護保険課のほうから生保も含めた生活再建の、そんなところまでちゃんと行政としてできるのかということです、年金が減らされる中で。

(介護保険課長) その食費、居住費の関係もそうなのですからけれども、今までも低所得の方に対しましては特定給付、特例給付かな、というもので食費についても居住費についても減額させていただいておりました。ただ、今回……

(何事か声あり)

(介護保険課長) 今度6期の中で預貯金等も勘案しまして、1,000万だか2,000万だかというような預貯金がある方については減免から外すというような改正概要になっておりますので、低所得者の方については引き続き同じような制度で残りますので、その辺はご理解いただければと思います。

以上でございます。

(菅野) 終わり。

(加藤) まず1点は、鴻巣市内の中に特別養護老人ホーム、その施設が今現在何カ所、特養だけは何カ所あるのでしたっけ。何かいろんな施設の資料をもう随分前にいただいたことがあったかなと思うのですけれども。

(介護保険課長) たしか8か9だと思ったのです。正確な資料をちょっと持っておりません。今ここに持ってきておりません。8か9だったかと思います。済みません、後で確認させていただきます。

(加藤) 後で正確な。今現在1カ所建てていますよね。

(はいの声あり)

(加藤) また1カ所つくるというふうなことで今始まっているというふうなことも聞いているのですけれども、そんな情報はないですか。特養。何か建設委員にお願いされたというふうな新しい話もちょっと、吹上地

域ですけれども、そんなことも聞いているのですけれども。どのぐらいのものができのかわからないのですけれども、今現在の鴻巣市内の待機者はどのぐらいいるのでしょうか。入所できなくて。このどこかにあるのです。待機者。

(何事か声あり)

(加藤) 328人か。そこに328人ね。328人ということで、ここの資料のほうにありました。この328人ですけれども、今は優先というのが、昔は申し込んだ順でやっていたけれども、今現在は違いますよね。そういう中で、どこまでわかるかわからないのですけれども、実質の待機者というのがわかりますか。幾つもの施設にダブって。

(介護保険課長) この328という数字は名寄せしてあるものでして、実際にかぶってはいません。この328という数字なのですが、実際に特養にお申し込みをして待機をされている方が実際には380人おります。その中で、その後県の調査の後に特養に入った方が48名おります。それから、待機している中で要支援の方が4名おりましたので、そちらを差し引かせていただいて328名という形で出させていただきます。この328名の中には、ほかの施設、例えば介護保険の老健、老人保健施設ですとか、あと有料老人ホームあるいはグループホーム、いろんな施設があろうかと、あと病院に入院している方もいるかと思っておりますけれども、その方たちを抜いた本当の純粋な在宅生活の方というのが170名でございます。

(加藤) 先ほどのその要支援の人たちがこれから今までどおりやっているとというふうな、いろいろと今後において受け皿をとという話だったと思うのですけれども、まず受け皿を見つけてちゃんと要支援の人も対応できるというふうにぜひそれはしていかなければならないと思うのですけれども、一番金銭面で負担がどういうふうに本人負担がなっていくのかが、入れても結局全額本人負担とかいうふうなことになってしまうのか、その辺はどのように考えてられるのか。

(介護保険課長) 第6期の中で、費用につきましては通常の今まで行っていた要支援1、2の方に対してのサービスについては同じような程度の金額というような想定をされているのですけれども、その後そのほか

の基準を緩和したサービスですとか、あと住民主体のものにつきましては市からの補助で行うだとか、あるいは委託で行うだとかいろいろな方法があるようでございまして、ただ実際にその単価が今幾らですとかというのはまだ国のほうから示されてございませんで、上限の単価を国のほうが示す予定にはなっておりますので、それをちょっと見ながら判断していきたいなと考えております。

（加藤）いずれにしても、また市の負担的な、そういう予算的なものがふえるというのは事実ですよ。それはもう仕方がない、行政の負担がふえるということは仕方がないことではないかなと思いますので、やはり本当に要支援の中でやっていって要介護にならないような、そういう方法をやっぱりやっていかなければならないのではないかなというふうに思うのですけれども。先ほどの受け皿の話ですけれども、本当に自治体やら、そういうボランティアなんていうことは本当にできないと思いますよ。できるとしても、では今までどおりのそういう内容とはもう全然、やはり地域の人にやっていただくということはもう全然内容が変わってくると思いますので、やはりそのようなこともないように、本当に今までどおりやっていけるようなことをぜひ考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

（委員長）ほかに質疑ありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

（菅野）政府は、介護保険を導入するときに、高齢化社会のためと言いました。悪政を推進するために年寄りをいわゆるその理由づけにして、反対するのは親不孝者と、そういう考えがあるかと思わざるを得ないほどです。消費税を導入して、あっという間に介護保険を導入しました。これは、国民の理解も得られないうちに本当に導入をしました。ここからいわゆる独立採算、かかった費用は全部利用者にかかるという苛酷な

介護保険制度になり、ならば本当にではその介護保険が高齢者のために使われたのなら今日のようなこのような事態はないと思います。今でも介護による苦難が年がら年中言われ、介護殺人ではない、老老介護ではない、若者が、ひょっとすると孫までが仕事をやめてひいおばあさん、おばあさんの介護をしなくては行けないと、そんな事態まで起こしているほど、導入以来280兆円を超える介護保険が徴収されたわけですけれども、何に使われたかといえは250兆円は法人3税の減税に使われているわけです。ひとえに大企業のもうけのために年寄りの老後が破壊されてきたという実態が今の政府の実態だと思います。まして、今度は要支援1、2を介護保険から外すという、これはもう最初の約束そのものを踏みにじるものであり、介護保険そのものを解体するものです。これから超高齢化社会にあつて、医療ではない、介護ではない、これ以上切り捨てられないほどの切り捨てをする実態に、いわゆる福祉社会、社会保障を第一とする国のありようとは言えない政治ですので、反対をします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第88号 平成25年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よつて、議案第88号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第91号 平成25年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありますか。

(菅野) 徴収率が県内で6位というのは、その要因は特別徴収者が多いということですよ。9,095人で、普通徴収者より特別徴収者が多いとい

うことが要因ではないかなと思うのですが、これ見直しのたびにお金が上がっているわけですね。22、23が最高限度額50万。24、25はここで5万上がった。26、27が2万上がった。そうすると、2年ごとの見直しのたびにこれ2万から5万の範囲で上がるのか、この辺はどうなのでしょうね。どういうふうな計画になるのでしょうか。下がることはないのか。

(国保年金課長) 確かに広域連合の保険料ということの見直しは2年に1度ということになっておりまして、高齢化社会、少子高齢化の中でも高齢化社会が引き続き続いておりますので、恐らく医療費については今後の医療費適正化の対策が講じれば医療費の高騰に歯どめがかかるところでございましょうが、恐らくまだ医療費は右肩上がりになっているのかなという中で、先ほど申し上げましたように一般会計からの赤字補填ということ想定しない制度でありますので、保険料は2年に1度に上がってしまうのかなということは予想しております。これは、委員さんも今ご指摘のとおり、しばらくは医療費が伸び続ける限りは保険料にはね返っていくのかなというふうに感じております。高齢者に対する医療費の削減といえますか、適正化につきましても、来年度は歯科検診について国の補助が始まるということで、本市も歯科検診を実施しているところでもありますけれども、若干の補助が入ってくるということ。ただ、歯科につきましても、口腔内の衛生面ということで、お年寄りの方が肺炎になる可能性もありますので、やはり検診は必要だと。検診することによって肺炎が予防できれば、3大病気と言われている心臓のそれとがんですか、それに次ぐ肺炎というのがありますので、その辺の予防につながれば若干の医療費の削減にもつながると思いますので、この医療費の削減が頭打ちがないと保険料に反映してくるということになると思います。

(菅野)この表を見ますと、保険基盤安定負担金で6,179人ということは、1万1,835人のうちの52%の方が何らかの軽減措置を受けているということですがけれども、最高の57万を払っている人というのは何人ぐらいいるのですかね。

(国保年金課長) 今手持ち資料はございませんので、ちょっと後で調べさせていただきますしてお知らせしたいと思います

(菅野) それから、これは県単位で運営しているのですけれども、やはりいつも基金を何千億とためているのですよね。それをこの引き下げに回しなさいよと言っているのですが、その基金というのは幾らあるかわかりますか。ことしは出ないのです。私も手に入らなかった、資料が。

(国保年金課長) 後期高齢者とか介護は県単位で基金を持ってまして、ちょっと今正確な数字は出ませんが、これは今後国保についてもそのための基金を造成するという事でしょうけれども、創造するという事は検討されているのですけれども、後期高齢者の場合は比較的特別徴収が多くて収納率もいいので、ある意味この基金を取り崩して何とかというのが想定がどういう場合だと。今言ったように、保険料の引き下げにこの基金を使うかどうかというのがちょっと定かでないところですので、保険料が今、医療費が高騰すればするほど保険料に反映していきますので、果たしてこの基金が使えるかどうか、この辺はちょっと広域連合とも調整していきたいと思っておりますので、ちょっと今即答はできませんけれども。その基金が造成されましたけれども、ちょっと国保と、国保が今後広域化の中で造成するのではないかとと言われておりますけれども、国保の状況と広域連合の場合とちょっと違うというふうに言われておりますので、本当にこの後期の基金がどういう形で使われるかどうかちょっと確認させていただきたいと思っております。

(菅野) それから、この制度のために健康保険組合なり、他の医療保険からの分担金のようなものを払っているわけですよね。それが大変多額で、健康保険組合なんかはもうどんどん解体をして、協会けんぽにも入る事態になって、まだそれが続いていますよね。払い切れないわけです。健康保険組合はもう破綻しているという例が。入れて最初的时候は特にひどかったですけれども、近年こういう状況はどうなっているでしょう。例えば県内でとか。

(国保年金課長) ちょっと正確な数字押さえているわけでもありませんけれども、この後期高齢者医療制度というものは公費が約5割、それは当然国、県、市町村で4対1対1。正確に言うと、国が12分の4、県が12分の1、市町村が12分の1ということで運営費の負担をしております、残りの5割の約1割といいますか、高齢者が保険料で1割、正確に言うと12分の1。今お話があった後期高齢者支援金というのが若年者の保険料。若年者といっても、零歳から74歳までが若年者の保険。これ約4割でこの後期高齢者の制度が賄われているということで、非常に我々も仕事をしている中で、共済組合に保険料を払っている中に医療費分と介護分とこの後期の支援分というのがありまして、ここがばかにならないと。通常は、ある程度大きい会社ですと健康保険組合をつくって、そこで賄っているのですけれども、そこもだんだん収益が悪化したりしますと、当然保険組合の負担も大きいですので、健康保険、いわゆるけんぽですね、協会けんぽに移行するところもあるのではないかと。ただ、それはちょっと私どもも正確な数字押さえておりませんので、申しわけないですけれども、この仕組みが一応できていまして、このおかげで後期は成り立っているというところですので。この中で、また総報酬制といいますか、その辺でまたこの辺が改定されるとさらに健康保険組合の負担が多くなる、そういうふうに言われていますので、今後非常に厳しい状況になってくるのではないかなというふうに考えています。

(菅野) その結果、健康保険組合が解体して、協会けんぽに入らざるを得ないから、入ってくる。協会けんぽなんていうのは、中小企業の集まりなわけですが、本来。ここが毎年のように保険料を上げるのです。ことしもまた上げると言っているのです。そうすると、国民生活にさらにいわゆる窮乏の実態がもうそれこそ底深く浸透していくと、こういう状況なのです。それから、75歳以上をいわゆる別枠にしたこんな制度をつくっている国なんて世界中にどこもないわけですが、この中で死ぬときは病院ではなくて自宅で死になさいよと言って、今病院から追い出すように点数制度を高くどんどん持っていっていますよね。要するに自宅で介護できるように病院を出る場合、レセプトをつくれれば病院にその

分単価を多くするとか、そういうことを政府は持っていつていますけれども、実際に鴻巣でそういうことで75歳以上の高齢者が病院から出て在宅医療となった場合、本当に鴻巣で在宅医療を支えるほどのいわゆる在宅福祉というのは可能なものでしょうか。

(国保年金課長) 在宅というのは、やはり介護しますというか、面倒見の方が非常に大変だと思いますので、その辺は福祉といえますか、医療と介護を含めて非常に問題だと思いますので。実際私なんかも自宅で実の母親を面倒見することはできませんでしたので、ある意味施設でお願いしたところもありますので、これが在宅で面倒見るといというのは非常に負担になるなというふうに思っています。

(菅野) 終わり。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なければ終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 75歳以上の高齢者を別枠の保険で適用すると、そして厳しい医療制限をしていく、最後は在宅でみとるようにと、これが政府の、人生を全うし、特に今80、90の方は戦後の敗戦の中から本当に真面目に働き、日本の国の復興を支えてきた人たちが年をとればこんな福祉の理念からかけ離れた政治の外へ置かれるのかと、こういう声を上げているのが後期高齢者医療制度です。75歳以上の人には別枠の医療制限をするなど、世界に類例のない政治です。日本の社会保障費は、諸外国と比べても一番OECDの中で低いものです。きっちりまず税金の中で最初に社会保障費を取ると、これが本来の政治のありようであると思います。こうした政治のありようを指摘し、さらに人生の最後を全うする方が人間らしい生き方をできたと思える政治とはほど遠い実態であることを指摘し、反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第91号 平成25年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第91号は原案のとおり認定されました。

次に、自殺対策条例について調査研究を行いたいと思います。

条例に入る前に一息入れたいと思います。5分ほど休憩をとります。

(休憩 午後5時02分)



(開議 午後5時07分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

前の頓所委員の質問、それから加藤委員からの質問に対する保留の件につきまして、介護保険課長から答弁の求めがありましたので、発表していただきたいと思います。

(介護保険課長) ありがとうございます。

先ほどご質問いただきましたご近所見守り隊の登録者数でございますけれども、25年度末で345人でございます。その後、26年度になりまして認知症サポーター養成講座等やっておりますので、26年の8月で約500人ぐらいに今なっているかと思えます。500人。

(2つあるの声あり)

(介護保険課長) 2つ。

(認知症サポーターの声あり)

(介護保険課長) 認知症サポーターについては、1,838人でございます。ご近所見守り隊のほうは最新で約500人近くになっているということでございます。

それと、加藤委員さんのほうから言われておりました特養の市内に何カ所かということでございますけれども、今あるのが7カ所でございます。今整備しているのを入れて8カ所ということでございます。

以上でございます。ありがとうございます。

（委員長）以上、答弁がありました。字句その他につきましては、委員長に一任願いたいと思います。

それでは、自殺対策条例についての調査研究の件について入っていきたいと思います。

この件につきましては、チームリーダーの野本委員のほうで進めていただきたいと思います。

（野本）では、ご指名をいただきましたので、自殺対策条例の制定についてというテーマについて進めさせていただきたいと思います。

これについては、今までの審査とは違いまして、この委員会の中で提案をしていこうという考えでこれまで打ち合わせをしながら進めてまいりました。その中では、執行部の方々の意見もいただきながら進めてまいりましたので、きょうの段階でここまでできているということを一読、ここで読み合わせをして確認をしていただくというふうにさせていただきたいと思います。

それで、19日の日に、一般質問の3日目になりますけれども、19日金曜日の一般質問終了後に議員説明会を行い、議員からの意見もいただいていくという計画であります。それに当たっては、既にもう9月5日の段階できょうお手元にお配りの資料は全議員に持っていておまして、各委員から簡単な概要説明はしてあるという中で、当日はきょうこれから読み合わせますように内容を読んでいくということをしていきたいと思います。

資料、皆様ありますか。

（何事か声あり）

（野本）はい。既に委員の皆様はずっと毎回目を通して、また読んできていることなのですけれども、この自殺対策条例の流れといたしましては、6月の定例会の際に委員会ですら正式にこの自殺対策条例を策定する方向で検討していくということで立ち上げました。そして、6月定例会閉会後は、閉会中の委員会審査として数回委員会としての策定をしてまいりました。9月議会に入るに当たりまして、大体きょうご提案の形まで

来たということで、ここで改めて足りない点、問題点はないかということを確認をして議員説明をすると。議員説明をするに当たっても、完成している状態というわけではないということ踏まえて意見を伺いたいというふうに思っております。さらに、この条例の名称につきましても、委員会としてこれでいいのかということを含めまして、また議員からも意見をいただくつもりでおります。

それでは、1ページ目が目次となっておりますが、最初にお断りをおきますが、これ内容、文の案を見ていただくための資料ですので、体裁は整っていませんので、その部分だけのご了承いただきたいと思います。目次の部分まず読んでいただきたいと思いますので、サブリーダーの潮田委員よりお願いしたいと思います。

（潮田）では、目次のところからいききたいと思います。

鴻巣市自殺対策条例（仮称）です。目次、前文（目的）、第1条（基本理念）、第2条市の責務、第3条学校等の責務、第4条事業主の責務、第5条市民の責務、第6条議会の責務、第7条心情及び生活への配慮、第8条財政上の措置、第9条行動計画の策定、第10条推進体制、第11条。

（野本）はい、ありがとうございます。

簡単に解説しますと、前文は1つ、全体のこの条例の意図するところということで独立してありまして、第1条から第9条までが総則ということになります。第10条、第11条が基本的施策ということで、この条例が果たすべきことということでつくられております。

では、それを踏まえた上で内容に入っていきたいと思っておりますので、続けて潮田サブリーダーよりお願いします。

（潮田）前文。みんなが健康で元気に暮らし助け合うまち、これが鴻巣市民憲章にうたわれている私たちの願いです。しかし、残念なことに、我が国において自殺による死亡者数は高い水準で推移し、自殺が重大な社会問題となっております。それは、本市においても例外ではありません。自殺の原因は多種多様で、身近なところに多くあり、自殺未遂者を含めると自殺を考える人は非常に多く、決して特別なこと、他人事ではありません。悩み抜いた末に大切なとうとい命をみずから絶つ追い込ま

れた末の死は、個人の努力だけではどうすることもできず、周囲の気づきや適切な相談対応等、本市においても自殺対策に全力を挙げて防いでいかなければなりません。このまちでみんなが幸せに暮らすという考えのもと、自殺を取り巻く要因や環境、心の健康についてまち全体で解決するために一人一人が命を大切にし、自殺対策の担い手としてともに支え合う鴻巣市をつくり上げていくことを目指し、この条例を制定します。

第1章総則。目的。第1条、国の自殺対策大綱に定める誰も自殺に追い込まれることのない社会の仕組みを市と市民全体でつくとともに、市民個人及びその親族等の心情に配慮しつつ、市民一人一人がかけがえのない命の大切さを考え、次世代の子どもたちに生きる力を育み、ともに支え合う地域社会の実現に寄与することを目的とする。

基本理念。第2条、1、自殺対策は、本当は生きていたいのにもう死ぬしかないという追い込まれた自殺をなくすため、個人の問題のみならず、その背景にある社会的要因を踏まえ、社会全体の取り組みとして実施されなければならない。

2、自殺対策は、単に精神保健的な観点だけでなく、地域的、多角的に問題を分析し、地域レベルの実践的な取り組みを含めた措置を講じることにより自殺は防ぐことができるものとして推進されなければならない。

3、自殺対策は、自殺の事前予防、自殺の危機への対応及び自殺が発生した後、または自殺未遂が発生した後の対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

4、自殺対策は、国、県、市、医療機関、学校、事業主、市民、自殺の防止等に関する活動を行う市民団体、そのほかの関係する者の相互の密接な連携のもと実施されなければならない。

5、自殺対策は、直接的な施策のみならず、市民の心の健康づくりを推進することで積極的に予防する取り組みを計画し、実行しなければならない。

市の責務。第3条、1、市は、自殺に関する現状を把握、分析し、市の状況に応じた施策を策定しなければならない。

2、市は、経済的及び精神的な問題のほか生活上の悩みに関する相談について市民の悩み全般を受けとめる相談窓口の整備を進めなければならない。

3、市は、市内における自殺の実態に応じて緊急的な対策を要する者については速やかな対応をとらなければならない。

4、市は、自殺防止のため、相談機関の情報提供、相談窓口等、そのあらゆる対策を市民に周知しなければならない。

5、市は、自殺防止の取り組みを全庁挙げて意識し、連携して取り組まなければならない。

学校、教育機関等の責務。第4条、1、学校等教育機関は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、市、関係機関、保護者、地域と連携しながら児童生徒、学生が心身ともに健康な生活をおくれるよう、また教職員等が心身ともに健康で職務に従事できるよう適切な措置を講じなければならない。

2、学校等は、命のとうとさを学び、生きる力を育む教育の機会を設けるよう努めるものとする。

3、学校等は、児童生徒または学生から心の迷い等のサインを見逃すことなく、適切に対処するものとする。

4、どこにでも、誰にでも起こり得るいじめや不登校の心の実態を把握することで、子どもたちが自己を肯定し、周囲との信頼関係を築くことのできる心の環境づくりに努めなければならない。

事業主の責務。第5条、1、事業主は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、市及び関係機関と連携しながら、労働者が心身ともに健康で職務に従事できるように適切な措置を講じなければならない。

2、福祉、医療、教育サービス業などの対人援助を提供する事業主は、特に自殺防止に取り組む意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、市や関係機関と連携しながら、サービス受給者がサービス利用に際し心身ともに健康が維持できるように適切な措置を講じるよう努めるものとする。

市民の責務。第6条、市民は、自殺対策について関心と理解を深めるとともに、一人一人が担い手として自殺防止に向けた取り組みを行うように努めるものとする。

議会の責務。第7条、議会は、自殺対策に関する市の施策が効果的に推進されるよう監視及び評価を行うとともに、必要な提言を行うものとする。

心情及び生活への配慮。第8条、自殺対策の実施に当たっては、自殺者、自殺未遂者及び自殺を考えていると思われる人並びにその周辺の人々の心情や生活の平穏に十分配慮しなければならない。

財政上の措置。第9条、市は、この条例の目的達成のために必要な財政上の措置、そのほかの措置を講じなければならない。

第2章基本的施策。行動計画の策定。第10条、市は、この条例の目的を達成するために自殺総合対策の推進に係る行動計画を策定し、次に掲げる自殺対策に関する事項を定めるものとする。1、自殺対策に関する最新の調査研究。2、自殺対策に関する市民への啓発の推進。3、自殺対策に関する人材の育成。4、自殺対策の相談体制の整備と各相談機関や医療機関との相互連携体制の拡充。5、緊急性の高い人々への支援のあり方。6、心の健康づくりを進める取り組み。7、自殺未遂者に対する相談窓口への持続支援や自殺者の親族への支援及び情報提供。8、自殺対策に関する連携づくりとその活用。9、さまざまな世代、事象における自殺を防ぐことにつながる事業。

推進体制。第11条、市は、自殺対策を所管する課が中心となり、関連部署及びそのほかの関係者・団体との密接な連携を図り、前条に規定する行動計画を策定し、推進する仕組みの整備に努めるものとする。

附則。この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上です。

（野本）ありがとうございました。

この文案ですけれども、きょうの段階で委員の皆様あるいは執行部からお気づきのことがありましたらご意見をいただきたいと思います。何かありますでしょうか。

(潮田) 今読んでいて思ったのですけれども、4ページの学校、教育機関等の責務のところの3番で、学校等は児童生徒または学生から、から「の」が入らないと。からの心の迷いのサインをというふうにしないと。

(何番の声あり)

(潮田) 3番です。学校等は、児童生徒または学生からの。というふうに思いました。

(健康づくり課長) まず、目次の中で、第4条の学校等の責務とありますが、実際の第4条は学校・教育機関等の責務ということですので、整合性をとるためにこれは学校・教育機関等の責務がよろしいかなと思いましたが、それが1つと、今後文書法規上の審査を受けるので、形式は整えられると思います。言い回しとか、てにをは、及び、または的なことは当然そのときになると思うのですが、先ほど内容の中の第4条なのですけれども、これも恐らく文書法規で直されると思います。

第1項の学校等教育機関はという言い方なのですけれども、これは当然学校・教育機関等(以下、学校等という)というふうに多分直されると思います。それで、以下2項、3項で学校等ということで主語になっていくと思います。

また、この条文の第4項の最初にも「学校等は」というふうに入れないとちょっと整合性がとれないのかなという気がいたしております。

(今の最後は何でしたの声あり)

(健康づくり課長) 第4項の頭に「学校等は」と入れて、どこにでも、誰にでも起こり得るの前に「学校等」を入れるというほうが、ずっと一連の、3条はずっと市は、市はと言ってきていて、第4条は学校等ということで一連の項目を捉えておりますので、第4項についても「学校等は」を主語にしてよろしいのではないかと。結局学校等は心の環境づくりに努めなければならないというくくりでございますので、これだと主語がちょっと不足しているのではないかなという意見でございます。

それから、いっぱい言って申しわけない、第7条なのですけれども、議会の責務ということを入れるということでお話があって、結構なことだと思います。ただ、最後の必要な提言なのですけれども、秋田市の場合

には提言等という「等」が入っております。当然監視や評価、議会のほうで行っていただくわけなのですが、それに対して必要な提言のみですと「等」に何があるかという指導、助言だったり、いろんなさまざまなものを含んでのそういうものを行うのだということにしておいたほうが、提言だけという意味ですとちょっと非常に逆に狭くなってしまっているのではないかなという、そういった私の感覚なのですが、検討が要るかなと思いました。

もう一つ最後に、第9条の市が行う財政上の措置のところなのですが、括弧書きの財政上の措置ということであらうとすれば、本文の中の財政上の措置、その他の措置ということがございますよね。単に財政上の措置を市が講じるのであれば、このその他の措置は要らないと思えますけれども、平塚市のように肩書に財政上の措置等ということで、このその他の措置という言葉も入っております。結局財政上の措置のみならず、例えば人的な措置とか、そういったことを含めての措置を講じるということであればそういうふうに合わせてほうがいいかなと思えますし、ただ本市においては市の責務ということで、第3条で5つほど市の責務というのを挙げておりますので、その点平塚市は市の責務というのとはざっくり1行で終わっております。なので、平塚はこのその他の措置というのをここに入れたのかなと思ったときに、であれば財政上の措置だけでもよいのであればその他の措置は除いてもいいのかなと。ちょっとわかりづらい説明で申しわけないのですけれども、そういったような。以上でございます。

(野本) 学校のところは、どちらかというところですよ、今。

(はいの声あり)

(野本) そのほうが。

そうしましたら、ほかにとりあえずまずご意見としてみんな伺っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(坂本) 細かいところなのですが、4ページの3条の2で、市は経済的及び精神的な問題のほか……

(ちょっとマイクお願いいたしますの声あり)

(坂本) 市は、経済的及び精神的な問題のほかの後に点を入れるべきかなと思ったのですけれども。

(野本) 3条の第2項ですね。

(坂本) 3条の第2項。

(野本) そのとおりですね。

字句等のものもわかる範囲で直せる、余りよくないところは直していきたいと思いますが、最初の目次については、ここ第1章、第2章書いていないのですが、これは入れたほうがいいのですよね。第1章と第2章がこれたまたま何か抜けてしまっていたのです。というのは、後からその第1章、第2章、第3章というのを手直ししたこともあってちょっと抜けてしまったのですが、目的の前が第1章総則で、第10条の行動計画の策定の前に第2章基本的施策というのを入れるべきなのかなというふうに思います。

あと、私のほうで気がついた部分が、やはり句読点の部分では第5条の2項、これは5ページですけれども、福祉、医療、教育、サービスと並んでいる部分が、これは中点ですね。皆様お気づきだと思いますが。そのところが気づいた主な部分です。

(加藤) 今の句読点の中で、6ページの推進体制のところの1行目の一番最後、これは中点ではなくて逆に普通の句読点のほうがいいのではないかなという気がしたのですけれども。関係者、団体という中で。

(野本) それは、何か検討したのではなかったかと思うのですが。

(加藤) そうでしたっけ。

(潮田) これは、あえて中点にしているかなという。関係者と団体というのが並列かなという意味で。ということで、ちょうど行が変わるから、そういうふうに見えないのだけれども。

(個人と団体でという意味合いの声あり)

(潮田) そういう意味合い。

(野本) そうだったのですよね。

(潮田) はい。

(野本) 関係者が個人で、団体というのと表現をするのに中ポチで分け

たという意味合いがありました。

(潮田) あと、また小さなことなのですからけれども、4ページの第4条第1項の3行目、生活をおくると。これ漢字でもいいかなど。健康な生活をおくれるよう。時間に間に合わない「おくれる」にとれてしまう場合があるので、生活を「送る」のほうが。

(野本) 第4条1項の3行目ですね。

(潮田) はい。

(国保年金課長) 先ほど小沢課長からも話あったのですけれども、私もきょう初めて見させていただいて、今回議員提案ということで条例を提出されるということなのでしょうけれども、やっぱり文書法規のほうで審査があると思いますので。例えば第2条でこれ1項から5項だと思っておりますけれども、通常この1、ポチがない。

(野本) そうですね。

(国保年金課長) ないのでですね。

(野本) はい。それは、毎回説明のときに。

(国保年金課長) ええ、そうなのですね。

(野本) どうしてもワープロで打つ関係で出てしまうと。

(国保年金課長) よく我々も法制執務という研修行きますと、最初の1行目は一升あけて2升目からやるのですけれども、2行目は一番左にそろえるのですとか、そういうルールがあると思いますので、ちょっと見た感じその辺の1項とか2項、3項とか、号数だとか、またこの番号の振り方もあれですよ。

(それはもうふぞろい。全部……の声あり)

(国保年金課長) ですよ。ちょっとその辺がさらっと見た中では気になったところですからけれども、審査があるということですので。あとは字句の問題だけだと思いますので、よろしくお願いします。

(健康づくり課長) あと、これも文書法規に直されると思いますけれども、第10条、6ページですからけれども、1から9までは、これは項ではないので、これは全部括弧の1、括弧の2、括弧3となると思います。

(野本) 括弧ですか。

(健康づくり課長) はい。これは、上の2行が1項という意味で、9までは号ということになります。

(野本) そうですね。

(健康づくり課長) これは当然直ると思います。

(潮田) 済みません。あと、今さらなのですけれども、実はきのう、きょうの新聞で若者の自殺のことがあちこち取り上げられていて、今回これを鴻巣市の自殺対策条例、仮称ですけれども、つくるに当たって、やっぱり若者の自殺を防ぐということに重きを置いているということで最初始まったかなと思いますので、若者の自殺を防ぐというのをもうちょっと色濃く入れたいかな。本当にきのう、きょう、たしかきょうの新聞とかヤフーとか何かでだと思えます。特に若者の自殺がクローズアップされておりますので、もうちょっと入れられるように考えたいなというふうに改めて本日ちょっと新聞見て思いました。

(野本) ちなみに、第1条の目的の部分には、一番最後の段で次世代の子どもたちに生きる力を育み、ともに支え合う地域社会の実現に寄与することを目的とするというのを入れておまして、これを前文のほうにもう少し盛り込んでいくべきかなというふうに私も思います。ですので、19日の説明会の際には、今ご意見いただいた部分を含め合わせて、できるだけ修正をしたものを当日説明のときに改めてお配りするようになりたいと思います。この前の5日の段階での資料は配っておりますが、その後きょうの委員会をやっておりますので、それを経た形で。それから、そのほかにもまたあればいただくのですけれども、条例の名前について何かご意見ありますでしょうか。

(健康づくり課長) 議員提案でございますから、こちら側からこれがいいと言うことはできないわけなのですが、せっかく埼玉県で最初の条例になるわけなので、単純な自殺対策条例でいいのかなというような感じは前々から受けておりました。先進地は、心と命を守るというのが秋田市とか幾つかあります。あとは、自殺総合対策条例というような名称だったと思います。なので、その辺は議員の皆様が最初にわかりやすく簡単な言葉でというようなお話でされていたと思います。なので、大前提

としての題名についても検討が必要なのではないかなということ、これは差し出がましい意見でございますが、よろしく申し上げます。

(野本) ありがとうございます。

(潮田) 私としましては、自殺対策条例というよりは、命と心を守る条例というやわらかな言葉がいいというふうに考えております。

(国保年金課長) 予算書ですとか事務事業評価表に、初め新規事業で、これは自殺対策事業でしたっけ。

(野本) そうです。

(国保年金課長) そのときにちょっと違和感がありまして、その当時の課長さんに何か違う事業でどうでしょうかというふうにお伺いしたことあるのですけれども、そのときには結局これでまた戻ってきた経緯がありました。ただ、そのときの私ども当時経営政策部で予算とか事務事業評価を新規事業をつくるときに、これでいいのでしょうかねという、そういうのがちょっとあったのは記憶していますので、潮田委員さんが言われるようにストレートですごくわかりやすいのかもしれないけれども、そのときも行政のほうでもこれでいいのかなというものがちょっとあったことは確かだったです。

(野本) ありがとうございます。やっぱりそういう動きがあって、平塚市のように日本で一番最初につくられた条例は直接表現をしなかったわけなのですが、それでは本当にこの3万人という危機的状态を乗り切れるのだろうかということがあって、その後につくられてきた条例はみんなストレートに自殺対策という言葉を使ってきたと。ただ、今我々文教福祉常任委員会が話し合ってきた部分というのは、もう事業としては22年度からやってきた。どんどん整備されているし、ゲートキーパーも徐々に拡大しているということで、水際の部分は順調に進んでいるであろうと。これからこの条例が目指すべきは、自殺対策の水際だけでなく防止をするような、若者の自殺を防ぐですとか、命を大切にするとか、防止という観点に立つということがこれまで話し合われてきましたので、今いただいたご意見のように、潮田委員も発言が、健康づくり課長も発言ありましたけれども、そういうふうな条例名のつけ方というのがよろし

いのではないだろうかというふうに、今意見はだんだんそうってきているということもあります。

（頓所）例えばそれを見てみんながぱっとイメージできるまでにはすごく時間がかかると思うのですよね。一番最初に、例えば今、話はちょっとずれるかもしれないのですけれども、昔脱法ハーブってあったではないですか。みんなが使えるようになった。それをやっぱりみんながわかりやすくと、これは危険なのだということで危険ハーブにしましたよね。だから、私も小沢課長と同じで、ちょっとその言葉を自殺対策防止条例みたいにやると何かうっと思ってしまうけれども、そのほうがストレートでわかりやすいかなとちょっと思いました。だけれども、余りにもストレート過ぎるというか、本当の自殺対策を何でしてほしいかという私たちの思いというのは、やはり命と心を守るというそこが主眼点なので、何かまとまりませぬけれども、そんな気はしました。やっぱりこれはネーミングってすごく大切で、みんなでいろんな意見を出し合いながらやっぱり決めていければ私たちの思いが伝わるころだというふうに思いました。

（野本）ありがとうございます。

ほかにご意見ありますでしょうか。

（加藤）何を、どっちをどうするというのではなくて、これから全議員の方にいろいろと意見を聞いたりするわけですよね。ここでは一通りな今意見かなというふうにも思うのですけれども、どっちの方向性に行くかということで皆さんから聞いて、実はこのままストレートに行くのだよと、そうなってくるとまたなんですけれども、だからここである程度の今の心と命ということの方向性で、これとこっちがどっちがいいかということで皆さんに聞くなりいいのですけれども、皆さんに聞いて、ではこれに、なら最初からでは考えなくたってよかったみたいな話になってしまうので、ある程度ここで自殺とストレートに行くのか、これちょっと今の言ったそれでいくのかという二通りを決めて皆さんに説明するときにもできたらいいのではないかなというふうに思うのですけれども。

(野本) ある程度この場で決めて、説明会のためにそれを説明していくということではいかがでしょうかということです。

それでは、その辺も踏まえて最終的には1つの案としていきたいと思いますが、保健医療部長、副部長、何かご意見ありましたら伺いたいと思います。

(保健医療部長) 今条例名についてということでよろしいですね。

(野本) それも含めて全般的にお願いできればと。

(保健医療部長) 条例名については、国の自殺総合対策大綱とか、そういうところから読み取ると、地方のより実践的な取り組みという部分から考慮すれば自殺対策条例でもいいと思うのです。ただ、その内容、我々がやろうとしているこの内容について、自殺対策だけではなくて自殺対策に結びつくような環境を醸成していこうというような考え方に基けば、もっと優しい言い方のほうがいいかなと思っています。この条例全体を見た場合に、国の大綱に基づいた例えば連携、事業団体あるいは関係者の連携とか、あるいはそういった部分については今回、今回といいますか、前回国の見直しがあった部分というのはもう全て含まれているのかなと思いました。ただ、先ほど潮田委員さんが言われたように、若年者への配慮という部分、その部分が直接は出てきていないのかなというのを感じました。そこを入れるか、どのような形で含ませていくのかというのはあるかなと思いますけれども、あと基本的な部分については、こういう書きぶりでもいいのかなと思いました。

あと、私ちょっとうっかりしていたのですけれども、議会の責務という部分ですけれども、ここは大体こういう書きぶりなのですか。議会が評価というか、そういった部分を担っていくというような、ちょっとこれでいいのかどうか。推進体制のところとの関連が多分出てくると思いますので、そこが今までちょっと気がつかなかったのですが。

(野本) 今までなかったのです。秋田市が一番新しくできてきたというので、参考にして後からつけ加えた部分。

(潮田) ほかはなかった。秋田市だけかもしれない。一番最初にできたのが秋田市だったので、入れたという経緯ではあります。

(野本) 要は議員提案をしていく中で、議会を入れなくてもいいのかという、それでとりあえずペンディングといいますか、保留なのだけれども、一応入れて検討しましょうよということで、入れたからこそ今そういうご意見がいただいているのですけれども。議会としても、要はもう一つの考え方は、議会というのは市民の代表という意味合いでは市民の責務という中に含まれているというふうに捉えてもいいだろうねという話は話し合いの中ではしてきましたけれども、それをあえて独立させて出すということは、ご意見をいただきながら入れるかどうかを決めていきたいと思ったのですが、入れる場合というのはほかの条例ではほとんどないわけですよ、執行部提案からというのは。ですから、ほかでは多分ないものを今回やれるのかどうかということなのですから、この辺はどうなのでしょう。

(潮田) この秋田市のを参考にしたという理由というのが、相模原市も委員会提案だったようです。あとほかは執行部提案が多いのですけれども、秋田市の場合は議会全体で、委員会というよりは議会全体や自殺対策に対する思いが全議員が物すごく強いものがあつたそうで、そこでつくられた条例ということでこれらを盛り込まれていたようなのです。なので、今回は執行部提案ではなく委員会提案ということもあつたので、あえて入れるのはどうかというふうに言って提案をさせていただいたという形です。

(野本) 実際に秋田市では入っているという事例があるのですが、これを条例に入れるのはすごく難しいものなのかどうかというのはいかがなものでしょうか。執行部的に見て。

(保健医療部長) 今回この条例の制定の趣旨からして議会のほうから提案していただくということですので、これに対しては当然市としてこの条例の趣旨に、負託に応じていかななくてはならないという部分あります。その中では、当然議員さん、皆さん市民の代表者としていらっしゃるわけですので、そういった書き方というのは当然可能なのだと思っております。そこは我々でちょっと判断は、我々どうのこうのと言えない部分かなとは思っているのですけれども、それは当然可能なことなのかなと

思っております。

以上です。

(健康づくり課長) ちょっと本音を言わせてもらおうと、監視及び評価をされるということ自体で担当部署である当課におきましては非常なプレッシャーがあるということはありません、実際問題として。ただ、やはり何分議員さんからの提案ということの県内初の条例でございます。議員さんがつくって議員さん方が何もこの中に登場しない、役割が見えないというのはやはりどうなのかなという気もありますので、私も、積極的にではないのですが、よろしいのではないかなと思っております。

以上です。

(加藤) 確かに、だと思うのですよね。やはり監視及び評価ということで。ただ、議会から提案しておいて、一応提案したから、もうそれでいいということではやっぱりないと思うのですよね。

(野本) そのとおりなのですよね。

(加藤) だからなのですけれども、もし、だとしたらこの辺の言葉をちょっと変えろとか、議会の責務は入れてもむしろ効果的に推進されるように……

(野本) 協力ですか。

(加藤) あと、議会としては、逆にそういったことで議会人としても心がけなければならない、市がただやっていることだけを監視したりするのではなくて、自分たちがやっぱりこれを提案していくわけですから、自分たち自身もそういったものに、自殺対策に心がけていかなければならないとかという自分たちの責任の中で、監視するとか、そういうことではなくて、自分たちの責任として入れたらどうかなとふと思ったのですよね。

(野本) そのとおりですね。何か外から見ている感じに見えてしまいますものね。

(加藤) 自分たちが勝手に提案しておいて、それで市をしっかり監視していこうね、していくと……

(何事か声あり)

(加藤) だから、例えば心がけるとなると前のほうの文章も多少変えないとちょっとマッチしないかなとは思いますがね。市の施策がという、この辺が市に対しての話になってしまうから、議員としても自殺対策に心がけていかなければならないみたいな、そういう文面に、ちょっとこの辺を工夫していただいたらどうかなというふうに思うのですけれども。

(野本) 監視及び評価という言葉の使い方は、もしほかにいい表現があれば変えるとしても、ただ議会としてはそれは1つ仕事としてはあるべきものだと思います。それとともに、例えば今おっしゃっていただいたように積極的に推進するとか、そういう当事者になるという意味合いの言葉をその後につけていければいいのかなというふうに思います。だから、傍観者ではなく、評価する人ではなく、やっぱり当事者になるということをごここに入れましょうか。

(加藤) そうですね。ちょっと言葉を考えていただいて。

(坂本) 先ほどの話なのですけれども、ネーミングの話で、鴻巣市心と命を守る自殺対策条例と、こう一緒に2つとも入れてしまうみたいなのもできるかなという。

(野本) いい提案出ましたね。

(坂本) 1つの案として。

(野本) いいですよ。秋田市もそうでしたっけ。

(何事か声あり)

(野本) 参考資料、秋田市のものを見ますと、タイトルは「秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例」というふうになっていますね。そのとおり言いかえますと、「鴻巣市民の心といのちを守る自殺対策条例」となります。では、これは皆さん一致としてよろしいですか。

(潮田) もう一回。鴻巣市民の。

(野本) 鴻巣市民の、秋田の場合は心といのちをとっていますが、どうしますか。いのちと心にしますか。さっきの潮田発言は、ここいのちだったのですけれども。

(漢字と平仮名というの声あり)

(潮田) そうですよ。

(平塚は逆なんですね。平塚は心が片仮名で命が漢字で、秋田市は心が漢字で命が平仮名なんですよの声あり)

(野本) では、そこはまた後で議論するとして。心と命。

(潮田) 私は、どっちかというところ…

(野本) 命が先ですか。

(潮田) 命が来るかな。

(野本) 自殺対策だからね。

(潮田) うん。命は平仮名でいいですね。

(野本) そうですね。優先、命まず最優先。心は防止の部分ですよ。命が対策の部分で、心が防止の部分だと思うのですけれども。

(潮田) 自殺防止、対策、どっち。

(野本) 対策条例でいいと思います。それは国の基本法もありますから。どちらが先のほうがいいという意見はありますか。それだけ伺いたいと思いますが。

(保健医療部副部長) 命が先だと思います。

(野本) 命が先で。

(保健医療部副部長) 命かなと。

(野本) よろしいですか、皆様。

(坂本) 個人的には心だと思います。

(野本) そうですよ。保健医療部的に言うと命で、多分学校ももちろん命だと思うのだけれども、心に深く常に携わっている学校というのは心かもしれないなというふうに思ったりしますけれどもね。では、そこは両方の意見をいただきましたので、正副委員長、リーダー、サブリーダーにちょっと預けておいていただきたいと思います。何か特にご希望。

(加藤) 私もやっぱり心の病からいろんなことがあって命をなくすというふうなことにつながっていくのかなと思うので、まずその心のうちに対策をすべきかなと私思うので、やっぱり心のほうが先かなと私もちょっと思うのですけれども。それぞれ思いは違うかと思うのですけれども

ね。

(野本) 視点の問題ですね。いただいた意見をもとに最終的な案にしていきたいと思います。

ほかに意見はよろしいでしょうか。

(なし)

(野本) では、前文のところは、先ほど申し上げましたように、若者の命を守るという目的の第1条に入っているところをちょっと文章にしたものをつけ加えていきますので、そこはちょっと預からせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(頓所) 先ほどいろいろ条例の文章の書き方を例えば19日までに何かお示ししていただき……どっちみちこれを出すとまた番号があったかと。

(野本) 同じ指摘がありますからね。

(頓所) はい。

(野本) それはつくります。

(頓所) 言われると思うので、なるべく完成形に近い形で19日提出していただいて、そしてその中で細かい微調整みたいなものがあるといいのかな。多分みんなも、条例とか読んでいる人たちというのはここ一升何とかとか1番、1があるからなんていう、そこに目がとられてしまうと本当に話したいことが話せなくなってしまうと思うので。

(野本) では、この委員会の意見を踏まえたものをつくって、委員会のメンバー及びきょうのメンバーにご確認をいただきまして、事前に議員にお配りするということがいきたいと思います。仮称につきましても、今のところは直しまして、命か心かというところが決まるかどうかわかりませんが、それでおつくりしたいと思います。

介護保険課長的には何かありますか。

(介護保険課長) 私的にも命が先かなと思いました。

(野本) なるほどね。

では、以上で自殺対策条例についてのご意見をいただくときを終わりにしたいと思います。

委員長にお返しいたします。

(委員長) 慎重なるご審議ありがとうございました。

それでは、お諮りいたします。自殺対策条例制定の調査等について閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、自殺対策条例制定の調査等について閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

なお、会議録の調製及び委員長報告の作成につきましては、委員長に一任願います。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会といたします。

どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

(閉会 午後 6 時 0 1 分)